

令和8年2月定例会

# 総務政策常任委員会会議録

令和8年3月11日～12日・16日

場 所 第2委員会室



令和8年3月11日(水曜日)

針について

○閉会中の継続審査について

午前9時58分開会

出席委員(7人)

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和8年度宮崎県一般会計予算

○議案第2号 令和8年度宮崎県開発事業特別  
資金特別会計予算

○議案第3号 令和8年度宮崎県公債管理特別  
会計予算

○議案第21号 宮崎県税条例の一部を改正する  
条例の一部を改正する条例

○議案第23号 職員の給与に関する条例の一部  
を改正する条例

○議案第24号 未来みやざき成長基金条例

○議案第27号 宮崎県公益認定等審議会条例の  
一部を改正する条例

○議案第28号 公示送達制度の見直しのための  
関係条例の整備に関する条例

○議案第29号 宮崎県固定資産評価審議会条例  
の一部を改正する条例

○議案第34号 包括外部監査契約の締結につい  
て

○請願第19号 「消費税率の引き下げ」を求め  
る意見書を国に提出することを  
求める請願書

○その他報告事項

- ・令和8年度組織改正案について
- ・宮崎県公共施設等総合管理計画の改訂につい  
て
- ・宮崎県消費者基本計画の素案について
- ・第12次宮崎県交通安全計画の素案について
- ・日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催準備状  
況等について
- ・キャッシュレス決済拡大及び収入証紙廃止方

委員 長	佐藤 雅洋
副委員 長	齊藤 了介
委員	外山 衛
委員	山内 いとく
委員	河野 通博
委員	今村 光雄
委員	松本 哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総務部

総務部長	田中 克尚
危機管理統括監	津田 君彦
総務部次長 (総務・市町村担当)	那須 隆輝
総務部次長 (財務担当)	児玉 洋一
危機管理局長 兼危機管理課長	中尾 慶一郎
総務課長	福島 久大
人事課長	伊東 浩
行政改革推進室長	宮崎 智美
財政課長	池田 幸優
財産総合管理課長	廣池 修次
税務課長	鎌田 正
市町村課長	池北 斉
総務事務センター課長	後藤 道洋
消防保安課長	羽田 貴一
営繕課長	下温湯 盛久
設備室長	原田 徹

総合政策部

総合政策部長	川北正文
政策調整監	大東 収
県参事兼総合政策部次長 (政策推進担当)	佐野晃浩
総合政策部次長 (県民生活担当)	長友修一
総合政策課長	中村智洋
広域連携推進課長	酒匂晋也
秘書広報課長	佐藤純一郎
広報戦略室長	小山圭一
統計調査課長	芝吹政明
総合交通課長	松田 隆
中山間・地域政策課長	濱川哲一
産業政策課長	川崎智子
デジタル推進課長	福崎 寿
生活・協働・ 男女参画課長	森山紀子
交通・地域安全対策監	坂元敏彦
みやざき文化振興課長	松元弘樹
人権同和対策課長	大迫義彦
女性活躍推進室長	前田直彦

事務局職員出席者

議事課主査	岩下恵美
政策調査課主査	藤原諒也

○佐藤委員長 ただいまから総務政策常任委員会を開会いたします。

まず、委員会の日程についてであります。

日程案につきましては御覧のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第23号、議案第28号に対する人事

委員会の意見についてであります。

タブレットの委員協議フォルダ内にある資料を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会から人事委員会に意見を求めた回答であります。

次に、当初予算関連議案の審査方法についてであります。

お手元の、または文書共有システムの委員協議フォルダ内の資料、委員会審査の進め方(案)を御覧ください。

まず、1の審査方針についてであります。

当初予算の審査に当たっては、重点事業・新規事業を中心に説明を求めるとし、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても、説明を求めるとしております。

次に、2の当初予算関連議案等の審査についてであります。

今回の委員会は、新年度当初予算の審査が中心となりますので、最初に当初予算全体の説明を聞くため、総務部の審査を先に行い、その後、総合政策部ほかの審査を行いたいと存じます。

また、総務部及び総合政策部の審査につきましては、長時間にわたることが予想されますので、お手元の資料のとおり、予算議案のみ班を分けて説明・質疑を行い、全体がそろった後、特別議案の説明・質疑、その他報告事項の説明・質疑を行いたいと存じます。

なお、質疑については、関連した質疑を効率的に行う観点から、課ごと、または項目ごとに質疑を受けることとします。

審査の進め方については以上であります。このとおり進めることに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いた

します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時1分休憩

---

午前10時4分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

審査に入ります前に、皆様に御協力をお願いいたします。

本日で、東日本大震災発生から15年を迎えました。そこで、当委員会といたしまして、この震災で亡くなられた多くの方々の御冥福を祈り、ただいまから黙祷をささげたいと存じます。

皆様の御起立をお願いいたします。

[全員起立]

○佐藤委員長 黙祷。

[黙祷]

○佐藤委員長 お直りください。

ありがとうございました。

それでは、ただいまから審査に入ります。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

○田中総務部長 本日、御審議いただきます議案等につきまして、お手元の総務政策常任委員会資料により御説明いたします。

資料の2ページを御覧ください。

まず、1の予算議案についてであります。議案第1号が一般会計予算で、議案第3号が公債管理特別会計予算でございます。

令和8年度当初予算案(第1号)の概要につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、2の特別議案では、宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例など5件になります。

最後に、3のその他報告事項では、令和8年度組織改正案についてなど2件御報告いたしま

す。

では、令和8年度当初予算案の概要につきまして、資料の3～31ページで御説明いたします。

この資料は、別途配付しております。令和8年度当初予算案の概要の冒頭部分を抜粋したものを掲載しております。

最初に3ページを御覧ください。

一番上に記載のとおり、今回の当初予算案は、みやぎの未来創造予算案としており、新型コロナからの再生、本県の強みを日本一へ引き上げる挑戦、そして、この一連の動きを次なる成長へと確実につなげていく予算と考えております。

予算額であります。令和8年度の一般会計の当初予算額は6,900億円で、前年度比219億円余、3.3%の増となっております。

なお、議案(予算書)上は、その下に小さく記載しております。6,899億5,000万円になります。

次に、予算編成の考え方ですが、3つの重点施策を推進するために効果の高い施策を構築するとともに、財政の健全性確保のため、積極的な歳入確保や施策と財源の選択と集中を推進し、財政関係2基金の残高確保、県債残高の抑制に努めたところであります。

また、下段に記載のとおり、昨年打ち出された国の経済対策を活用した取組として、令和7年度2月補正において272億円を措置し、令和8年度当初予算と一体的に執行することで、施策の効果を最大化してまいります。

なお、国の当初予算が年度内に成立せず、暫定予算が編成される可能性もありますけれども、高市内閣において、当初予算案や税制改正大綱は昨年末に閣議決定済みであること、また、国政の停滞による県民生活への影響を極力抑える

必要があることから、通年予算として編成しております。

ただし、今後の情勢によって、当初予算案等に大きな見直しが生じる場合などには、必要に応じて、国庫補助事業を中心とした執行時期の調整や補正予算の編成を検討してまいりたいと考えています。

4ページをお願いいたします。

予算案のポイントであります。重点施策の柱ごとに新規・改善事業等の予算額、事業数を掲載しております。

1つ目の日本一挑戦プロジェクトの総仕上げに、当初と補正を合わせ55事業、約48億円、また、2つ目の人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくりに、同じく、当初と補正を合わせ91事業、約101億円、そして、3つ目の未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくりに、当初で18事業、約50億円を、その他、国の経済対策を活用した取組として補正で11事業、約54億円を措置しております。

5ページをお願いいたします。

予算規模は、社会保障関係費や国スポ・障スポ開催に向けた準備、国土強靱化への対応などに加え、重点施策に関連する将来を見据えた取組等に必要予算をしっかりと措置した結果、口蹄疫対策転貸債の償還という特殊要因のあった平成27年度を除くと、過去最大の規模となったところであります。

6ページをお願いいたします。

歳入予算の特徴であります。円グラフを御覧ください。

自主財源は2,889億円で歳入総額の41.9%を、依存財源は4,010億円で58.1%を占めております。

7ページをお願いいたします。

自主財源の状況であります。自主財源は、前

年度と比べ45億円余、1.6%の増を見込んでおります。

その主な要因としましては、県税は、軽油引取税の暫定税率廃止等により減となったものの、地方消費税清算金が物価高を背景に前年度比70億円余、12.8%の増と大きく増えたことによるものであります。

なお、下から3段目になりますが、今回の予算編成において321億円余の収支不足が発生しておりますので、財政関係2基金から同額の繰入れを行っております。

8ページをお願いいたします。

財政関係2基金の残高の推移を棒グラフで示しておりますが、令和8年度当初予算編成後の基金残高は235億円となり、災害などの不測の事態への備えも勘案すると、おおむね適正な規模であると考えております。

9ページをお願いいたします。

依存財源の状況であります。依存財源は前年度と比べ174億円余、4.6%の増を見込んでいます。

その主な要因としましては、地方特例交付金が、軽油引取税の暫定税率廃止等の減収補填により前年度比47億円余、861.6%の増、地方交付税が、小学校給食費や高校授業料のいわゆる無償化に伴う地方負担の全額を算定すること等により前年度比157億円余、8.2%の増となったことによるものであります。

10ページをお願いいたします。

上段の表が県債の状況であります。まず、発行額は563億円余で、前年度と比べ57億円余の減となっております。

これは、国スポ関連の県有スポーツ施設整備が今年度終了することによるものでありまして、県債残高総額は8,575億円余で、前年度と比べ微

減となっておりますが、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は6,260億円余と2.9%の増となっております。

現時点において、財政健全化法に基づく財政健全化判断比率等に問題はありませんが、今後も注視していく必要があると考えております。

11ページをお願いいたします。

県債発行額及び県債残高の推移をグラフで示しております。このうち折れ線グラフが県債残高の推移であり、上の折れ線グラフで示している県債残高総額はここ数年横ばいで推移しておりますけれども、下の折れ線グラフで示している臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高は、令和元年度以降、年々増加しております。

12ページをお願いいたします。

ここからは、歳出予算の特徴を御説明いたします。

まずは、款別の状況であります。

増減の大きい主な費目を申し上げますと、総務費が、未来みやぎき成長基金積立金の増等によりまして\*20億円余、4.6%の増、また、教育費が小学校給食費のいわゆる無償化による増等で104億円余、8.1%の増となっております。

13ページをお願いいたします。

歳出予算の性質別の状況であります。円グラフを御覧ください。

歳出総額のうち、人件費、扶助費、公債費を合わせた義務的経費が36%を占め、公共事業費等の投資的経費が20.3%を、市町村等への補助金などその他一般行政経費が43.7%をそれぞれ占めております。

14ページをお願いいたします。

社会保障関係費の状況であります。

表の右下、合計欄にありますとおり、総額

1,233億円余、一般財源ベースでは1,081億円余となっております、下の棒グラフのとおり、年々増加してきております。

15ページをお願いいたします。

特別会計についてであります。

会計別に増減はありますけれども、15ある特別会計の当初予算額の合計は1,920億円余で、前年度と比べ77億円余、3.9%の減となっております。

16ページをお願いいたします。

公営企業会計についてであります。

電気事業、工業用水道事業、地域振興事業につきましては、いずれも減となっておりますが、県立病院事業につきましては、材料費の増等により前年度と比べ30億円余、5.4%の増となっております。

17ページをお願いいたします。

ここからは、当初予算における主な事業の概要を掲載しております。

特徴的な事業について、簡単に御説明させていただきます。

まず、重点施策の1つ目の柱、日本一挑戦プロジェクト関係、その中の子ども・若者プロジェクトであります。一番上の事業では、住居不足等を背景に移住者数が伸び悩んでいる中山間地域において、新たに、若者・子育て世代に重点を置いた空き家改修支援に取り組みます。

また、2つ下の事業では、官民挙げて集中的に授乳室や、おむつ替えスペースを整備するなど、ハード面でも子育て環境の充実を図ります。

さらに、その1つ下の事業では、国が18歳以下の子どもの支給する物価高対応子育て応援手当、これは1人2万円になるわけですが、重点支援地方交付金を活用し、県独自で1人1万

※8ページに訂正発言あり

5,000円を上乗せしますとともに、一番下に記載のとおり、国等と連携し、小学校給食費や高校授業料のいわゆる無償化に取り組み、子育てに係る経済的支援を大幅に充実・強化いたします。

18ページをお願いいたします。

グリーン成長プロジェクトにつきましては、引き続き、再造林率の向上に向けて、入口戦略としての補助金の大幅引上げの継続、出口戦略として、県産材の海外輸出促進を図ってまいります。

また、スポーツ観光プロジェクトについては、世界レベルの大会や代表チームの合宿が続々と決定するなど、こうしたよい流れをさらに発展させるべく、プロ・アマ問わず、幅広く受け入れるための事業を積極的に展開してまいります。

19ページをお願いいたします。

次に、重点施策の2つ目の柱、人口減少社会への適応であります。一番上の事業では、人口密度の低い中山間地域において、輸送・配送サービスを維持していくため、複数の運送事業者による共同配送網の構築に取り組みます。

また、その下の事業では、買い物や金融などの日常生活サービスの維持に向け、例えば、郵便局に買物の場やオンライン診療所を併設するなど、サービス展開に必要なインフラ整備を支援いたします。

さらに、3つ下の事業では、物価高騰等で経営状況が急激に悪化している医療・介護・福祉施設に対して、国庫補助を活用し、緊急的に事業継続に向けた支援金等を支給します。

なお、一番下に記載のとおり、昨年策定された国の計画も踏まえ、県土強靱化に係る県単独の公共事業予算について増額して確保し、公共事業全体では4年連続1,000億円超を措置してまいります。

20ページをお願いいたします。

人口減少により、仕事の担い手や消費が減少していく中でも、県内の産業を守り、着実に成長させるため、1つ目の事業として、外国人材を必要とする企業と外国人材をマッチングさせる事業を実施いたします。

また、その下の事業では、神楽のユネスコ無形文化遺産登録を確実なものとするため、ユネスコ本部のあるパリでの海外公演等を実施いたします。

さらに、その下の事業では、滞在型観光を推進し、観光消費額をさらに大きく伸ばすため、1泊当たり単価が高額な高付加価値型の宿泊施設の誘致に取り組んでまいります。

21ページをお願いいたします。

今回の重点施策の3つ目の柱、未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくりを進めていくため、未来みやざき成長基金を新たに設置いたします。

概要に記載のとおり、期間は令和8～16年度、規模は120億円程度を想定しておりまして、令和8年度当初に40億円を積み立て、翌年度以降はふるさと納税を活用し、順次、積み増しを行います。

22ページをお願いいたします。

基金は重点施策でも掲げました中段に記載の3つの取組に活用いたしますが、これらの取組を通して、スポーツの成長産業化や国際線の拡充を実現し、それぞれ経済効果を大きく引き上げてまいりたいと考えております。

23ページをお願いいたします。

ここからは、未来みやざき成長基金を活用した主な事業を紹介いたします。

国スポ・障スポの開催で多くの方が来県するこの絶好の機会に、本県を売り込んでいくため、

一番上の事業では、本県が誇るスポーツ・焼酎・神楽を一元的にPRする情報発信拠点をKITENビルの1階に設置し、アスリートの記念グッズ展示や焼酎の試飲・販売、神楽衣装の展示などを行います。

また、一番下の事業では、県全体で大会を盛り上げ、県内津々浦々で来県者をおもてなしするため、国スポ・障スポ応援団を全市町村で結成し、当該応援団を中心に関連イベントの開催や歓迎装飾などに取り組んでまいります。

24ページをお願いいたします。

国スポの盛り上がりを一過性のものとせず、本県の経済成長へとつなげていくため、新陸上競技場などの国スポのレガシーを最大限に活用してまいります。

上から2つ目の事業では、民間による新たな宿泊施設の整備や既存の宿泊施設におけるキャパシティ拡充を支援し、プロスポーツキャンプや大規模イベントの誘致の鍵となる宿泊面の受皿を充実させるとともに、キャンプやイベント等での来県者に県内に宿泊いただくことで、食事や買物をはじめ、県内での消費へとしっかりとつなげてまいります。

また、下の事業では企業誘致や外国人材の確保、輸出拡大などの基盤として、ベトナム、インドネシアといった新たな国や地域の国際線誘致に力を入れて取り組みます。

さらに、下の事業では、置県150年に向けたプロジェクトの創出・推進を目的に、各界の有識者・代表者から成る県民会議を設置いたします。

置県150年に向けた取組については、次のページで御説明いたします。

25ページをお願いいたします。

置県150年に向けた今後の方向性についてでございます。

これまで、置県80年や100年といった節目に総合運動公園や総合文化公園を整備し、現在のスポーツランドみやざき、そしてみやざき文化振興の礎となっております。

置県150年に当たりましては、将来を担う子ども・若者が学べる・楽しめる新たな知の拠点づくりとして、まずは総合博物館や平和台公園を対象に、施設の再整備や活用に係る調査・検討に着手いたします。

また、音楽ライブ・コンサートなど、特別な時間を創出していくことで、地域振興や経済効果の拡大、若者・女性の県外流出の抑制にもつなげてまいりたいと考えております。

26ページをお願いいたします。

置県150年に向けたロードマップであります。

来年度からの3年間をコンセプト策定等の検討期、その後の3年間を事業企画等の準備期、令和14～15年度を事業実施の展開期としております。

まずは、来年度、経済界・教育界等に加え、若い世代で構成する未来みやざき成長県民会議を設置し、官民一体となってコンセプト等について議論を行います。

この県民会議の御意見も踏まえながら、具体的取組について検討を進めるとともに、ハード整備について基礎調査等に着手いたします。

27ページを御覧ください。

こちら、国の経済対策を活用した物価高対策等ではありますが、いずれも、昨日、可決いただきました、2月補正の事業となっております。一番上の事業では、今年度の大幅な最低賃金引上げに対応いただいた県内の中小企業等へ支援金を支給いたします。

また、その下の事業では、県内への宿泊者に対して、宿泊時の割引や観光施設等で利用でき

るデジタルクーポンを付与してまいります。

28ページを御覧ください。

その他の主要施策であります。まず、来年に開催を控える国スポ・障スポ関係の事業費は、総額56億円余となっており、競技会場となる市町村の施設整備を支援するとともに、令和8～9年度にかけて実施される国スポの競技別リハーサル大会の運営を支援いたします。

29ページをお願いいたします。

上から3つ目の事業では、宮崎市の本場のほか4つの支場・センターで構成する総合農業試験場について、再編整備に向けた基本計画を策定いたします。

また、その下の事業では高原町の本場と川南支場の2拠点となっている畜産試験場について、本場への集約化に向けた基本設計に取り組みます。

なお、31ページに、2月補正予算案のうち、国の経済対策を活用した事業の総額等を掲載しておりますが、後ほど御覧いただきたいと思っております。

すみません、12ページの歳出予算の特徴のところ、未来みやざき成長基金積立金の増等により、総務費が21億円余の増額と申すべきところを20億円余と申し上げました。おわびして訂正いたします。

予算案の概要については、以上でございます。

歳入予算や議案等の詳細につきましては、危機管理局长及び各課室長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

**○鎌田税務課長** 県税収入予算につきましては、税務課から御説明いたします。

委員会資料の32ページを御覧ください。

県税収入予算につきましては、経済動向や主要企業の業績見通し、令和7年度の税収状況及

び税制改正等の影響を勘案して見込んでおります。

令和8年度当初予算は、表の一番上の県税計の左から2つ目の①当初予算額の欄のとおり、1,116億1,000万円を計上したところであります。

これは、表の中ほどの前年度当初比の欄にありますとおり、前年度と比べて7億円の減、率にして99.4%となっております。

次に、増減額の大きい税目について御説明いたします。

前年度当初比増減額及び一番右側の備考の欄を御覧ください。

まず、上から2段目の個人県民税は、賃金上昇等により18億3,388万円余の増、その2つ下の利子割県民税は、政策金利の引上げに伴う預金金利の上昇により6億8,339万円余の増、その2つ下の法人事業税は、製造業、サービス業等の所得減により12億7,817万円余の減と見込んでおります。

33ページにお進みください。

上から2段目、地方消費税の譲渡割は、物価上昇により37億2,641万円の増、次に、その1つ下の地方消費税の貨物割は、輸入額の減少により1億5,041万円余の減、その1つ下の不動産取得税は、前年度に大規模建築の増加があったことに伴う反動等により、2億809万円余の減と見込んでおります。

34ページにお進みください。

一番上の段、自動車税の全体額は、令和8年3月末で環境性能割が廃止になる予定ですので、それに伴い、10億3,247万円余の減、次に、その1つ下の自動車税(種別割)は、令和元年10月以降の登録分から税制改正により税額が低く設定されておまして、そうした車への置き換わりが進んだことにより、1億24万円余の減と見

込んでおります。

下から3段目、軽油引取税は、旧暫定税率の廃止等により42億7,608万円余の減と見込んでおります。

○佐藤委員長 概要説明及び歳入予算等の説明が終了しました。

審査の進め方ですが、予算議案のみ2班に分けて議案等の審査を行い、特別議案等の審査、最後に総括質疑を行うこととします。

また、質疑については、関連した質疑を効率的に行う観点から、課ごと、または項目ごとに質疑を受けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いします。

まず、第1班として総務課、人事課、財政課、財産総合管理課、営繕課、税務課の予算議案に係る審査を行いますので、順次議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は、説明終了後をお願いいたします。

○福島総務課長 資料の35ページをお願いいたします。

総務部の令和8年度当初予算案の歳出予算課別集計表であります。

今回お願いしております、総務部の一般会計と特別会計を合わせました予算額は、表の左から2列目の一番上にありますように、2,376億2,804万5,000円であり、令和7年度当初予算額と比較しますと、一番右端にありますように100.7%となっております。

36ページをお願いいたします。

債務負担行為の追加であります。

今回、総務部からは事項の欄に掲げる6件につきまして、それぞれの期間及び限度額の範囲内におきまして、債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、37ページをお願いいたします。

総務課の当初予算案について御説明いたします。

総務課の令和8年度当初予算額は、左から2列目の一番上にありますように、4億846万8,000円であります。

38ページをお願いいたします。

主な内容について御説明いたします。

まず、左から3列目の事項名の欄の上から4段目、(事項)文書管理費9,010万4,000円であります。

これは、文書の送料や文書収発室運営嘱託員の人件費など文書収発に係る基本経費のほか、電子決裁機能を有する文書管理システムの運用に要する経費であります。

次に、その下の段の(事項)印刷等管理費4,773万8,000円であります。

これは、庁内で作成する冊子類の印刷・製本業務の経費でありまして、印刷機器のリース料や消耗品代、印刷業務嘱託員の人件費などでございます。

次に、下から2段目の(事項)文書センター運営費4,809万7,000円であります。

これは、県文書センターにおきまして、歴史的価値のある文書を適正に保存管理するための経費でありまして、歴史資料文書デジタルデータ作成委託や消火設備の保守に要する経費、文書センター運営嘱託員の人件費などであります。

39ページをお願いいたします。

最後に、(事項)県公報発行費1,527万7,000円であります。

これは、条例、規則などの公布に係る、県公報の発行に要する経費などがございます。

○伊東人事課長 人事課の当初予算につきまして御説明いたします。

資料の40ページをお願いいたします。

人事課の令和8年度当初予算額は、55億6,637万1,000円であります。

主な事業について御説明いたします。

41ページをお願いいたします。

まず、事項名の欄の上から2段目、(事項)人事調整費10億5,346万7,000円であります。

これは、知事部局職員の人事給与管理の調整に要する経費でございます。

主なものといたしましては、説明欄の1の会計年度任用職員の雇用におきまして、職員が産休・育休等を取得した際に、代替職員として雇用する会計年度任用職員の雇用に要する経費を計上するとともに、5の職員手当の調整経費におきまして、職員の時間外勤務手当等に係る経費を計上したところでございます。

次に、事項名の欄の上から4段目の(事項)人事給与費38億7,244万円であります。

これは、人事給与管理事務及び退職手当に要する経費でございます。

主なものとしましては、説明欄の2の退職手当におきまして、知事部局職員の退職見込者に係る手当の所要額を計上するとともに、3の「人事給与システム管理事業」におきまして、職員の人事給与システムの運用管理及び法令の改正等に伴い必要となるシステムの改修に要する経費などを計上しております。

次に、(事項)県職員研修費3,130万4,000円あります。

これは、自治学院が実施する県職員の研修に要する経費であります。

次に、(事項)職員派遣研修費4,671万2,000円あります。

説明欄の1の職員の国内派遣研修に要する経費におきまして、自治大学校等への派遣に要する経費を計上するとともに、2の職員の海外派遣研修に要する経費におきまして、一般社団法人自治体国際化協会及び日本貿易振興機構の海外事務所において研修を受ける職員の派遣に要する経費を計上しております。

最後に、(事項)被災地職員派遣事業費2,044万6,000円あります。

これは、被災地で災害復旧業務に従事する職員を派遣する場合に要する経費や、派遣する職員の代替職員を配置するための経費を計上しております。

○池田財政課長 資料42ページをお願いいたします。

財政課の令和8年度当初予算額については、一般会計と特別会計を合わせまして1,510億6,191万3,000円でございます。

内訳といたしましては、一般会計が793億1,242万8,000円、対前年度比で101.5%、公債管理特別会計が717億4,948万5,000円、対前年度比で\*40.2%でございます。

一般会計の主な増減といたしまして、(款)総務費の(目)財産管理費の基金への積立金について28億円余の増額、(款)公債費の公債管理特別会計への繰出金について16億円余の減額でございます。

以下、主な事項について御説明いたします。

44ページをお願いいたします。

まず、一般会計についてでございます。

(目)一般管理費のうち、2つ目の(事項)諸費について17億4,514万6,000円です。

※11ページに訂正発言あり

説明及び事業名欄の1の税外収入の還付等に要する経費の15億500万円ですが、これは、国庫補助事業の確定に伴う国への返還金等の経費でございます。過去の実績等を踏まえた計上でございます。

その下、2の庁内一般共通経費の2億4,014万6,000円ですが、こちらは、突発的な事象等により生じました各所属の person 費、旅費、需用費など、諸経費の不足を補うための予算を財政課で一括計上しているものでございます。

次に、(目)財産管理費のうち、2つ目の(事項)県債管理基金積立金は46億14万8,000円です。

これは主に、国の令和8年度地方財政対策におきまして、将来の臨時財政対策債の償還に備えた基金の積立てに要する経費に対しまして、地方交付税措置を講ずることとされたため、見合いの額等を積み立てるものでございます。

また、この事項のほか、各事項の欄に記載しております経費につきましては、当課が所管しております各基金の運用利子等を積み立てるものでございます。

次に、(目)元金の663億9,223万1,000円、またその下の(目)利子の56億9,496万4,000円です。

これらは、県債の償還経費であります。このうち元金償還金の説明及び事業名欄1の3億3,800万円余につきましては、国に対し一般会計から直接償還するものでございます。

これ以外につきましては、同じ欄にあります公債管理特別会計繰出金として、一般会計から公債管理特別会計に繰り出した上で、当該特別会計から金融機関等に償還してまいります。

45ページをお願いいたします。

(目)予備費でございます。例年どおり1億

円を計上させていただいております。

46ページをお願いいたします。

ここから公債管理特別会計についてでございます。この会計では、一般会計からの繰入金を財源といたします。県債の償還経費を計上しております。

まず、(目)積立金の(事項)県債管理基金積立金62億3,800万円です。

これは、満期一括償還債の償還財源を計画的に積み立てておくものでございます。

その下、(目)元金から一番下の(目)公債諸費までは、県債の償還経費といたしまして、(事項)元金償還金に598億1,523万4,000円、(事項)利子償還金に56億9,496万4,000円、(事項)事務費に128万7,000円を計上しております。

42ページにお戻りいただけますでしょうか。修正でございます。先ほど公債管理特別会計の対前年度比につきまして、40.2%と申し上げました。正しくは90.2%の誤りでございます。大変失礼いたしました。おわびして訂正いたします。

以上、歳出予算の説明でございます。

続きまして、47ページをお願いいたします。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明申し上げます。

今回、御指摘・御要望いただきました、予算の効率的・効果的な執行と健全な財政運営についてであります。その対応といたしまして記載をしております。令和8年度当初予算案におきましては、日本一挑戦プロジェクトの総仕上げをはじめとする3つの重点施策の推進と財政の健全性確保の両立を図る予算案として編成いたしました。

予算額は6,900億円、口蹄疫対策転貸債等の償

還という特殊要因のありました平成27年度を除き、過去最大の規模となりましたが、積極的な歳入確保や施策と財源の選択と集中を推進することにより、当初予算編成後の財政関係2基金の残高は、これまでと同水準の約235億円を確保いたしております。

また、臨時財政対策債を除いた実質的な県債残高については、県土強靱化や国スポ・障スポ大会への対応等によりまして年々増加しておりますが、国スポ関連の県有スポーツ施設整備は今年度おおむね終了となるほか、実質公債費比率や将来負担比率など、財政健全化に関する諸指標につきましても、国が定める早期健全化基準を下回るなど、現状問題ありませんことから、今後の財政運営に支障は生じないものと考えてございます。

一方で、人件費の増加、物価高、また金利の上昇が今後も継続して見込まれますので、防災・減災対策や施設の老朽化対策にも継続的に併せて取り組んでいく必要もあることから、毎年更新しております長期的な財政見通しへの確に反映をいたしまして、引き続き、将来の財政状況をしっかりと確認するとともに、地方一般財源総額の確保、地方財政措置の拡充等につきましまして、全国知事会等とも一体となりまして強く要望していくなど、歳入確保にも取り組んでまいります。

**○廣池財産総合管理課長** 財産総合管理課の当初予算について御説明させていただきます。

資料の48ページを御覧ください。

当課の令和8年度当初予算額でございますが、総額79億6,032万8,000円となっております。

次のページにお進みください。ここから主な内容について御説明させていただきます。

まず、上から2段目の(事項)庁舎公舎等管

理費8億7,860万7,000円でございます。

これは、庁舎の光熱費や清掃・警備業務等の委託、職員宿舎の修繕など、庁舎等の維持管理に要する経費であります。

次に、その下、(事項)庁舎公舎等保全費34億3,641万円であります。

これは、庁舎等の改修工事などの維持補修に要する経費であります。

右側に事業名が1～6ございますが、そのうち2の改善事業、庁舎公舎等営繕工事費、5の新規事業、総合庁舎等修繕業務委託、6の新規事業「公用車管理システム導入事業」につきましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、その下の(事項)電気機械管理費2億2,486万9,000円でございます。

これは、庁舎の空調設備等の改修など、機械、電気設備の維持管理に要する経費であります。

次に、2つ飛ばしていただきまして、下から3段目、(事項)東京ビル運営費28億8,033万3,000円あります。

これは、宮崎県東京ビルの設備管理や指定管理料等に要する経費であります。このうち事業欄の2の(1)新ビル県施設部分取得費につきましましては、後ほど御説明させていただきます。

次に、その下の(事項)公有財産管理費2億7,133万6,000円あります。

これは、県営住宅・職員宿舎などが所在する市町村に、固定資産税に相当する額を交付する県有資産所在市町村交付金などに要する経費であります。

次のページにお進みください。

表の下の段、(事項)県有施設災害復旧費9,270万円は、台風などの災害により被害を受けた県有施設の復旧に要する経費であります。

次に、新規・改善事業等について御説明させ

ていただきます。

次のページにお進みください。

まず、改善事業、庁舎公舎等営繕工事費であります。

予算額は32億9,705万4,000円で、財源は県有施設維持整備基金、県債、一般財源であります。

事業の目的ですが、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく施設の適切な維持管理や老朽化対策により、県有施設の長寿命化を図るものです。

次に、その下、事業の概要です。

(1)の事業内容については、大きく2つ、まず①修繕及び予防保全工事に要する経費ですが、こちらは、施設の修繕及び予防保全工事について、より計画的な予算執行を図るために、これまで各部局ごとに予算計上していたものを、当課で一括計上するものです。

対象施設は、知事部局所管の個別施設計画対象施設、具体的には本庁舎、各地区の総合庁舎、保健所などの単独庁舎、職員宿舎などです。

続きまして、②「庁舎老朽化対策調査研究事業」です。

公共施設等総合管理計画に基づき庁舎の老朽化対策を実施する上で、今後備えるべき庁舎の規模や機能などについて調査研究を行い、今後の在り方について検討を行うものです。

(2)の事業の仕組みですが、①が建設業者・設計事務所等への工事請負及び設計委託で、②が建設コンサルタント等への委託を想定しております。

事業の期間は、令和8年度からの3年間となります。

次のページにお進みください。

新規事業「総合庁舎等修繕業務委託事業」であります。

予算は2,902万9,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的は、県内各地区の総合庁舎や合同庁舎、職員宿舎といった施設の小規模な修繕業務を一括して外部委託することで、スピーディーな修繕の執行かつ各総合庁舎の担当者の業務軽減を図ることを目的としております。

なお、修繕業務については、令和7年度に本庁舎修繕業務委託として本庁舎の修繕を外部委託しておりますが、本事業は外部委託の対象を総合庁舎等まで拡大するものであります。

次に、事業の概要であります。

(1)の事業内容ですが、現在、各総合庁舎で行っている修繕のうち、100万円未満のものは一括して外部委託するという事業です。

(2)の事業の仕組みは、工務店や不動産管理会社などへの委託を想定しております。

(3)の成果指標については、現在、修繕1件当たり平均68日ほどかかっておりますが、これを約6割削減し、30日程度にすることを目標としております。

事業の期間は、令和8年度からの3年間です。53ページにお進みください。

新規事業「公用車管理システム導入事業」であります。

予算額は521万3,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的は、現在、企業局の南側に建設中の立体駐車場に集約する本庁域の公用車について、AIによる配車管理や充電管理等が連携したシステムを導入することにより、公用車の稼働率向上及び業務効率化並びに職員負担軽減を図るものです。

次に、事業の概要です。

(1)の事業内容としては、大きく2つ、ま

ず、①の配車管理システムです。

これは、公用車の運行記録等の電子化及び運行距離等を踏まえた自動配車を行い、さらに充電管理・鍵管理システムと連携することで、効率的な運行管理を行うものです。

2つ目が、②の充電管理システム・鍵管理システムです。

充電管理システムは、EV充電の電力ピークカットにより電気料金を削減するもので、鍵管理システムは、鍵の貸し借りの24時間無人化により効率的な車両運用を実施するものです。

(2)の事業の仕組みですが、①と②の機能が一体化されたシステムを民間企業から賃貸借するという形で導入することとしております。

(3)の成果指標ですが、これらの運用効率化を通して、令和10年度までに3台分の公用車を削減すること、また、充電管理の適正化を通じて電気料金を令和10年度に144万円削減することです。事業の期間は、令和8年度からの3年間です。

次のページにお進みください。

「宮崎県東京ビル再整備事業」であります。

予算額は28億5,096万5,000円で、財源は県債、一般財源であります。

事業の目的は、宮崎県東京ビルについて、民間活用による再整備を行い、将来にわたって県政発展を支える拠点を維持し、首都圏における施策推進を図るものです。

次に、事業の概要であります。

今年10月に供用開始予定の新宮崎県東京ビルでございますが、東京市ヶ谷の県有地を民間事業者の有償で貸し付け、事業者がビルを建設した後に、県が施設の一部を買い取るという定期借地権方式で再整備することとしております。

次に、建物の概要でございます。右下の表を

御覧ください。

1階は商工観光労働部がフロンティアオフィスとして活用するほか、県情報発信スペースにつきましては、総合政策部が関係人口創出の場として運営する予定となっております。

また、2階と3階は県東京学生寮になります。寮の管理運営を行う指定管理者につきましては、昨年11月議会で指定議案を可決いただいたところでございます。こちらについて、同年12月25日に指定を行いましたことを、この場をお借りして御報告させていただきます。

また、4～6階は、県東京事務所に勤務する職員のほか、省庁や民間企業等に派遣される県職員が入居する職員宿舎となります。

○下温湯営繕課長 営繕課の当初予算について御説明いたします。

資料の55ページを御覧ください。

営繕課の当初予算額は、3億3,716万4,000円をお願いしております。

以下、主なものを御説明いたします。

56ページを御覧ください。

事項名の上から2段目、(事項)営繕管理費3,004万6,000円です。

これは、主に営繕工事に係る設計書の作成や、発注・工事監理などの業務に関する事務経費でございます。

○鎌田税務課長 資料57ページを御覧ください。

税務課の令和8年度当初予算額は、表の一番上の税務課計の左から2つ目のとおり、671億7,684万8,000円です。

59ページまでお進みください。

主な内容について御説明いたします。

左から3列目の事項名の欄の上から2段目、(事項)諸費です。

これは、過年度分の県税還付等に要する経費

であり、15億円を計上しております。

次に、事項名の欄の上から3段目、(事項)賦課徴収費であります。26億8,207万8,000円を計上しております。

これは、県税の賦課徴収に必要な経費で、その主なものといたしましては、右の説明及び事業名欄の1の徴税活動費の(1)徴税活動経費としまして、2億4,953万2,000円を計上しております。

これは、県税の徴税活動に必要な納税通知書等の印刷費、郵送料等の事務経費であります。

次に、その下の(2)個人県民税徴収取扱費交付金としまして、16億1,936万9,000円を計上しております。

これは、市町村が個人市町村民税と併せて賦課徴収する個人県民税の事務に係る費用を補償する目的で市町村に交付するもので、納税義務者1人当たり3,000円を乗じた額等を各市町村に交付するものであります。

次に、2の自主納税の推進費、(2)のウの軽油引取税徴収取扱報償金としまして、2億1,751万5,000円を計上しております。

これは、軽油引取税の特別徴収義務者に対して、通常必要とされる事務経費を超える経費の一部を補助するため、前年度に納期内納入した税額に応じて交付するものであります。

次に、その3つ下の3の管理機能の充実費の(3)地方税共同機構に係る経費1億2,275万2,000円は、地方税の電子申告等を行うシステムであるeLTAXの運用経費等であります。

その下、(4)の税務電算システム運営費1億886万5,000円は、税務電算システムの維持管理費及び税制改正等に伴うシステム改修経費等であります。

その下、(5)「県税クラウドシステム構築

事業」2億4,499万3,000円は、令和9年1月からの運用開始を予定している県税クラウドシステムの導入等に係る経費であります。

事項名の欄の下から3段目、(事項)地方消費税清算金ですが、これは本県に払い込まれた地方消費税について、各都道府県間で清算を行うために支出するものであり、262億3,006万円を計上しております。

その下の利子割交付金以下、8つの各種交付金は、いずれも市町村に対する法定交付金で、令和8年度の税収見込額を基礎に算出したものであり、その算定方法等は、右に記載のとおりであります。

続きまして、新規事業を御説明いたします。

61ページを御覧ください。

新規事業「家屋評価システム導入事業」であります。

予算額は1,051万7,000円で、財源は一般財源であります。

まず、事業の目的であります。不動産取得税、固定資産税の算定基礎となる固定資産評価額を算定するため、県税・総務事務所が行う家屋評価業務において、家屋評価システムを導入することにより、評価の平準化及び業務時間の削減を図るものであります。

次に、事業の概要であります。

(1)事業内容にありますとおり、家屋評価業務におけるスケジュール管理、評価額算定、統計管理、県税・総務事務所間での評価調書の共有などを総合的に支援する家屋評価システムの導入を行います。

(2)事業の仕組みにつきましては、民間企業への委託、システム等の賃貸借を予定しております。

(3)成果の指標といたしましては、業務時

間の削減を掲げております。

現状、約40名の職員が年間2万5,000時間をかけておりますが、これを年間2万600時間に短縮し、4,400時間の削減を見込んでおります。

事業の期間につきましては、令和8～10年度の3年間であります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案のうち、まず、総務課説明分についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 では次に、人事課説明分についての質疑はありますか。

○山内委員 資料41ページなんですけど、職員の海外派遣研修に関するのを少し教えてください。昨年度と比べると大分予算が上がっていると思うんですけど、海外研修の内容について——人数であったり、期間であったり、場所であったり、そういったものを詳しく教えてください。また、昨年度から予算額が上がった理由も併せて教えてください。

○伊東人事課長 昨年度から予算額が上がった主な要因としまして、今年度、旅費制度の改正を行い、旅費の単価が大きく上がっているというのが一番の要因でございます。

これまでの実績でございますけれども、職員向けの自主企画の海外の短期研修というのを行ってございまして、これは手挙げ方式なんですけど、今年につきましては3名行ってございます。行き先としましては、イギリス、フランス、ニュージーランドに、自分で企画して、海外に行って研修してくるというような企画の内容になっております。

その分と、先ほどもちょっと触れましたけれども、一般社団法人自治体国際化協会（クレア）がソウルとシンガポールに2名、それから日本

貿易振興機構（ジェトロ）が1名、これは、ベトナムに出しております。海外研修につきましては、そういった内容になっております。

○齊藤副委員長 今回の関連なんですけれども、海外の短期研修は自分で企画されるということなんですけど、派遣後、その持ち帰った成果というのはどういった形で県で共有しているんですか。

○伊東人事課長 本人に研修のレポートを提出していただいています。その内容につきましては、次年度、研修を希望されるような方に周知したり、全職員が見られるポータルサイトを持ってございますけれども、ここに誰でも見られるような形でその研修レポートを掲載して、職員への還元ということで生かしております。

○齊藤副委員長 それは、我々議員のほうから要求した場合には、我々も見ることはできるんですか。

○伊東人事課長 おっしゃっていただければ、中身を確認してからになると思いますけれども、基本的にはお出しできるような形にはなっていると思います。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、財政課説明分についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、財産総合管理課説明分についての質疑を求めます。

○松本委員 資料49ページをお願いします。先ほどの御説明の中で、市町村交付金だったかと思いますが、昨年から交付額が3,000万円以上伸びているのかなと思いました。もう一度この点を詳しく、額が伸びた理由も含めて御説明ください。

○廣池財産総合管理課長　こちらは、公有財産の中で、県営住宅や職員宿舎などが所在する市町村に対して固定資産税に相当する額を交付するというものでございます。

増えた理由なんですけれども、今年度から来年度にかけて変わる部分といたしまして、まず1点目が、今、建設中の宮崎県東京ビルで、10月から学生寮と職員宿舎として提供される分。2点目が、県プール部分について、収益施設と言われる部分がありますけれども、この部分も今年度から課税されるということになり、この2点が増加の主な要因となっております。

○齊藤副委員長　資料53ページの新規事業「公用車管理システム導入事業」のところで教えてください。

このシステムの対象となる公用車は何台になるんですか。

○廣池財産総合管理課長　配車管理システムの対象といたしましては、立体駐車場に駐車できる147台が対象となります。本庁域の公用車は、計157台ほどあるんですけれども、ここに止められないような大きな車であったりとか、危機管理上、特殊用途に使用する車であったりとか、10台はこのシステムの対象外ということにしております。

○齊藤副委員長　先日お尋ねした企業局の南側に造っている駐車場の3階以上でしたか。そこに止まっている車が対象という理解でいいんですかね。

○廣池財産総合管理課長　はい、お見込みのとおりでございます。

○齊藤副委員長　分かりました。

資料52ページの新規事業の総合庁舎等修繕業務委託ですけれども、これは各総合庁舎で行っている修繕のうち100万円未満の小規模な分を外

部に委託するという事で、右側のチャートのところを見ながら……。下に成果指標が出ていますけれども、このことによってかなり職員の業務短縮にもつながるし、工期等も短くなるということですので、いいことだなと思いつつも、反面、ちょっと心配になったのが……。受ける施工者にとって何かマイナス面ってないんですか。

○廣池財産総合管理課長　基本的には、依頼する修繕1件1件の内容が変わるものではないので、業者の方に特に御迷惑をおかけするというものではないと考えております。

今まで各総合庁舎の職員が、技術的な部分に対しては当課の技術職員と相談しながら発注していたものを、一括で発注するという事ですので、事業者からしても、それまで我々と協議したり、我々のほうから個別に支払われていたものを、まとめて施工することができるようになりますので、そういった面では、事業者にとってもメリットのある制度になるのではないかと考えております。

○河野委員　今の総合庁舎の修繕の平均日数が下がり、工期等も下がっていくという中で、実際に県としてかかっていた費用が、おおむねどのくらいカットできるのか、具体的な数字はないかもしれないんですけれども、感覚としてあれば教えてください。

○廣池財産総合管理課長　先ほど答弁させていただいたとおり、修繕の内容自体が大きく変わるわけではございませんので、そういった意味で劇的に経費が減るということはないとは思っておりますが、効率化することで、長期的には改善が見込まれる部分はあるのかなとは思っています。費用的に削減できるというものではないという認識でございます。

○松本委員 同じような質問になるかもしれませんが、委託をされるわけですよね。その業者の方は、工事費用と別にかかる費用——委託にかかる経費など、そういったものはこの中には入ってこないのか確認させてください。

○廣池財産総合管理課長 積算上は今回の予算で2,902万9,000円を計上させていただいておりますが、今、委員のほうから御指摘がありました、受託者の管理事務に係る業務に相当する分を662万5,000円見込んでおります。残額が工事にかかる経費ということになります。

○松本委員 分かりました。それであれば、そういう管理経費といったものが新たに発生したのか、それとも、これまで事業をやっている中で、もともと経費として必要であると見込まれていた部分が今回一括になったのか、そのあたりの予算の整理について教えてください。

○廣池財産総合管理課長 こちらの経費というのは、基本的には新たに発生した経費でございます。

ただ、この事務については、これまで職員が担っていたものでございますので、その人件費が幾らになるかというのは申し上げられないのですが、その分の削減にはなると考えております。

○今村委員 ちょっと細かいところなんですけれども、教えてください。公用車管理システムの鍵の貸し借りが24時間無人化というところで、車の出入りも24時間ということであると思うんですが、一般の方も同じような取扱いになるのでしょうか。

○廣池財産総合管理課長 1階、2階のいわゆる一般の方につきましては、基本的には開庁時間前後ということで、24時間の開放というのは現在考えておりません。

○齊藤副委員長 資料54ページの「宮崎県東京ビル再整備事業」の下の枠の中に書かれている、フロンティアオフィス3室の利用目的が、県内企業の首都圏進出を支援ということで書かれているんですけども、具体的にちょっとイメージが湧かないんですが、どんなことを考えられているんですか。

○廣池財産総合管理課長 フロンティアオフィスに関しましては、旧東京ビルにもあったものでございますけれども、想定している内容としては、県内企業が東京に展開する際に、一時的にこちらのフロンティアオフィスを拠点として事業を展開していただいて、正式に事務所を構えるまでの間、拠点として使っていただくといった用途を想定しております。

○齊藤副委員長 期間的には、例えば、何年以内とかいうのは決まっているんですか。

○廣池財産総合管理課長 フロンティアオフィスの運営については、商工観光労働部のほうで主体的に行っているところなんですけど、期間とか金額については、まだ検討中であると伺っております。

○齊藤副委員長 地下の機械式駐車場24台について、これは僕の勝手な想像なんですけれども、恐らく学生用ではなくて、このオフィスを借りる方用なのかなと思うんですが、職員の方もこの駐車場を使うことができるんですか。

○廣池財産総合管理課長 こちらの機械式駐車場は、委員お見込みのとおり、7～11階の民間オフィスのためのものでございまして、県施設の利用者が使用できるものではございません。

○松本委員 東京ビルに関連して、既に聞いていたらごめんなさい。1階部分の利用に関して料金というのはあったんですかね。

○廣池財産総合管理課長 フロンティアオフィ

スに関しましては、商工観光労働部の所管ということで、料金については現在、検討中と伺っております。それ以外の総合政策部が運営しますコワーキングスペースについては、現時点では無料で利用させる方向で検討していると伺っております。

○松本委員 確認です。これは今後ということ、検討がなされた結果がまた示されるという理解でよろしいですね。

○廣池財産総合管理課長 各所管部局のほうで検討された上で、また発表等があるかと思っています。

○佐藤委員長 よろしいですか。

次に、営繕課説明分についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは次に、税務課説明分についての質疑はありませんか。

○山内委員 まず、資料61ページの新規事業「家屋評価システム導入事業」についてお願いします。

成果指標で、2割の時間削減になるということなんですが、時間外勤務の時間が減るのか、それとも勤務時間内でこれだけ減るとい形なのか、教えてください。

○鎌田税務課長 家屋評価業務自体は各県税事務所で、秋口ぐらいから2月末ぐらいまで実施しているんですが、その間の時間外勤務というのは、例年、多くなっておりますので、その分の削減ができるものと見込んでおります。

また、加えて日中の業務につきましても、時間が節約できましたら、法人の調査業務ですとか、そういった業務に振り分けられるものと期待しているところです。

○山内委員 分かりました。しかしながら、資

料59ページになるんですけども、税務課の職員数が昨年より全体で8人ほど増えているんですが、今回、どういった理由で増加になるのでしょうか。

○鎌田税務課長 こちらは令和7年度の要因で計上しておりますが、産休・育休取得職員の代替職員の配置などがあった関係で増えているものであり、定数としては令和6～7年度で変更ございません。

○山内委員 基本的な確認ですけども、税務課内で産休・育休を取得された方が、今回、年間8人ほどおられるということですが、課だけでのカウントですか。それとも県の庁舎内全部がここでカウントされているのか教えてください。

○鎌田税務課長 この人数につきましては、税務課と7つの県税総務事務所の税務に係る職員の合計の数でございます。

○松本委員 家屋評価システムのことでございますけれども、現地調査については、職員の方が実際に行かれるのは変わらないんですね。

○鎌田税務課長 現地調査については、職員が行くことに変わりはありません。

○松本委員 業務熟練度の差などがありながら、システムに入力していくことで効率化は図れると思うんですけども、その積算のところが直接課税に関わってきますので、職員の方の研修というのはかなり重くなってくるんじゃないかなと思います。そのあたりの対応について、考えている部分がありましたらお示してください。

○鎌田税務課長 このシステム導入前は、表計算ソフト等で統一した形で評価をしておりますが、システム導入に伴って、まず、そのシステムに熟練するという研修をもちろん予定しております。

また、職員の熟練度の差というところで言いますと、各県税総務事務所に配置された担当職員相互、近くの県税事務所同士で兼務をかけて、お互いの評価のチェックをするというのはこれまでも行っております。今後はそのシステム内で評価の結果を共有できるようにする予定でございますので、実際に、顔を突き合わせてお互いに育成していくというところから、システムを通して、それぞれの事務所にいながら、ほかの職員の評価の内容等を確認して、電話・メール等で問合せをするというようなことも可能になるかと思っております。

○松本委員 要望になりますけれども、システムが構築されますと、職員の皆さん方がそれを直接、計算を積み上げていくところが盲点となる部分があるのかなという気がしております。非常に大きな直接課税の根幹ですので、今後とも研修等においてしっかりと対応していただくことをお願いしたいと思います。

○齊藤副委員長 今のところで、すみません、ちょっと不勉強で。不動産取得税は県税というのは理解しているんですけども、固定資産税は、私はてっきり市町村の税金だと思っていたので——この家屋調査というのは県が行ってるんですか。

○鎌田税務課長 不動産取得税と固定資産税、それぞれの算定基礎となるものが固定資産評価額になります。建物につきましては、建築された建物について評価を行う——どこが行うかという、県と市町村、いずれも行うことができる規定となっております、役割分担をして評価しているところです。

一つの建物について、市町村が評価するか、県が評価するかで評価が定まりまして、それが市町村で集約されて固定資産台帳に搭載される

と、市町村の固定資産税、県の不動産取得税の課税の算定基礎となるということになっております。

○齊藤副委員長 今の御説明だったら、固定資産評価額というのは、県と市町村とそれぞれで評価を行うと……。

○鎌田税務課長 協議して、分担して行っております。非木造の建築物でしたら県で行うとか、木造のうち一定の平米数——それぞれの市町村と協議して決めるんですけども、一定の平米数以上のものは県で行う。それ以外の個人住宅等については市町村で行うというような役割分担をして、毎年、評価しております。

○齊藤副委員長 分かりました。

それと、その前の資料59ページ、さっき御説明いただいた、地方消費税に係る各都道府県との清算金について、これも全然理解できていないので、どういう仕組みなのか教えてください。

○鎌田税務課長 地方消費税につきましては、各都道府県への収入は、その都道府県の管内にある税務署において、国が併せて徴収しますので、税務署に納付された地方消費税のうち、本県でいいますと、本県管内の税務署に納付された分が県の税収として入ってきますが、これは必ずしも最終消費地とひもづいていない場合があります。そのため、それぞれの税務署から納付された地方消費税を、それぞれの都道府県に帰属させるために清算制度が設けられております。

具体的には、消費や人口など、そういう基準に基づいて帰属を決めておりまして、本県の税収のうち、本県に帰属する分以外の分を各都道府県に支出するための清算金支出となっております。

一方で、本県を除く、他の都道府県から本県

に帰属する分として歳入で入ってくる分もござ  
いますので、そちらについては、歳入予算のほ  
うで、地方消費税清算金として計上をしており  
ます。その額は、資料の7ページの上から3段  
目、地方消費税清算金で、623億円余を計上し  
ております。これは他の都道府県から払い込ま  
れる分ということになります。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で第1班の予算  
議案の審査を終了します。

暫時休憩いたします。

午前11時25分休憩

---

午前11時28分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として市町村課、総務事務セン  
ター、危機管理課、消防保安課の予算議案に係  
る審査を行いますので、順次、議案の説明をお  
願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了し  
た後にお願いいたします。

○池北市町村課長 市町村課の当初予算につい  
て御説明いたします。

資料62ページを御覧ください。

市町村課の令和8年度当初予算額は、左から  
2列目の一番上にありますように、22億2,589万  
9,000円であります。

主なものについて御説明いたします。

63ページを御覧ください。

上から2段目の(目)企画総務費中の(事項)  
地方分権促進費が1億1,951万円であります。こ  
れは、説明欄にあります「市町村権限移譲推進  
事業」といたしまして、県から市町村に権限移  
譲した事務の執行に要する経費を市町村に交付

するものであります。

次に、上から3段目の(目)市町村連絡調整  
費中の(事項)自治調整費が8,855万8,000円  
であります。主なものとしたしまして、説明欄の  
6の住民基本台帳ネットワークシステム事業費  
の7,055万5,000円でありまして、これは、全国  
システムの運営を担う地方公共団体情報システ  
ム機構への負担金や関連機器の使用料等の経費  
であります。

次に、上から4段目の(目)自治振興費中、  
(事項)市町村公共施設整備促進費が5億17万  
6,000円であります。これは、市町村の防災・減  
災事業や、地域づくりなどに関連した公共施設  
等の整備・更新に対し、無利子貸付けを行い、  
市町村の財政運営を支援するものであります。

次に、その下の(事項)市町村振興宝くじ事  
業費が4億5,862万5,000円あります。これは、  
市町村振興宝くじとして発売されています、サ  
マージャンボ宝くじとハロウィンジャンボ宝く  
じの収益金等の本県配分額の全額を、公益財団  
法人宮崎縣市町村振興協会に交付するものであ  
ります。

次に、64ページを御覧ください。

(目)選挙啓発費中の(事項)選挙常時啓発  
費が402万7,000円あります。主なものとした  
しまして、説明欄の2「未来へつなげる選挙啓  
発事業」321万3,000円でありまして、選挙啓  
発講座、動画コンテストなどの各種事業を展開  
することにより、主権者教育の推進や投票率の  
向上を目指すものであります。

次に、その下の(事項)知事選挙臨時啓発費  
から、一番下の県議会議員選挙執行費までは、  
来年1月に任期満了を迎える知事の選挙、及び  
来年4月に任期満了を迎える県議会議員の選挙  
に要する経費であります。

なお、県議会議員選挙の啓発費及び執行費につきましては、令和8年度と9年度の各年度にそれぞれ計上することとなります。

まず、(事項)知事選挙臨時啓発費ですが、これは、知事選挙における、テレビCMや新聞広告等を用いた広報などの臨時啓発経費として、1,143万4,000円を計上しております。

次に、その下の(事項)県議会議員選挙臨時啓発費ですが、役務費や旅費等の一部の経費について、51万7,000円を計上しております。

次に、その下の(事項)知事選挙執行費ですが、これは、投開票事務など市町村が行う事務に対する市町村交付金や、候補者の選挙運動に対する公営負担に要する経費など、知事選挙の執行に要する経費でありまして、5億8,189万2,000円を計上しております。

次に、その下の(事項)県議会議員選挙執行費ですが、これは、ポスター掲示場の設置など市町村交付金の一部、及び投票用紙その他必要となる資材の作成に要する経費の一部など、県議会議員選挙の執行に要する経費でありまして、2億1,107万1,000円を計上しております。

**○後藤総務事務センター課長** 総務事務センターの当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料の65ページを御覧ください。

総務事務センターの令和8年度当初予算額は、6億6,949万1,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

66ページを御覧ください。

まず、上から2段目の(事項)総務事務センター運営費4,363万3,000円です。これは、総務事務センターの運営に要する経費と、職員の給与等計算処理に要する事務運営費でありま

す。

次に、上から4段目の(事項)健康管理費1億3,266万5,000円です。これは、職員の健康管理事業等に要する経費であります。

このうち説明欄の2「職員のからだの健康に関する事業」は、職員の定期健康診断等を行うための経費、その下の3「メンタルヘルス対策強化事業」は、メンタルダウンの未然防止のための啓発・研修やストレスチェック、各種相談の実施、復職支援など、職員のメンタルヘルス対策に要する経費であります。

次に、その下の(事項)職員厚生費1,932万2,000円です。これは、職員の「健康保持増進事業」の運営に係る経費や、職員健康プラザの維持・管理等に要する経費であります。

説明欄の1、(2)改善事業「つながる・ひろがる！元気回復・県庁ライフ応援事業」は、職員間のコミュニケーションを活性化させ、風通しのよい職場環境づくりを促進し、職員の心身のリフレッシュを図ることを目的とした、職員参加型の文化・スポーツ活動等の厚生事業に係る経費であります。

最後に、下から2段目の(事項)恩給及び退職年金費149万円、また、一番下の(款)警察費になりますが、(事項)恩給及び退職年金費1,888万3,000円です。これは、元知事部局職員1名及び元警察職員18名分の恩給に係る経費であります。

**○中尾危機管理局長** 危機管理課の当初予算について御説明いたします。

資料67ページを御覧ください。

当課の令和8年度当初予算額は、10億2,218万4,000円です。

それでは、主な内容について御説明します。

68ページを御覧ください。

事項名欄の上から3段目、(事項)防災対策費1億2,201万5,000円であります。

右の説明欄3の改善事業「「災害に強いみやざきを創る」防災力実装支援事業」及び6の改善事業「災害対応力向上のための訓練強化事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

7の「大規模災害に備えた減災・受援体制強化支援事業」は、市町村が行う避難場所の資機材整備や、避難経路の整備・改修、避難訓練に要する経費等の支援を行うものであります。

次に、事項名欄の上から5段目、(事項)火山対策費1,768万7,000円は、えびの高原(硫黄山)周辺の火山ガスの濃度の測定及びその結果の公表を行いますとともに、鹿児島県や周辺市町等と連携した防災対策を行うものであります。

次に、事項名欄の下から3段目、(事項)国民保護推進事業費1,159万円は、国、市町村、関係機関等と連携した国民保護訓練の実施や、県民への啓発、先島諸島からの住民避難に関する訓練等に要する経費であります。

一番下の(事項)災害救助事業費4億5,401万円であります。次ページにまたがっておりますが、これは、大規模な災害の発生に備え、食料などの備蓄を行いますとともに、大規模災害が発生した際に、市町村が災害救助のために支出した経費に対する県の負担金支払いなど、災害救助に要する費用をあらかじめ計上しているものであります。

また、本事業は、災害救助基金を財源の一部としておりますが、災害救助基金は法令で定める額を積み立てる必要があるため、法定額と基金残高との差額見込額を積立金で計上しております。

次に、改善事業を御説明いたします。

70ページを御覧ください。

改善事業「「災害に強いみやざきを創る」防災力実装支援事業」であります。予算額は3,940万2,000円で、財源は国庫及び一般財源であります。事業の目的であります。自助、共助、公助の効果的な取組を強化・実践することにより、防災力のさらなる向上を図るものであります。

次に、事業の概要であります。

(1)の事業内容につきましては、資料の71ページに詳細を記載しておりますので、御覧ください。

緑色部分の①県民一人ひとりの防災力強化(自助)であります。様々な広報媒体やイベントの実施により「防災を日常に」を目指しまして、年間を通じた啓発を行うとともに、小・中学生、高校生など地域を担う若年層を対象とした講座による防災教育を行うものであります。

黄色部分の②地域の防災力強化(共助)は、防災士育成や、防災士を活用した地域防災活動の支援、自治会、民間企業等への出前講座を行うものであります。

さらに、今回、新たな取組としまして、資料の右側部分に記載しております、主体的に防災対策に取り組む社会の醸成と、災害を正しく理解し、判断・行動できる人材の育成を大きな目的としまして、防災・減災に取り組む防災実践塾、防災カフェを実施することとしております。

具体的には①に記載しておりますが、地域防災の主体となる自主防災組織や自治会を中心として、行政、福祉・教育関係者、防災士、企業、地域の学校等の多様な主体が参画します防災実践塾を開講いたします。いわゆる座学形式で一方的に受講するスタイルではなく、災害から命を守る、命をつなぐための対策の議論と課題の洗い出しを行うとともに、実践的な避難訓練や避難所運営訓練を実施・検証するものであります。

す。

また、②であります。行政、地域住民、関係機関を招き、塾で得られた成果や課題解決事例、効果的な訓練手法などを共有する場として防災カフェを実施し、防災力の実装による共助の底上げにつなげるためのノウハウの横展開を図るものであります。

また、オレンジ色部分の③行政機関の防災力強化（公助）は、災害応急業務研修といたしまして、住家被害認定や罹災証明研修などの災害応急業務の実務を担う市町村職員等を対象としまして、経験豊富な職員を講師に招き、先進事例を基にした研修会を開催し、市町村を支援するものであります。

資料の70ページにお戻りください。

(2)の事業の仕組みであります。①の自助につきましては、民間企業に、②の共助につきましては、防災士ネットワークや県内大学等に委託するものであります。

(3)の成果指標としまして、令和10年度の災害に対する備えをしている人の割合を85%に、令和11年4月の防災士の数を1万人としております。

72ページを御覧ください。

改善事業「災害対応力向上のための訓練強化事業」であります。予算額は1,121万円で、財源は一般財源であります。

事業の目的であります。自衛隊や警察、消防や自治体等の関係機関と連携し、大規模災害を想定した訓練を実施することにより、初動対応や関係機関との連携体制を確認し、災害対応力の向上を図るものであります。

事業の概要であります。

(1)の事業内容によりますように、①の図上訓練では、風水害や地震津波災害を想定し、

災害対策本部の各班が与えられた状況に対応する机上での訓練を行います。

②の実動訓練では、南海トラフ地震等の大規模災害を想定し、救助・消火活動や避難所開設等の対応を現場で行う実践的な訓練を行います。

③の広域物資輸送拠点運営訓練では、高鍋町に整備した災害支援物資拠点施設をはじめとする県内6か所の広域物資輸送拠点について、国からの物資受入を想定し、拠点施設の運営や物資の搬出入等を行う訓練を行います。

(2)の事業の仕組みですが、①及び②の一部を除き、民間企業へ委託し、事業を実施します。

最後に、これらの訓練を通じて災害対応力の向上を図るとともに、(3)の成果指標にありますように、今後3年間で、広域物資輸送拠点を活用した訓練の充実を図ってまいります。

73ページを御覧ください。

さきの決算特別委員会で御指摘を賜りました、指摘要望事項に係る対応状況についてです。

指摘要望事項の、災害時の備えの周知徹底等に向けた取組について御説明いたします。

激甚化・頻発化する自然災害や、いつ起こってもおかしくない南海トラフ地震から県民の安全を確保するためには、県民一人一人が防災に対する意識を高めるとともに、家庭や地域において、日頃から災害に対する備えをしておくことが大変重要であります。

このため、県では、先ほど改善事業予算案で御説明いたしましたとおり、令和8年度におきましても、年間を通じて防災啓発や防災教育に取り組み、県民一人一人に災害に対する備えの重要性を周知するとともに、防災士の活用や、新たに取り組む防災実践塾などにより、地域の防災力の強化を支援することとしております。

引き続き、市町村や関係機関とも連携しながら、総合計画における目標値はもちろんのこと、目標値を上回る成果を目指して、県民一人一人の災害への備えを促進し、県全体の防災力の向上に取り組んでまいります。

○羽田消防保安課長 消防保安課の当初予算について御説明いたします。

資料74ページを御覧ください。

消防保安課の令和8年度当初予算額は、11億9,937万9,000円です。

それでは、主な内容について御説明いたします。

75ページを御覧ください。

事項名欄の1段目、(事項)防災行政無線管理費5億2,728万3,000円です。

右の説明欄1の無線設備の維持管理は、防災行政無線の電気料や設備の修繕、大森山中継局モノレール設備整備等に要する費用、2の無線設備の保守委託は、各種無線設備の保守委託に要する費用であります。

4の「災害用モニタリングカメラ設備整備事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、次の(事項)航空消防防災推進事業費2億6,738万円は、防災救急ヘリコプターの運航等に要する費用であります。

次に、上から4段目の(事項)消防指導費4,317万6,000円は、県の消防操法大会や消防大会の開催、消防団の資機材整備の支援や団員の定着に向けた取組支援等に要する費用であります。

次に、下から3段目の(事項)消防学校費3億2,565万4,000円は、消防学校で実施しております、消防職員・消防団員等の教育訓練に要する経費であります。

77ページを御覧ください。

「災害用モニタリングカメラ設備整備事業」であります。

予算額は、1億5,790万円で、財源は、県有施設維持整備基金、県債であります。

事業の目的であります。本県において自然災害や山火事等の危機事象が発生した場合に、モニタリングカメラでいち早く状況把握を行い、初動対応を迅速化するものです。また、リアルタイムで関係機関に映像を配信することにより、情報の共有化を図るものです。

次に、事業の概要であります。

(1) 事業内容であります。防災行政無線中継局等15か所に設置しているカメラ設備が経年劣化しているため、機器の更新を行うものであります。具体的には、カメラ本体やモニター、操作端末、管理サーバー等を更新します。更新後のカメラの特徴としては、望遠性能が向上するほか、霧や夜間の視界悪化環境でも鮮明に表示できる機能が加わります。

(3) 成果指標として、今回の整備によりカメラの望遠性能が向上するため、監視可能な沿岸エリアのカバー率が、整備前の55%から整備後85%に向上する設定をしております。

78ページを御覧ください。

「消防学校実火災訓練施設整備事業」であります。

予算額は、2億5,388万2,000円で、財源は、県有施設維持整備基金、県債であります。

事業の目的であります。消防学校において実践的な訓練施設を整備し、消防職員の消火・救助の知識や技術の習得を図るものであります。

次に、事業の概要であります。

(1) 事業内容にありますように、消防学校に①の鉄筋コンクリート造り2階建ての建物を建設し、②の模擬消火訓練装置、いわゆるAF

Tを設置します。AFTは、訓練室内で模擬火災を発生させ、放水をセンサーが感知し、火勢を制御する消火訓練システムであり、これによって実際の建物火災の現場を再現し、消火訓練及び救助訓練を行うことができます。

施設の完成は令和9年度の予定であり、(3)成果指標にありますように、令和10年度の本施設での訓練人数を300人程度と見込んでいます。

事業の期間は、令和8～9年度、総事業費は4億5,738万2,000円を予定しております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

まず、市町村課説明分についての質疑はありますか。

○河野委員 資料63ページの(事項)地方分権促進費の「市町村権限移譲推進事業」について、その移譲の内容を教えてください。

○池北市町村課長 こちらの市町村権限移譲につきましては、平成12年の地方分権一括法から県下の市町村へ権限移譲が可能になっております。例えば、有害鳥獣の捕獲の許可だとか、都市計画法に基づく開発の許可、あとは農地の転用の許認可業務があります。ほかには、各種申請・届出の受理とかの経由業務が権限移譲事務としてございます。

○河野委員 移譲していくものは、今後も増えていくんですか。

○池北市町村課長 現在でも約1,205の事務が移譲しておりまして、九州各県で見ましても、本県は結構、移譲が多いところでございます。

ただ、住民サービスに近い市町村がそこでサービスすることによって、住民サービスの向上ということがあれば、市町村のほうで受けていただくということになりますけれども、市町村のマンパワーがございましたので、県庁の各

課と、そうした市町村の各課で話をしながら、どういう業務を移譲していくというのは議論していくところになると思います。

○河野委員 基本的には、その基礎自治体とか市町村から、これを移譲してくれという要望のほうが多いという感じですか。

○池北市町村課長 一応こちらのほうから、こういう業務は移譲できますというパッケージ——業務内容を示しておりまして、市町村で見えていただいて、これだったらうちのほうでできるとか、そういうことで移譲していくことになります。

県からの投げかけもありますし、そのパッケージを見ながら、市町村からこういうのをやりたいということもあると思いますので、そういったお互いの中で話し合っ決めていくものということになっております。

○河野委員 それでは、自治体によって移譲されているものに違いが生じているということでしょうか。

○池北市町村課長 委員がおっしゃるとおり、特に宮崎市とか、たくさん業務を権限移譲している市町村もありますし、中山間地域だと、なかなかマンパワーも足りなくて、受け入れる業務がないということで、少ないところもあります。市町村によって、大なり小なりということで、業務の負担というか、多さは違っているということでございます。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次に、総務事務センター説明分についての質疑はありますか。

○河野委員 資料66ページについて、幾つか確認したいんですが、「メンタルヘルス対策強化事業」は、メンタルに関する啓発と未然防止と

ということなんですけれども、実際にメンタルダウンされた方の、復帰プログラムみたいなものの予算もここに入っているんでしょうか。

○後藤総務事務センター課長 おっしゃるとおり、この予算の中に入っております。

○河野委員 具体的な数字があればなんですけれども、直近のデータで、その復帰プログラムにどれぐらい参加されたという数字があれば教えてください。

○後藤総務事務センター課長 復職して大丈夫かというところを検討する復職支援会議というものがございまして、そちらの会議にかけられた人数としては、令和6年度は46名、令和7年度は12月末現在で29名となっております。

なお、その中で復職した人数でございますけれども、令和6年度は46名に対して41名、令和7年度は29名に対して17名となっております。

○河野委員 令和7年度については29名中17名ということで、現在もまだ継続中という人もいるということでしょうか。

○後藤総務事務センター課長 現在も対象者はいるということになります。

○河野委員 今後また、詳細については、いろいろ確認させてください。

○佐藤委員長 ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次に、危機管理課説明分についての質疑を求めます。

○山内委員 資料70～71ページの「「災害に強いみやぎを創る」防災力実装支援事業」について、少し確認させてください。

まず、成果指標で防災士の数というのが上がっていますけれども、この7,960人っていうのは、現在、防災士の資格を持っている人の人数になるんでしょうか。

○中尾危機管理局長 この人数については、防災士の登録者数ということで、本県にいらっしゃる人数になります。

○山内委員 登録者数というのは、防災士ネットワークの会員とは別で、防災士として登録された人数であると。それは亡くなったりしたら何か消されるとかあるんですか。結構、年配の方で、大分前に取った方もいるんですけれども、この人数がどうなっているのかと……。

○中尾危機管理局長 これについては、一旦登録された数ということになりますので、死亡された方もこの中には含まれております。

○山内委員 分かりました。

次のところで、防災実践塾は非常にいいものだと思いました。自主防災組織や自治会を中心として開催されるということなんですけど、今、説明を受けて、そういった防災士の方が講師になったりされるのかなと思ったところなんですけれども、どのようにしてそれが開かれるのか、詳しく教えていただきたいと思います。

○中尾危機管理局長 参加するメンバーとしましては、ここに書いていますとおり、地域の自主防災組織でありますとか地域住民、それから、防災士、地元の企業、そういった多様な主体が参画するような形にしております。全体をコーディネートするような専門家も入れながらワークショップを開催して、まずマニュアルを作る。それに応じて、実際の避難の訓練、避難所の運営・設営等をやって、またそこでフィードバックする。さらに最終的にマニュアルを作って、ホームページ等で共有する。そういったようなイメージで考えております。

○山内委員 県が防災士ネットワークに委託するという事なのかなと思ったんですが、防災士ネットワークが、今のいろいろな企画をされ

るという理解でよいでしょうか。それとも、自治会とか自主防災組織がやりたいですと、県とかに言ったら、こうやって派遣してきてもらえるものなんですか。

○中尾危機管理局長 事業全体の委託については、防災士ネットワークも一つの要素として考えておりますけれども、例えば、資料には県内大学等と書いておりますが、最近では大学の中に、専門的に地域連携や防災について研究している大学もありますので、そういう専門家もコーディネーターとして入れながら、全体の総括をしていただくと。

その上で、県内の幾つかのモデルとなるような避難所は、いろいろなパターンがあるかと思えます。そういったところを選定しながら、市町村とも連携しながら選定して、場所を決めていくというような形で考えております。

○山内委員 今の話を聞きますと、県としてモデル地域を指定して、そこにやってもらうと。その中では、指定した場所が大学なら大学も関わってもらって、地域だったら防災士ネットワークに来てもらったりとかいう形になるという理解でよろしいですか。

○中尾危機管理局長 おっしゃるとおりですけれども、モデルとなる避難所はいろいろなパターンがあるかと思えます。津波が想定されるような沿岸市町村にある避難所であったり、また、土砂災害等で孤立してしまうような中山間地域であるとか、要配慮者が多い地域など、そういうところを年間3か所ほど、3年間で合計9か所を選定するような形で、代表的なパターンについて、マニュアル等を整備していきたいと考えております。

○山内委員 そのときの防災士の関わり方について、登録者数が8,000人弱いるわけですから

も、モデル地域に指定した場所だった場合、共助なので、その地域に住んでいる方が参加したほうがいいのかと思います。その場合に、そこに住んでいらっしゃる防災士の方には、県のほうから、こういうのをやりますとか何か案内をして、積極的に参加してもらおう形というものも何か考えていらっしゃるでしょうか。

○中尾危機管理局長 事業につきましては、防災士ネットワークにも積極的に関わっていただき、避難所があるところの防災士には、防災士ネットワークを通じて積極的に関わっていただくような形で考えているところでございます。

○山内委員 防災士の登録をされている方全員が防災士ネットワークの会員ではないという理解なんですけれども、防災士ネットワークを通すということは、そこに入っていない人には、情報は直接いかないという形になるということでもよろしいですかね。

○中尾危機管理局長 ちょっと言葉足らずでございましたが、防災士ネットワークを中心にはしますけれども、もちろんネットワークに入っていない方もいますので、広く声をかけて、地元の避難所の関りを強めていきたいと考えております。

○佐藤委員長 暫時休憩いたします。

午後0時1分休憩

---

午後0時1分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。質疑が続いておりますが、残りの質疑につきましては本日の午後1時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ございませんので、委員

会は午後1時から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午後0時2分休憩

---

午後0時59分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

危機管理課説明分の質疑が途中でしたけれども、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、消防保安課の説明分についての質疑はありませんか。

○齊藤副委員長 「災害用モニタリングカメラ設備整備事業」についてお尋ねいたします。

右のイメージ図のところに、噴火、山林火災、河川氾濫と絵が載っており、その左にモニタリングカメラ設備の更新ということで15か所とあります。この予算を使って15か所更新するんですけども、実際、カメラが設置しているのは県全下で何基あるんですか。

○羽田消防保安課長 モニタリングカメラの設置箇所自体が15か所ございまして、これの更新ということでございます。

場所としましては、全ての市に1台、それと、津波発生状態を考えまして、海岸、沿岸——これは市と競合するところもございまして。あと、新燃岳、硫黄山の状況を確認できる箇所、それと、防災ヘリの運航用として、天候に左右されるものですから、山間部に設置しております。これら15台の更新ということでございます。

○齊藤副委員長 9つある市に1か所ずつで9か所ですね。すると、海岸線は何か所ですか。

○羽田消防保安課長 海岸線は、市とも一緒になっているところがあるんですけども、9か所でございます。

○齊藤副委員長 一番下の成果指標の監視可能

沿岸カバー率について、恐らく、今、課長が御説明された、その9か所のことだと思うんですけども、現状55%で令和9年度に85%というのは、これはどういう理解なんでしょうか。

○羽田消防保安課長 宮崎県の沿岸距離が170.5キロメートルございまして、現在、沿岸範囲を網羅できるのが93.7キロメートルで、カメラの望遠等の機器が向上することによりまして、更新後は145.1キロメートル見えるようになるということで、計算しますと、55%から85%に向上するというところでございます。

○齊藤副委員長 分かりました。9台設置されているカメラを更新することによって、そもそもの性能が上がって、その見える範囲が広がるから、距離数が延びて、85%に伸びるということですね。理解できました。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 以上で、第2班の予算議案の審査を終了いたします。

次に、特別議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は説明終了後をお願いいたします。

○鎌田税務課長 委員会資料の79ページを御覧ください。

議案第21号「宮崎県税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」であります。

まず、1の改正の理由であります。

後ほど議案第27号でも説明がありますが、本年4月から、新しい公益信託制度が開始されることとなっております。新制度において、個人県民税所得割の税額控除の対象が拡充されることに伴いまして、一昨年11月定例会において、県税条例の一部改正し、来年1月1日から施行することとしておりました。

今般、その改正条例の施行を前に、公益信託に関する手続の詳細等が定められ、受益の範囲が一の都道府県に限られる公益信託については、知事が認可することとされたことから、所要の改正を行うものであります。

次に、2の改正の内容であります。

新たな制度において公益信託の認可が知事に一元化されましたことから、「知事又は教育委員会の所管に属する公益信託」を「知事の認可を受けた公益信託」と改めるものであります。

3の施行期日につきましては、公益信託に関する法律の施行日である令和8年4月1日としております。

なお、本条例による改正後の宮崎県税条例の一部を改正する条例は、当初の予定どおり来年1月1日から施行することとなります。

○伊東人事課長 それでは、資料の80ページをお願いいたします。

議案第23号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきまして御説明いたします。

まず、1の改正の理由についてであります。

令和7年の人事委員会勧告等を踏まえ、通勤手当の改定を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、2の主な改正の内容についてであります。

まず、(1)につきましては、自動車分に係る上限額の引上げを令和7年11月議会で可決いただいたところでありますが、自転車分に係る通勤手当の上限額について、国に準じて3万8,700円から6万6,400円に引き上げるものであります。

なお、米印に記載しておりますとおり、距離区分及び手当額につきましては、国に準じて人

事委員会規則で規定することとしております。

次に、(2)についてであります。通勤における駐車場等の利用に対して、国に準じて1か月当たり5,000円を上限として、新たに通勤手当を支給するものであります。

3の施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行することといたします。

○福島総務課長 資料81ページをお願いいたします。

議案第27号「宮崎県公益認定等審議会条例の一部を改正する条例」であります。

まず、改正の理由であります。

公益信託に関する法律の改正等に伴いまして、宮崎県公益認定等審議会において、公益信託に関する事項を処理するため、関係規定を改正するものであります。

資料の下のほうに、公益信託制度の主な改正内容を記載してございます。

まず、認可等の仕組みでございますけれども、改正前は、主務官庁等による許可制だったものが、公益認定等審議会に意見を聞いた上で、行政庁が認可するという制度に変更されております。

また、監督等の仕組みでございますけれども、主務官庁等による指導監督から、今後は、行政庁及び審議会が指導監督を担うというような改正がなされております。特に、立入検査につきましては、この公益認定等審議会の庶務をつかさどる職員が行うという改正がなされたところでございます。

次に、改正の内容でございます。

ただいま御説明いたしました公益信託制度の改正内容を踏まえまして、審議会の委員の要件及び庶務に関する規定に、公益信託に関する規定を追加するものでございます。

最後に、施行期日でありますけれども、公益信託に関する法律の改正法の施行日に合わせまして、令和8年4月1日から施行することといたしております。

続きまして、82ページをお願いいたします。

議案第28号「公示送達制度の見直しのための関係条例の整備に関する条例」でございます。

まず、改正の理由でありますけれども、国の公示送達のデジタル化を踏まえまして、本県におきましても同様に公示送達のデジタル化を行うため、関係条例の規定を改正するものでございます。

公示送達とは、行政機関が通知等を行うに当たりまして、相手方の所在がどうしても分からないような場合につきまして、一定期間、掲示場での書面の掲示等を行う制度であります。

次に、改正の内容であります。

公示送達の方法につきまして、インターネットによる公表を基本とするものに改正いたします。

具体的なイメージを図として記載しておりますけれども、これまで掲示場等での書面の掲示を行っていたものにつきまして、インターネットによる公表を基本といたしまして、これにプラスする形で、掲示場での掲示または事務所に設置したパソコン画面での表示のいずれかを行う方法に変更するものでございます。

次に、改正を要する条例でありますけれども、公示送達等の方法を定めました、職員の退職手当に関する条例、宮崎県税条例、都市公園条例など5つの条例を一括して改正いたします。

最後に、施行期日でありますけれども、国が公示送達制度のデジタル化を行います令和8年5月21日から施行することといたしておりますけれども、宮崎県税条例につきましては、今回は地方税法

の一部改正に伴う改正ということになり、こちらの改正法の施行期日が未定なため、こちらにつきましては、規則で定める日から施行することとしております。

○池北市町村課長 資料83ページを御覧ください。

議案第29号「宮崎県固定資産評価審議会条例の一部を改正する条例」について御説明いたします。

固定資産評価審議会につきましては、地方税法の規定に基づき、固定資産の評価に関する事項の審議を行うため、県に審議会を設置することとなっております。

当審議会では、3年に1度行われる固定資産の評価額の見直し、いわゆる評価替えの前年度に評価額の基礎数値となる土地の提示平均価額などの審議を主に行っているところです。

まず、1の改正の理由ですが、固定資産評価審議会の委員の任期の見直しのため、関係規定の改正を行うものであります。

委員の任期は、これまで評価替えの前年度から2年間を任期として、その後1年間は空き期間というサイクルで行ってまいりました。しかしながら、土地の提示平均価額以外の随時に行われる審議の可能性もあり、切れ目ない委嘱が必要であること、また、3年ごとに行う評価替えのスケジュールに合わせて委嘱が適当でありますことから、2の改正の内容にありますとおり、審議会委員の任期を現在の2年から3年に改めるものであります。

最後に、3の施行期日につきまして、次の評価替えの基準年度が令和9年度であり、その前年度の令和8年度に審議会を開催することから、令和8年4月1日から施行することとしております。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案のうち、まず、税務課説明分についての質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、人事課説明分についての質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、総務課説明分についての質疑はありませんか。

○山内委員 ちょっと詳しくないので教えてもらいたいです。この法律の改正によって公益信託が行いやすくなるとか、民間の活動が活性化するとか、透明性の確保や監督強化などがメリットであると思うんですが、県内の監督状況とかそういったものをちょっと教えていただきたいなと思ったところです。

○福島総務課長 公益信託に関してのお尋ねということだと思いますけれども、今現在、県で許可しております公益信託は2件ございまして、いずれも教育委員会が所管しているものでございます。

内容といたしましては、奨学金支給を行うもの、それから、学校に対する図書購入の助成を行っているものの計2件ございまして、教育委員会で指導監督等が行われているという状況でございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、市町村課説明分についての質疑をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○宮崎行政改革推進室長 委員会資料の84ペー

ジを御覧ください。

令和8年度組織改正案について御説明いたします。

ページの冒頭に記載しておりますが、主な組織改正の内容は、令和9年に控えた、日本のひなた宮崎国スポ・障スポの開催に向けた体制を整備するものです。

具体的には、記載の3つとなります。

まず、1は、総合政策部に行幸啓室を設置するものです。

大会期間中、天皇皇后両陛下をはじめ、多くの皇室の方々の御来県が見込まれておりますことから、宮内庁や警察、市町村等の関係機関との調整などの受入れ準備を行うため、秘書広報課の課内室として、行幸啓室を設置するものです。

次に、85ページを御覧ください。

2は、宮崎国スポ・障スポ局の競技・式典課に、県外飛込競技担当を設置するものです。

国民スポーツ大会の正式競技のうち、県外で開催する水泳競技の飛込及びカヌー競技のスラローム、ワイルドウォーターについて、開催準備を本格的に進めるため、現在の県外競技担当の業務内容を見直し、県外飛込競技担当を新たに設置するものです。

なお、県外飛込競技担当の職員は、開催地である熊本市内に駐在し、現地の関係団体と連携しながら競技会の運営に関する準備を進めてまいります。

続きまして、その下を御覧ください。

3は、宮崎国スポ・障スポ局の施設調整課の担当を再編するものです。

施設調整課の業務のうち、主要な県有施設の整備は、令和7年度末に完了する見込みであることから、開催前年度となる令和8年度からは、

開閉会式会場施設の仮設整備や警備対策のほか、競技の日程や参加人数に即した大会参加者の宿泊施設や輸送手段の確保、競技会場における医療救護体制の整備などに注力するため、施設整備担当と施設調整担当を、会場施設担当と宿泊輸送・医療担当に改編するものです。

86ページを御覧ください。

知事部局の組織数の増減は、令和7年4月1日時点との比較になりますが、今回の組織改正案により、室が1つ増加します。

**○廣池財産総合管理課長** 宮崎県公共施設等総合管理計画の改訂について、御説明させていただきます。

資料の87ページを御覧ください。

まず、1の改訂の理由であります。

本計画は、県が保有・管理する公共施設等の総合的・計画的な管理を実現するための基本的方針として、平成28年9月に策定、令和3年12月に改訂したものでございますが、社会経済情勢の変化や公共施設等に求められる機能の変化に対応するため、前回改訂から5年が経過する令和8年度に見直しを行うものであります。

次に、2の対象となる公共施設等であります。

改訂後の計画の期間は、令和8～27年度の20年間としております。

続いて、4の主な改訂内容であります。

主な改訂内容の項目としては2つ。

1つ目は、公共施設等を取り巻く状況の変化や課題を踏まえた、総合的・計画的な管理に関する基本方針の見直しです。

2つ目は、公共施設等の維持・更新等に係る中長期的な経費見込みの見直しとなっております。

最後に、5の計画改訂のスケジュール（予定）でございます。

現在、改訂計画素案の策定準備を行っているところでございますが、今後の予定といたしましては、今年6月の当委員会におきまして改訂計画の素案を御報告させていただき、その後、パブリックコメント等の手続を経まして、11月の定例県議会に議案を提出させていただきたいと考えております。

なお、参考といたしまして、次のページの88ページに、現行計画の概要をまとめておりますので、御確認いただきたいと思います。

**○佐藤委員長** 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項のうち、令和8年度組織改正案についての質疑はございますか。

**○廣池財産総合管理課長** 先ほど御説明の中で、項目2の説明を飛ばしておりましたので、説明させていただいてよろしいでしょうか。

**○佐藤委員長** はい、お願いします。

**○廣池財産総合管理課長** 対象となる公共施設につきましては、県が保有・管理する全ての建物とインフラの施設でございます。

**○佐藤委員長** それでは、質疑をお願いいたします。

**○今村委員** 資料85ページについて、1点だけ教えてください。県外飛込競技担当ができましたが、カヌーは、県外競技担当でそのまま残るということによかったでしょうか。

**○宮崎行政改革推進室長** カヌー競技は、鹿児島県での開催を予定しておりますけれども、こちらについては、今までどおり県外競技担当で事務を行うことになっております。

**○佐藤委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** 次に、宮崎県公共施設等総合管理計画の改訂についての質疑はございませんか。

**○今村委員** 施設の老朽化がどんどん進んで、

20年後には、築30年を超える施設が大半を占めるということであるんですが、資材高騰や人件費高騰というのが今後も考えられるところなんですけれども、そこら辺の部分もこの計画の中で加味された上で、しっかりと組み立てられていくんでしょうか。

○**廣池財産総合管理課長** 委員御指摘のとおり、今後、労務単価や資材高騰等が想定されております。

今回の主な改訂内容4の中には、中長期的な経費見込みの見直しというのも入っておりますので、このあたりはそういった現在の状況を反映させたものにするを考えております。

○**今村委員** この20年間の中で、築30年以上たつものが、どの程度改善されていくのかという目安というか、そういったものも示されていくんでしょうか。

○**廣池財産総合管理課長** 現在、素案の策定中でございますので、確たることは申し上げられないところではあるんですが、こういったことに対してどういう方針で、今後、長寿命化であったりとか、それ以外の再編であったりとか、そういったものをどのようにしていくのかという基本的な方針、考え方を示す計画というように認識をしております。

○**佐藤委員長** よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** ないようでありますので、次に、請願第19号でありますので、執行部から説明はありませんか。

○**鎌田税務課長** 特にございません。

○**佐藤委員長** それでは、委員の皆様から質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** それでは最後に、議案全般を含め、その他で何かございませんか。

○**松本委員** 総務部長にお尋ねします。

今回の予算、財源を含めて、置県150年に向けて、基金も積み立てながら見通しをされております。大規模な国スポ大会なども控えながら、非常に厳しい財政運営がされていく中で、10年間の計画をもって財政健全化などを含め、しっかりとした体制がスタートする予算の年になるかと思っております。そのあたりについて、これまでも説明をたくさん受けてまいりましたが、改めて事業を全てお聞きした上で、今後の財政健全化や、向こう10年あたりの中長期的な見通しも含めて、しっかりとした取組をしていただく、その点の考えを改めて最後にお聞かせください。

○**田中総務部長** 冒頭、私のほうからも説明したとおり、今回の予算も過去最大規模となりつつも、財政の健全性の確保についてももしっかり努力できたかというように自負しております。

本会議の中でも議論がありましたように、臨時財政対策債を除く起債残高自体は少しずつ増えておりますけれども、健全指標などはしっかりと注視が必要ながらも、やはり、宮崎県のために必要な投資というのは、これからもやらなければいけません。

地方財源の確保という意味におきましては、知事が今、全国知事会の地方税財政常任委員長という立場もあります。地方の実情をしっかりと国に届けるという立場にある中で、今回も小学校給食費や高校授業料のいわゆる無償化に関する財源もしっかり確保できたところでございます。

我々県の中で努力する部分もありますし、そういった国との関係においてしっかりと働きかけもしながら、宮崎県ひいては地方全体の話も関

連しますけれども、我々としては、引き続き健全性のある予算で取り組む中で、こういった150年を見据えた夢のある投資というの、しっかりやっていきたいと考えております。

○松本委員 ぜひ、よろしくお願いします。

○齊藤副委員長 私も不勉強なので、勉強のためにちょっと部長にお尋ねしたいのが、資料13ページのところに、本県の令和8年度の予算案の概要ということで円グラフがあって、人件費として、教育、警察、それから知事部局等とあります。これでいくと人件費が24%ということなんですけど、全国47都道府県があって、他県と比べて本県のこの人件費の割合というのは高いほうなんです。

○池田財政課長 他県比較につきまして、今、手元に数字があるわけではございませんけれども、本県の人件費増の要因となります、例えば人事の給与の関係とか、あと、そもそもの人員配置が多い、少ない、そういったところにつきましては、本県の財政規模や人口規模、それから土地の広さ、そういったいろんな要素で決まってくるものだと思っております。それについて特異な部分があるわけではございませんので、おおむね他県と同程度かと思っておりますのでございます。

○齊藤副委員長 もう一つ、投資的経費について、先ほど予算の中で公共事業のところを触れてくださっていたんですけども、ここら辺はどうですか。

○池田財政課長 ここについても他県の数字を持っているわけではございませんけれども、本県のスタンスといたしまして、知事の考えでもありますが、国土強靱化、県土強靱化について、本県はミッシングリンクの存在も含めて、かなり防災的な弱さ、脆弱性を持っている県であり

ますので、そういった国庫の予算を取りに行けるような事業についてはできる限り取りにいく。そのため予算上も、いわゆる所要額といいますけれども、県土整備部等が取りにいきたい、やりたいと言っている事業については基本的に全て認めてきております。

その上で、県単独事業については、ある程度の裁量があるところになってきますけれども、そこについても、国土強靱化等と一緒にやっていく県単公共枠については、今回さらに10億程度増やして79億でやっております。知事の指示として、かなり大きく予算を対応してきておりますので、他県と数字上の比較は分かりませんが、そういった意味では、かなり手厚く、しっかりと対応している県の一つではあると考えております。

○外山委員 今のお2人からあったように、これから先、なかなか財政的にも厳しい現状が続くと思うんですよ。やや宮崎県は遅れているので、大胆に、削るべきは削って、必要などころにはつぎ込むと、そういった、メリ張りのある財政運営をしてもらいたいと思います。

思い切った手を打たないと、このままずっと置いていかれる感じになりますので、できる範囲でもって選別をして、削るところと大胆に前へぐっと出るところと、メリ張りをつけた財政運営をお願いしたいと思います。

○田中総務部長 御指摘ありがとうございます。ちょっと重複もありますけれども、やはり、我々も今、何が何でも財政を緊縮させて抑え込むというスタンスにはございませんで、宮崎の経済をしっかりと発展させるというところの、いろんな投資をしていくということはやりたいと考えております。メリ張りというのは当然必要かと思っております。見直すべきものは見直しつつ、

財政の健全性にも目を配りつつも、必要などころにしっかり投資していくということが大事かと思っております。

**○齊藤副委員長** 今の外山委員のお話を聞いて私もちょっと考えたのが、本県の予算編成と併せて、県内26市町村が予算をつくるんですけれども、そのときにできるだけ連携を取って行って、先ほどのめり張りの話もそうなんです、やっぱり県がやる分と市町村がやる分、もしくは連携するところとか、何かそこら辺が、個人的な感覚ですけれども、もともと市町村と予算上でも何かつながっているのかなという感じがしているので、それが可能かどうかは分かりませんが、そういった意識を持っていただきたいなと思いました。

**○田中総務部長** 私も総務政策常任委員会に、ここ1～2年、携わらせていただく中で、そういった市町村との連携という御指摘を様々ないただいていると認識しております。

おっしゃっているところとそのままかどうかは分かりませんが、やはり県も市町村と連携して、市町村に補助金を出すような形で事業をしたりとかいうものがありますが、なかなか知られていないというわけではないんですけれども、それを活用されずに、2月補正で減額するところについて御指摘をいただいたりというのはあろうかと思えます。

もちろん、やる中で結局、事業化に至らなかったとか、現場との調整がうまくいかなかったというケースが多いですので、我々としても周知しているつもりではあり、知られないままということはないとは思いつつも、そういった意味で、県の予算もしっかり使っていただくというような視点も大事かとは思っております。

加えて、今、国で議論しておりますのは、市

町村も職員が減る中で、やはり、都道府県の補完といいますか、都道府県がもう少し、市町村の業務について手を差し伸べるべきところは差し伸べるべきではないかというような議論が、地方制度調査会でもされていると認識しております。

そういった中で、先ほど質問のあった分権というのは、どんどん下に下ろしていく話でしたけれども、今後はある程度、県が広域的にもう少し業務を見たほうがいいんじゃないかというような議論もされていく可能性もあります。そういった意味でも、市町村との連携がこれからも重要になっていくと認識しておりますので、その方向で取り組みたいと思います。

**○佐藤委員長** よろしいですか。ほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** それでは、以上をもちまして総務部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時32分休憩

---

午後1時41分再開

**○佐藤委員長** 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、部長の概要説明を求めます。

**○川北総合政策部長** 早速でございますが、今回の委員会で御審議をいただきます当部関係議案等につきまして、概要を御説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

総務政策常任委員会資料2ページ、目次をお願いいたします。

当部関係議案につきましては、令和8年度当初予算案に係る議案のほか、特別議案といたし

まして、議案第24号「未来みやざき成長基金条例」また、その他報告事項といたしまして、令和8年度総合政策部組織改正案ほか2件についてであります。

詳細につきましては、後ほど担当課長のほうから説明をさせていただきます。

私のほうからは、今回の議案のうち、当初予算案の概要について説明をさせていただきます。

資料3ページをお願いいたします。

総合政策部の令和8年度当初予算案であります。

上の表の一般会計の表になりますが、右側の下の合計の欄にございます230億5,204万円で、令和7年度当初予算額と比較しまして55億9,964万円の増、率にしますと132.1%であります。

また、下の表になりますが、開発事業特別資金特別会計の当初予算は、左側の表になりますが2,551万8,000円となりまして、令和7年度当初予算額と比較しまして443万8,000円の増、率にしますと121.1%であります。

この結果、一般会計そして特別会計を合わせました総合政策部の令和8年度当初予算額の合計は、右下の合計の欄にありますとおり230億7,755万8,000円であります。

次に、4ページをお願いいたします。

未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくりについて、御説明をいたします。

置県150年を見据えた各施策を展開していくため、未来みやざき成長基金を設置いたします。期間は令和8～16年度、規模は120億円程度を想定し、令和8年度当初に40億円を積み立て、翌年度以降はふるさと納税等を活用し、順次、積み増しを行います。

基金を活用した施策は、下の表のとおりでございますが、国スポを契機とした地域振興、広

域交通ネットワークの整備加速化、置県150年を見据えた先駆的取組の3つの柱としております。

5ページをお願いいたします。

具体的な取組としまして、1つ目の柱では、大会受入準備・魅力発信のほか、レガシーを最大限活用し、大規模大会やイベントの誘致、宿泊施設整備の支援などを行います。2つ目の柱では、国際線の充実や新幹線の機運醸成などに取り組み、3つ目の柱では、未来みやざき成長県民会議の設置に加え、ソフト・ハード両面から先駆的取組を推進いたします。

下のほうになりますが、目指す姿として、まず、スポーツの成長産業化により、国スポ施設等を活用した大会やイベントなどに伴う経済効果を、年間約170億円から400億円へと2倍以上に拡大いたします。

また、国際線の拡充により、定期便利用者による経済効果を、年間約50億円から80億円へと1.5倍以上に拡大します。

6ページをお願いいたします。

左下のほうからですが、歴史を振り返りますと、置県80年を契機に総合運動公園、そして、100年を契機に総合文化公園が整備され、現在のスポーツランドみやざき、そしてみやざき文化振興の礎となっております。

これまでの県政の歩みと時代の潮流を踏まえながら、置県150年を見据えまして、将来を担う子ども・若者がワクワクし、感動するワンランク上のフィールドを創造するべく、「学べる・楽しめる」新たな「知」の拠点づくりに取り組むこととしており、まずは、総合博物館や平和台公園を対象に、施設の再整備や活用に係る調査検討に着手いたします。

また、右下ですが、世界レベルのスポーツ大会や大規模な音楽ライブ・コンサートなど、子

ども・若者が歓喜し、心躍る機会づくりにも取り組んでまいります。

7ページをお願いいたします。

今後のロードマップとしまして、令和15年までを検討期、準備期、展開期と位置づけております。

まずは、来年度に経済界、教育界等に加え、若い世代で構成する未来みやぎき成長県民会議を設置しまして、官民一体となって、コンセプト等について議論を行い、県としましては、県民会議の御意見を踏まえながら、具体的取組について検討を進めるとともに、ハード整備についても基礎調査等の策定に着手いたします。

最後に、資料の8～12ページにかけては、令和8年度総合政策部の新規重点事業を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければと考えております。

また、主な事業の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

**○佐藤委員長** 概要説明が終了しました。

審査の進め方ですが、予算議案のみ3班に分けて議案等の審査を行い、次に特別議案等の審査、最後に総括質疑を行うこととします。

また、質疑については、関連した質疑を効率的に行う観点から、課ごと、項目ごとに質疑を受けることとします。執行部の皆様の御協力をお願いいたします。

なお、歳出予算の説明については、重点・新規事業を中心に簡潔に行い、併せて、決算における指摘要望事項に係る対応状況についても説明をお願いいたします。

まず、第1班として、総合政策課、広域連携課、秘書広報課、統計調査課、総合交通課の審査を行いますので、順次、予算議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は説明終了後をお願いいたします。

**○中村総合政策課長** 当課の当初予算案について御説明いたします。

委員会資料の13ページを御覧ください。

総合政策課の令和8年度当初予算は、左から2列目にありますとおり、総額で47億8,594万6,000円であります。内訳は、一般会計が47億6,042万8,000円、中ほどの開発事業特別資金特別会計が2,551万8,000円となっております。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

14ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)連絡調整費1,686万9,000円は、部の連絡調整や新たな政策立案のための政策調整研究などに要する経費であります。

次の(事項)総合企画調整費441万3,000円は、国への提案要望活動などに要する経費であります。

次の(事項)県外事務所費9,289万4,000円は、東京、大阪、福岡の3つの県外事務所の運営や維持管理等に要する経費であります。

次に、2つ下の(事項)県計画総合推進費40億6,858万4,000円は、県総合計画の推進及び政策課題に関する調査・検討等に要する経費であります。

主なものですが、説明及び事業名欄の、2の総合計画等推進費1,391万4,000円は、政策評価や県総合計画審議会の開催、アクションプランの重点施策を推進するために要する経費であります。

2つ下の4～6の新規事業「みやぎきスポーツメディカルサポート体制構築事業」、未来みやぎき成長基金積立金及び「置県150年ネクストプロジェクト創出事業」につきましては、後ほ

ど御説明いたします。

15ページを御覧ください。

開発事業特別資金特別会計についてであります。

下段の(事項)繰出金2,236万3,000円につきましては、商工観光労働部及び農政水産部所管の2事業を実施するために、一般会計に繰り出すものであります。

続きまして、新規事業について御説明いたします。

16ページを御覧ください。

新規事業、未来みやざき成長基金積立金、予算額は40億円、財源は一般財源であります。

事業の目的は、置県150年を見据え、新たな発展に向けた礎づくりに係る施策を機動的かつ継続的に展開するための基金を新たに設置するものであります。

事業概要の(1)事業内容及び(2)事業の仕組みですが、基金の規模は120億円程度を想定しており、まずは令和8年度に40億円を積み立て、翌年度以降は、ふるさと納税等を活用しながら、順次、積み増しを行う予定です。

(3)基金対象事業は、①国スポ・障スポ開催を契機とした地域振興のほか、②広域交通ネットワークの整備加速化、③置県150年を見据えた先駆的な取組という3つの柱に基づき、施策を展開していくこととしております。

(4)成果指標ですが、スポーツの成長産業化による県内への経済効果を、令和6年度の約170億円から令和15年度には400億円へ、国際線の拡充による経済効果を約50億円から80億円へと拡大することを目指してまいります。

事業期間は、令和8年度としておりますが、基金の設置期限は令和16年度までであります。

次に、17ページを御覧ください。

新規事業「置県150年ネクストプロジェクト創出事業」、予算額は2,500万円、財源は、未来みやざき成長基金であります。

事業の目的ですが、置県150年を見据え、本県の新たな発展につながるプロジェクトの創出に向けて、官民一体となって調査・検討を行うとともに、県民の機運醸成を図るものであります。

事業概要の(1)事業内容ですが、①では、産業・教育・金融・労働・言論及び市町村の代表に加え、若者世代から構成される未来みやざき成長県民会議を設置し、人口減少や、次なる成長に向けた意見交換を行うこととしております。

②では、県民会議での意見交換の内容を広く県民と共有し、置県150年に向けた機運醸成を図るため、著名人や有識者等を招いたシンポジウムを開催いたします。

③では、県民会議やシンポジウムにおける意見交換等を踏まえながら、未来志向の先駆的取組について検討していくこととしており、まずは新たな「知」の拠点づくりとして、総合博物館や平和台公園を対象に企画・調査を行ってまいります。

(2)事業の仕組みですが、①は県、②、③は民間企業への委託、(3)成果指標は、県民会議及びシンポジウムをそれぞれ年1回ずつ開催などとしております。

事業期間は、令和10年度までの3か年です。

次に、18ページを御覧ください。

新規事業「みやざきスポーツメディカルサポート体制構築事業」、予算額は2,343万6,000円、財源は、国庫及び未来みやざき成長基金であります。

事業の目的ですが、国スポ・障スポの開催を見据え、本県のスポーツメディカル体制を構築

することにより、スポーツランドみやぎきのブランド力向上と、スポーツ観光のさらなる推進につなげるものであります。

事業概要の(1)事業内容ですが、県内の医療団体、競技団体などを効果的・有機的につなぐ、みやぎきスポーツメディカルコンソーシアムを形成するとともに、スポーツメディカルコーディネーターを設置し、県内キャンプやスポーツ大会等に対するサポート体制を構築するものであります。

(2)事業の仕組みは、コンソーシアム事務局への補助、(3)成果指標は、大会・キャンプ等の実施に関する調整件数について、令和8～10年度で累計120件を目指しております。

事業期間は、令和10年度までの3か年であります。

**○酒匂広域連携課長** 広域連携課の当初予算につきまして御説明いたします。

資料の19ページを御覧ください。

当課の令和8年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり8,497万3,000円となっております。

主な内容につきまして、20ページで御説明いたします。

上から2つ目の(事項)広域連携推進費2,151万8,000円ではありますが、説明欄1の全国知事会1,012万8,000円、2の九州地方知事会896万5,000円は、各知事会の負担金や国への提案要望活動及び来年度本県で開催する九州地方知事会議の開催等に要する経費であります。

3の「広域連携推進事業」242万5,000円は、24府県の有志の知事が参加します、日本創生のための将来世代応援知事同盟等の負担金や、国への提案要望活動などに要する経費であります。

**○佐藤秘書広報課長** 秘書広報課の当初予算案

につきまして御説明いたします。

資料21ページを御覧ください。

秘書広報課の令和8年度の当初予算額は、左から2列目にありますとおり、総額で6億42万1,000円であります。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

22ページを御覧ください。

まず、上から2つ目の(事項)秘書業務費5,911万8,000円は、知事、副知事の活動経費や、秘書・栄典業務及び国スポ・障スポ開催に向けた皇室関連の事前準備に要する経費であります。

次に、その下の(事項)広報活動費2億6,549万4,000円は、広報紙、新聞、テレビ・ラジオや県ホームページ、SNS等を活用した情報発信など、様々な媒体で県政広報活動を行うための経費であります。

次に、その下の(事項)広聴活動費1,665万円です。これは、県民の皆様の御意見をお聴きし、県政に反映させるために「知事との本音トーク」や、電話やメール等による「県民の声」など、広聴体制の充実を図るための経費であります。

最後に、一番下の(事項)県政相談費2,151万円です。これは、本庁県民室のほか、各地の総合庁舎や西臼杵支庁に9か所設置する県政相談室の運営などに要する経費であります。

当初予算についての説明は以上であります。

続きまして、23ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

個別指摘要望事項につきましては、上段の③「広聴活動について、幅広い県民からの声を県政に反映させるため、より積極的に取り組むこと。」であります。

広聴活動は、県民の意見を県政に反映させるために重要でありますことから、知事と県民との対話の場であります「知事との本音トーク」や、県民から御意見をいただく「県民の声」、個別の施策に対する意見を伺うパブリックコメント等に取り組んでおります。

特に「県民の声」は、県政に直接意見をいただく重要な制度でありますことから、全ての内容を知事へ報告し、施策に反映させるよう取り組んでおります。

今後とも、これらの取組を広く県民に周知し、積極的な広聴活動に努めてまいります。

**○芝吹統計調査課長** 統計調査課の当初予算案につきまして御説明いたします。

資料の24ページを御覧ください。

統計調査課の令和8年度当初予算額は、この表の一番上、左から2列目にありますとおり3億6,416万5,000円となっております。

それでは、当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

25ページを御覧ください。

下から2番目の(事項)経済センサス費8,372万5,000円でございます。

説明欄の1の経済センサス活動調査について御説明いたします。

この調査費は、令和8年6月1日を調査期日として実施する、経済センサス活動調査に要する経費であります。

この調査は、5年ごとに実施される周期調査で、事業所や企業の経済活動の状況を全国及び地域別に明らかにすることを目的としており、調査結果は、国民経済計算の推計をはじめ、行政施策の基礎資料として活用されるものであります。

次に、一番下の(事項)社会生活基本調査費

1,330万9,000円であります。

この調査費は、令和8年10月20日を調査期日として実施する社会生活基本調査に要する経費であります。

この調査についても5年ごとに実施される周期調査で、生活時間の配分や、自由時間における主な活動の状況などを明らかにすることを目的としており、その結果は、ワーク・ライフ・バランスの推進など、行政施策の基礎資料として活用されるものであります。

**○松田総合交通課長** 総合交通課の当初予算につきまして御説明いたします。

常任委員会資料の27ページを御覧ください。

総合交通課の令和8年度の当初予算額は、左から2列目にありますように、総額で13億5,751万2,000円であります。

次に、当初予算の主な内容について御説明いたします。

28ページを御覧ください。

まず、上から2行目にあります(事項)広域交通ネットワーク推進費5,976万1,000円であります。

このうち、説明欄4の新規事業「暮らしを支える地域物流イノベーション事業」5,245万3,000円につきましては、後ほど御説明をいたします。

5の「新幹線整備機運醸成事業」308万6,000円ですが、今年度に引き続きシンポジウムを開催するなど、新幹線整備の実現に向け、機運醸成などに取り組むものであります。

次に、その下の(事項)地域交通ネットワーク推進費6億6,684万円であります。

このうち、説明欄1の「地方バス路線等運行維持対策事業」5億9,955万5,000円のうち(1)「バス路線運行維持対策事業」は、地域住民の

生活に必要な地域間幹線バス路線の維持を図るため、国と協調し、運行費等を補助するものであり、(3)「宮崎県バスネットワーク最適化支援事業」は、地域間幹線バス路線等を将来にわたり持続可能なものとするため、市町村や事業者との協議に基づき、バス車両の小型化を支援するなど、利用実態に即した運行形態への転換等を県が独自に支援するものです。

また、(4)「広域的移動手段確保支援事業」は、市町村が主体となって運行するコミュニティバスのうち、複数の市町村をまたぐ広域的な路線の維持を図るため、運行費の補助を行うものであります。

説明欄6の改善事業「バス・タクシー運転士確保・定着支援事業」1,668万6,000円につきましては、後ほど御説明をいたします。

次に、その下の(事項)航空交通ネットワーク推進費3億3,101万9,000円であります。

説明欄1の改善事業「「みやざきの空」航空ネットワーク拡充事業」3億2,907万9,000円につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、新規・改善事業について御説明いたします。

29ページを御覧ください。

新規事業「暮らしを支える地域物流イノベーション事業」です。

予算額は5,245万3,000円、財源は、国庫及び一般財源であります。

まず、事業の目的ですが、ドライバー不足等により機能の低下が懸念される地域物流や幹線輸送等の効率化を推進し、本県の物流網の維持・充実を図るものであります。

事業の概要を御覧ください。

(1)事業内容ですが、まず、①「地域物流機能維持向上事業」では、県、市町村、物流事

業者の官民連携による共同配送網の構築など、地域物流の効率化に向けた検討・実証を行います。

次に、②「物流効率化支援事業」では、運送事業者における遠隔・自動点呼の導入といったデジタル技術の活用等を進め、物流の最適化を図ります。

また、③「物流産業集積支援事業」では、太平洋に面し、海上での関東・関西へのアクセスにおいて九州内で優位性がある本県の特性を生かし、海上航路を利用した下り荷貨物の集荷などへの補助を行います。

(3)成果指標としましては、①の事業では、共同配送の検討・実証に5社以上の事業者が参画すること、②の事業では、ドライバー不足を感じる県内運送事業者を約70%から約60%まで低減すること、また、③の事業では、フェリーの下り荷の輸送量を3万台に押し上げることを目指します。

事業期間は、令和10年度までの3か年です。

次に、30ページを御覧ください。

改善事業「バス・タクシー運転士確保・定着支援事業」です。

予算額は1,668万6,000円、財源は一般財源であります。

まず、事業の目的ですが、乗合バス及びタクシー事業者による運転士の確保と定着の取組を支援することにより、深刻化する運転士不足に歯止めをかけ、持続可能な地域交通ネットワークを構築するものであります。

事業の概要を御覧ください。

(1)事業内容ですが、①運転士確保PR等支援では、採用イベントへの参加や広告などに要する費用を補助するほか、②免許取得等支援では、バスについては、若年運転士を念頭に大

型二種免許の受験要件の緩和に必要な特例教習費用を、また、タクシーについては、普通二種免許の取得費用をそれぞれ補助します。

さらに、バスについては、③就労環境改善支援として、例えば、女性運転士の採用増や定着に向けた、トイレやロッカーの整備などに要する費用を補助するとともに、④外国人運転士確保・育成支援として、特定技能制度を活用した外国人運転士の確保・育成に要する費用を補助します。

(3) 成果指標としましては、乗合バス運転士を現行の356名から380名に引き上げるとともに、タクシー運転士については、減少傾向が進む中で現状維持を目指します。

事業期間は、令和10年度までの3か年です。

次に、31ページを御覧ください。

改善事業「「みやぎの空」航空ネットワーク拡充事業」です。

予算額は3億2,907万9,000円、財源は、未来みやぎ成長基金及び一般財源であります。

まず、事業の目的ですが、国際線の新規路線誘致や既存国際定期便の活用等を通じて、持続的な地域経済の成長の基盤を築くことを目的としております。

事業の概要を御覧ください。

(1) 事業内容ですが、①「交流人口拡大促進事業」では、新規路線誘致のためのチャーター便運航支援や航空会社へのトップセールスを含む積極的な誘致活動等を行うほか、②「航空ネットワーク維持・充実事業」では、路線の維持・充実を図るため、航空会社等と連携した利用促進や県民の渡航拡大を図るためのパスポート取得支援などを行います。また、③「宮崎空港利便性向上事業」では、空港ビルと連携し、利用者の利便性向上等に取り組んでまいり

ます。

(3) 成果指標としましては、宮崎空港の利用者数を317万人から340万人に、また、国際定期便の路線数を2路線から3路線に、さらに、既存の国際定期便数を週5便から6便に増加させることを目指します。

事業期間は、令和10年度までの3か年です。

当初予算についての説明は以上であります。

続きまして、32ページを御覧ください。

決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

交通・物流事業者への燃料高騰対策につきまして、予算の効率的な活用の観点から、事業者の状況などを精査し、より多くの事業者が利用しやすいものとするよう指摘要望をいただいたところであります。

こちらに対しまして、事業の実効性を高めるためには、適正な積算を行うとともに、対象となる事業者にとって利用しやすいものとするための取組が重要であると認識しております。

このため、今議会で提案しました事業につきましては、事業者等への聞き取り調査を実施するなど事業者の現状把握に努めており、需要を踏まえた形で予算額の計上等を行うことで、多くの事業者が利用しやすい事業の構築を図っております。

今後とも、関係事業者との連携を図りながら、各種事業に取り組んでまいります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案のうち、総合政策課説明分についての質疑はありませんか。

○今村委員 資料16ページの未来みやぎ成長基金積立金について教えてください。

財源として、ふるさと納税が入ってくるということでありました。ふるさと納税は財源とし

て安定していないと思うんですが、そこら辺の部分はどう考えていらっしゃるのか教えていただければと思います。

○中村総合政策課長 ふるさと納税につきましては、現在、今年度の見込みで2億7,000万円ほどということになっているんですけれども、これまでに比べて年々増えてきている状況でございます。

来年度も、より魅力的な商品を開発したり、あるいは、市町村と連携した上で複数の市町村の商材などをパッケージにするような形で、これまでなかったような商品を開発するというようなことを含めて、ふるさと納税の実績を上げていけるような取組を今後していきたいと考えております。

本県ではこれまで、ふるさと納税に力を入れていなかったところなんですけれども、全国トップレベルの自治体からいきますと、10億円、20億円あるいは30億円近く、稼いでいるところもありまして、九州でも、佐賀県とか長崎県がふるさと納税を10億円以上稼いでいるという状況がございます。

本県のポテンシャルを考えると、全体的な市町村も含めたふるさと納税は、まだまだ伸び代があると考えております。今後、令和15～16年、80億円ほどをふるさと納税でしっかりと稼いでいくためには、年間10億円前後の歳入が必要になってくると思いますけれども、体制を強化するとともに、そういった新しい商品開発なども含めて、財源をしっかりと確保していきたいと考えているところでございます。

○山内委員 今のことに関連してなんですけど、ふるさと納税を財源としてということで、県としては大きく5つの用途で、それが全部総合計画に基づいてということなので、総合政策課が

担当なのかなと思うんですけれども。

僕らも県民に説明するのに、これはふるさと納税でやったんですという説明がなかなか分かりにくいので、できたら、決算のときとかに、財源としてふるさと納税をどれに、どれだけ使いましたというのを出していただくとありがたいです。

予算ではなかなか分からないと思うので、決算のときに、ここから充てましたというのはしているはずなので、決算書とかで、一般財源のうち幾ら分がふるさと納税ですとかしていただけると、ありがたいなと思ったところです。

○中村総合政策課長 御指摘ありがとうございます。まさに、そういった用途についてもしっかり透明性を図っていくということは大変重要なことだと考えております。

現在、ふるさと納税の用途に関しては、アクションプランの5分野ということで整理をしております。宮崎再生であるとか、未来に向けた基盤づくり、そして人材育成といった、アクションプランの大きな5つの柱に基づいて事業を展開させていただいております。その中で、それぞれの柱に対して、幾ら寄附があって、こういった事業に使われていますというのは、今年度からホームページ等でもしっかり明示するようにしております。

この項目について、来年度からは、アクションプランの5つの柱から、今回の基金の目的である、国スポ・障スポを契機とした地域振興、それから、広域交通ネットワークの整備加速、そして、置県150年という3つの柱、あるいは、それプラス、特に用途を指定しないという項目を含めて、ふるさと納税を募るということで考えております。

それぞれの項目に対して、どれだけ寄附を頂

いて、その結果、こういった事業が展開できたかということは、ホームページや、当然、県議会での報告も含めて、しっかりと明らかにしてまいりたいと考えております。

○河野委員 同様に、資料16ページの未来みやぎ成長基金積立金について、成果指標のスポーツのところ、経済効果が令和15年度に400億円を見込むということで、国スポでお金をかけてこれだけのものを整備したので、それをしっかり生かしていきましょうということだと思いますが、この経済効果を400億円と算出するに当たって何か、例えばテニスパークで幾らとか、具体的な考え方みたいなものを教えていただきたいと思っております。

○中村総合政策課長 この経済効果については、国スポのときは一時的に1,000億円ほどの経済効果があると思われまので、そこは除外しているんですけども、それ以外に、基本的には今、委員より御指摘のあったテニス大会は、これまで本県になかった新しい国際大会、スポーツ大会でございますので、これはもう純粋にプラスアルファで伸びていく部分だと思っております。ここが数十億円あると思っております。

あと、例えば、テゲバジャーロ宮崎が今回、J2に昇格しますけれども、他県の事例で見ますと、J2での経済効果が20～30億円など、これは九州内でもそういった経済効果が実際に公表されております。また、将来的にバスケのBリーグの誘致をしていきたいという目標を掲げておりますので、そういったプロスポーツチームが誘致できることによって、また20～30億円というのが上乗せされると。

それに加えて、スポーツ施設だけでなくて宿泊施設のほうも、立地あるいは改修の支援をするという取組も、今回、商工観光労働部から

提案させていただいております。そういった宿泊施設を充実することによって、県内での宿泊客が増えて、そして消費額も増えるというようなことを積み重ねていったときに、最大で400億円ぐらいの経済効果が見込めるということで、この目標を設定させていただいているところでございます。

○河野委員 国スポが終わった後、国スポで整備したと思われる施設を使ったイベントとか、施設ごとなのかイベントごとなのか分からないですけども、令和15年に向けて毎年、この施設は大体このぐらいの経済効果がありましたと、そのように出していくという考えはあるのでしょうか。

○中村総合政策課長 例えば、今の既存施設でいきますと、野球の春季キャンプあるいはJリーグのキャンプで、春季キャンプごとの経済効果を毎年、商工観光労働部から公表させていただいており、昨年のキャンプですと大体99億円というような公表がなされております。これはいずれもPR効果は含まれておりません。

今後は、例えば都城市の陸上競技場でラグビーの大会がありましたとか、陸上の大会がありました、あるいは、延岡市のアリーナでバレーの大会がありました、バスケの大会がありましたというようなことを、特にプロスポーツであるとか、全国大会あるいは世界大会といったものを視野に置いていかないといけないとは思っています。そういった経済効果をしっかり可視化していく、それをしっかり県民の皆さんに伝えていくということが非常に重要なことだと思っております。そこはしっかりと、商工観光労働部とも話をしていきたいと考えております。

○河野委員 本当におっしゃられるとおりで、

効果が可視化される形で、今後もつくっていただけるとありがたいと思います。

**○山内委員** 資料17ページの新規事業「置県150年ネクストプロジェクト創出事業」について、その中で、未来みやざき成長県民会議を設置するというので、有識者の代表や若手関係者であるんですけども、どんな形で若手を募ったり、選考したりするのか教えてください。

**○中村総合政策課長** この若手ということが非常に重要かと我々は考えておまして、こういった県全体の会議となると、経済団体の代表者や大学の関係者ということで、どうしても大人が中心になるということになってきます。

将来のこと、未来のことを語る上では、やはり当事者である若手の御意見というのは不可欠だと考えておりますので、ここはどうしても若手の代表を入れていきたいと考えております。

まだ、具体的にこういうようにやりますということを決めているわけではないんですけども、今年度、総合計画の策定に当たって、私どもは若者との意見交換をやっております。その中でいろんな県内企業にお勤めの若手の方々に参加してもらったり、あるいは高校生、大学生のほうから参加してもらったりということをやっております。

例えば、県内の企業であれば経済団体にお話をして、その中で若手が積極的にいろんな活動に取り組んでいたり、その企業の中で頑張っておられる若手、あるいは子育て中の方であるとか、様々な方々を、様々な団体のほうから男女を問わず推薦していただいたりということが、まずは考えられるのかなと思います。

それから、学生であれば、県内の大学は高等教育のコンソーシアムがありますので、そういったところを通じて公募をさせていただいた

り、あるいは大学のほうから推薦していただいたりというような形で、高校に関しても公立・私立様々ありますので、できるだけ幅広くそういった方々が参加できるような形を取りたいと思っております。ただ、学生さんに関しては授業との関係もありますので、そこには配慮しながら、今後、できるだけ幅広い意見を我々も聞かせていただけるような工夫をしてまいりたいと考えております。

**○山内委員** 授業とかがあるということなんですけど、どうしても宮崎市内であると、近郊の人たちだけになってしまうと思うので、やはり全26市町村の若者、子供の意見が反映されるように、こちらから出向いていき、そういった若者、子供の声を聞くと。

今は令和の時代になったので、昭和の頭ではなくて、これからをつくっていく、令和に生まれた、令和で育っている子供たちの考えを入れてもらいたいなど。宮崎市だけになってしまうと、地方への波及とかもちょっと難しくなってくるのかなと。地方の子供たちがどうやって考えているのか、どういう未来を描いているのか、何も考えのない真っさらな状態のことを聞いていけるような仕組みにさせていただけるとありがたいなど。これは意見になりますけれども、そう思ったところでした。

**○松本委員** 今のネクストプロジェクトのシンポジウムの関係なんですけれども、年1回のシンポジウムということで、年1回ではなかなか機運醸成は難しいかなと感じておりました。そういった中で、開催の仕方として、今の時代でするので、ウェブでつないだりとかいろんなことを考えながら、多くの皆さんにというようなことができないのかなと思っておりましたが、このシンポジウムについてのお考えをお聞かせく

ださい。

**○中村総合政策課長** シンポジウムは、置県150年に向けて、県民の皆様にも今の宮崎県の現状、人口減少等をはじめとする様々な課題、それから今後その中でどう宮崎県の未来を描いていくのかということ、行政だけで考えるのではなく、県民の皆様と一緒に課題を共有するとともに、未来に向けたいろんな意見交換をしていく、皆さんが将来に希望を持てるような取組を展開していくということで、非常に重要な取組だと思っています。

その中で、シンポジウムというのは様々なやり方があると思うんですけども、我々の思いが最もダイレクトに伝えられる取組かと考えており、この開催を提案させていただいているところです。おっしゃるとおり、一堂に会してやる場合には、会場の制約であったり、時間の制約であったり、移動の制約であったりということで、どうしても限られた方しかお集まりになれないというところもあろうかと思えます。そこは御指摘にあったようにオンラインでの中継であったり、あるいは時間差でいつでも見られるようなアーカイブであったり、そういったできるだけ幅広い方々に関心を持ってもらえる、そして実際に一緒に考えていただけるような、工夫というのを考えていきたいと思っております。

**○松本委員** 限られた中でしっかりと取り組んでいかなければならない事業だと思っておりますので、ぜひともいろんな工夫をしていただけて、多くの県民の皆様方から参画していただけるようなシンポジウムになることを期待しております。よろしくお願いいたします。

**○今村委員** ネクストプロジェクトのところで、先ほど山内委員、松本委員からそれぞれあった

とおりでありますが、これは要望なんですけれども、学生の部分もあるんですが、例えば小さなお子様がいらっしゃる保護者の方とか、そういったところからも意見が取れるように、何かアンケートとかを広く県民に取っていただければなど、これは要望です。よろしくお願いいたします。

あと、もう1点です。次のページの、新規事業「みやぎきスポーツメディカルサポート体制構築事業」について、このコーディネーターは大体何人ぐらいを想定しているとか、また、こういったスポーツに対応できるようになっているのかということも教えていただければと思います。

**○中村総合政策課長** まず、このスポーツメディカルサポート体制については、宮崎大学が中心になりまして、現在も県内で行われるプロスポーツのキャンプや、代表合宿の際にもいろいろな支援をさせていただいております。

例えば、宮崎大学にスポーツメディカルセンターというのが昨年の4月から立ち上がっておりまして、そのセンター長をされている先生はラグビーの日本代表のチームドクターをされたり、あるいはその副センター長もなでしこジャパンのチームドクターを担当されたりと非常に優秀なスポーツドクターの方々が宮崎大学にはいらっしゃいます。そういった方々が中心になって、県内で行われる、キャンプや合宿でのアスリートのメディカルチェックなどもさせていただいております。

本来は国スポ・障スポ等で県の代表選手の方々のメディカルチェックとか、大会での帯同とか、そういったことをこれまでやってこられていたんですけども、スポーツ合宿がどんどん増えるにしたがって、徐々にそういったス

スポーツ合宿等でのニーズというのも非常に広がってきているというような状況でございます。

それを今後、この新しい事業でしっかりコンソーシアムを形成することによって、組織的にスポーツ合宿等への、あるいは大会等へのメディカル面での支援というのを、機動的にやれるような体制をつくりましょうというのがこの事業であります。先生方も基本的には医師であり、どうしても臨床・診療されるのがメインになりますので、そうすると組織を回す方がいらっしゃらないということで、そこをコーディネーターに担っていただくということで配置を予定しております。今のところは、コーディネーターは1人、先生方の右腕となって事務局を回していただけるような、そういう方を1名配置しようということで想定しているところでございます。

**○齊藤副委員長** 今のみやざきスポーツメディカルサポートの事業の関連なんですけれども、スポーツはけがが伴ってくるので、ここに着目してさらなる推進というのはすばらしい取組だと思います。

実は昨日、会派の勉強会にて、宮崎県の薬剤師会の方々と意見交換をした中で、スポーツファーマシスト、要するにアンチ・ドーピングですとか、スポーツ薬理学、スポーツ医学、そしてスポーツ科学に関する知識を専門とした薬剤師が資格を取って、幅広く支援をしていくという話を聞きました。聞くところによると、国スポの中でもやっぱりドーピング検査をされているみたいで、そういった支援なんかもこれから取り組んでいきますという話があったので、ぜひそことも連携を取っていただきたいということをお願いします。

**○中村総合政策課長** 御指摘のとおり、薬剤師

の方々のアンチ・ドーピングということでもありますし、選手の体調を整えるという意味でも非常に重要な役割を果たしていただいております。また、スポーツファーマシストの方々、あるいはアスリートトレーナーであるとかスポーツナースという方々もいらっしゃって、医師以外の医療従事者の方々が幅広く、スポーツの医療面での支援に携わっているということで、実は宮崎大学が行っているスポーツメディカルセンターを中心としたコンソーシアムには、そういった医療関係者の方々、団体の方々も一緒にコンソーシアムの一員として参加しておられます。

実際に、合宿とか大会とかでの支援には、医師だけではなくて、看護師の方々あるいはアスリートトレーナーの方々、場合によっては薬剤師の方々も一緒にチームとして大会に帯同して、支援をしておられると聞いております。

今後、しっかり体制ができることによってより幅広く、それから県内のプロだけじゃなくてアマチュアも含めた、スポーツ関係者に支援を展開することができるようになるんじゃないかなと期待しているところでございます。

**○齊藤副委員長** 資料4ページの基金の使途と使途別の想定事業規模のところ、「R11～15」の上から2段目の23億円は、計算すると多分26億円じゃないですかね。

**○中村総合政策課長** ここは額からすると、確かに「R8～15」の合計が40億円にはなっていないんですけれども、大体積算すると、約40億円を今後想定しているということでございまして、ここはすみません。「R11～15」がきれいに26億円とはなっていないんですけれども、積算すると23億円ぐらいかなと。随分先の、4年後以降の事業ということになりますので、ここ

はまたしっかりその辺の積算もやってまいりたいと考えております。

○山内委員 資料18ページのメディカルサポート体制について、先ほどもいろいろとトレーナーの話がありました。既に学校でも契約しているところがあったり、その団体で研修みたいな感じでトレーナーを呼んで、トレーナーのほうもそれが宣伝になるのでゼロ予算で来てくれたり、もしくはテーピングとかも指導してくれたり、サプリメントの企業であれば栄養指導をしてくれて、そういったのもあるので、先ほど、コーディネーターは1人だけで連携してという話の中で、うまく協議団体が現状とかも把握した上でされるともっとよいものができるのかなとちょっと思ったところでした。

○中村総合政策課長 実際、このスポーツトレーナーやスポーツナースの方々など、様々な方が本当に地域レベルでの大会から国スポレベルの大会までいろいろ活躍していただいているんですけれども、皆さん、割とボランティアベースでやっていらっしゃる方が多くて、旅費とか消耗品とか、その辺も団体や、あるいは個人で負担されているところもあるというように伺っております。

そういう意味で、今回しっかり予算を確保させていただいて、その上で幅広い、きめ細かな活動も支援していけると、地域ごとの子供たちの競技力の向上であるとか、けがの防止もですけれども、未来を担うアスリートとして基盤をつくる一つの支えになるんじゃないかなと考えているところです。

○佐藤委員長 ほかがございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次に、広域連携課の説明分についての質疑はございますか。

○齊藤副委員長 資料20ページの全国知事会、それから九州地方知事会、そしてお話があった知事同盟について、それぞれどれぐらいの会議が開かれているのか教えてください。

○酒匂広域連携推進課長 全国知事会は親会議と申しますか、一番大きい会議が年に2回ございます。全国知事会の中には地方財政常任委員会であったり、社会保障常任委員会等の常任委員会がありますけれども、それぞれの委員会の中で開催しております。

九州地方知事会も同じく年に2回でございまして、春と秋に行っております。

知事同盟のほうにつきましては、サミットという名称でございましてけれども、年に1回開催しているところでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、秘書広報課の説明分についての質疑をお受けいたします。

○今村委員 資料22ページの「SNS活用情報発信事業」について、インフルエンサーであったりとか、デザイン広告料であったりとか、こういったものに使われているのか、中身を教えてくださいいただければと思います。

○小山広報戦略室長 「SNS活用情報発信事業」でございましてけれども、こちらは主にユーチューブの番組を作っているものでございます。特に、県の公式ユーチューブが1本と、委託で行っているみやひなchというものがございまして、それぞれ特色がございまして、1つ目の公式ユーチューブにつきましては、県内の皆様をターゲットに、今年度は主に知事に御出演いただきまして、公共交通のバス路線とか、みやぎ施設園芸デジタル化推進プロジェクトとか、そういった重要施策を県民の皆様にご覧いただ

だくために作っている番組でございます。

もう一つのみやひなc hでございますが、こちらは主に県外向けに広報を行っているユーチューブチャンネルであり、委託で行っておりまして、年間約40本、金曜日の夕方6時に配信をしているものでございます。

○今村委員 では、ユーチューブだけに特化して支払っていて、公式LINEとか、そういったものに関しては何もないということによかったのでしょうか。

○小山広報戦略室長 LINE等もございまして、予算につきましては、ほぼユーチューブと厚く思っていて結構だと思います。

○松本委員 今回、約2,400万円の予算が上がっておりまして、前年と比較しますと、前年のほうが、名称もみやざき魅力発信とかで、力が入ったような気がします。額は伸びています。これは今回特に何か変わって額が増えたのかと、単純比較ではないかもしれませんが、ありましたら、その点ちょっと御説明をお願いいたします。

○小山広報戦略室長 今回、メニューを一部変更しております。先ほど申し上げました県外向けのみやひなc hは今回、議会の御承認をいただいた後に公募、企画提案、コンペを行います。

こちらは引き続き行う予定でございますけれども、もう一つの魅力発信事業につきましては、今年度は基本的に日本一挑戦プロジェクトの子育てとかスポーツとか、教育、再造林等につきまして行っておりました。来年度につきましては、今年行ってきました知事を活用したものと、国スポ・障スポ等に特に力を入れて発信するというので、多少中身を変えて行うということで名称も変更させていただいているところでございます。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、統計調査課説明分についてお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、総合交通課説明分についての質疑はありませんか。

○河野委員 資料29ページの新規事業「暮らしを支える地域物流イノベーション事業」について、事業内容が、官民連携による共同配送網の構築などの地域物流の効率化に向けた検討・実証ということなんですけれども、国でも物流については今、かなり危機感を持っているような話もありますし、民間の会社の努力だけではなかなかどうにかなるような問題でもないと思うので、すごく重要だと思います。実際のこの官民連携というのがどういったイメージのものなのか、教えていただけますか。

○松田総合交通課長 官民の連携ということですが、まずは官に関しましては、県と市町村でございまして、民につきましては、物流事業者を想定しております。

この事業においては、おおむね3年で一つのサイクルを回したいと思っております。まずは1年目に先ほどの県・市町村・物流事業者により検討の場を設けまして、当該地域においてどういったことが課題になっているのか、また物流事業者の立場から、どういった解決策なり対応策があり得るのかということなどについて検討を行います。その後、2年目に実証実験ということで、これはトライアンドエラーも出てくるかとは思いますが、様々な取組をいたしまして、3年目にその中で使えそうな事業ですとか、あるいはうまくいきそうところをさらに実装ということで当てはめてみて、さら

なる洗い出しを進めるというようなことで進めてまいりたいと思っております。

その中で県の役割になりますが、主には、この事業全体のスキームの構築、また国庫補助事業を使いますので、国への交付金の要求、こういったところを、県を窓口にやらせていただきたいと思っております。

○河野委員 これは何か具体的な、こういう方法でみたいなのが、現状あるわけではないということですね。

○松田総合交通課長 失礼いたしました。資料29ページの右側にポンチ絵のようなものが入っているかと思いますが、これは一つの例ではございますけれども、様々な事業者の方が扱っていらっしゃる荷物について——主に中山間地域を念頭に置いておりますが——なかなか荷物が集まらないということで、これを1対1で配達していると非常に効率がよくないと。これをある程度一つに束ねまして、例えば中山間地域にお届けするというのを共同でやれないかと。

ただ、これをやろうとしますと、〇〇運送であったり、〇〇運輸というようなところが、ふだんライバル関係にございますので、なかなか民間ベースではうまくいかないということを聞いております。事業者の方も困っておられると伺っておりますので、このあたりを県とか市町村が入ることで、うまく効率化したり、競合他社との調整を我々のほうでやっていければと考えております。

○河野委員 結局、行政・県とかは実際に物流のシステムを持っているわけではないので、県とか行政の役割としては、民間の運送における調整というのが基本的な役割になるという認識でよろしいですか。

○松田総合交通課長 はい。御指摘のとおりで

あります。

○松本委員 資料28ページの「新幹線整備機運醸成事業」について、昨年と比較しますと900万円ほど額が減っているようですが——県の大きな目標としては、これから基金を積み立てて機運醸成していくということですのでけれども、この額が減ったことと今後の考え方について御説明をお願いいたします。

○松田総合交通課長 昨年度の予算と比べますと、約900万円の減となっております。この減の理由であります。今年度の議会で御報告をさせていただきました、経済波及効果の調査というのを今年度やらせていただいております。この分が今年度で終了いたしましたので、これに対応する分といたしまして900万円の減ということでもあります。

300万円を実施する事業につきまして、今年度、延岡市のほうでシンポジウムをさせていただきましたけれども、来年度につきましては、県西地区、具体的には都城市辺りでできればと考えております。こちらのシンポジウムの実施でありますとか、また広報ツールにつきましても、今般の議会でも、若い人たちへの意識というのを上げるべきだという御指摘もいただいておりますので、こういったところへの啓発ツールの工夫などについて、予算を使わせていただきたいと思っております。

○山内委員 資料29ページの新規事業「暮らしを支える地域物流イノベーション事業」について、成果指標の一つに、海上輸送における下り荷の輸送台数とあるんですけども、これは昨年からRORO船の就航があっていますが、この成果指標の中にRORO船による台数も入っているという理解でよろしいでしょうか。それとも別でこれを計算しているのでしょうか。

○松田総合交通課長 すみません、確認して後ほどお答えいたします。

○松本委員 資料30ページをお願いしたいんですけども、右の中段の表のタクシーのところ、外国人と就労環境が、バスと同じようにならないのはどういうことでしょうか。教えてください。

○松田総合交通課長 この「バス・タクシー運転士確保・定着事業」を構築するに当たりまして、先ほど決算特別委員会の指摘要望事項の中でも御指摘をいただいておりますが、事業者のニーズをしっかりと把握するべきということでもございましたので、各団体あるいは事業者へのアンケート等を行って事業構築に当たったところでございます。

その中でタクシーに関しましては、就労環境の改善あるいは外国人への支援といったところの要望というのは声としては挙がっておりませんで、むしろ今回追加させていただいております運転士の確保に係るPRの部分への支援、あるいは補正予算をお願いをしております、UDタクシーとして挙げておりますタクシー車両本体への支援、こういったところへの御要望がありましたことから、よりそちらに資源を振り分けたということでございます。

先ほど御質問いただきました一つ前、資料29ページの一番下でございます、輸送台数3万台の目標値にRORO船の新規就航分が入っているかという御質問でございますが、これにつきましては、まだRORO船の下り荷の分というのは入ってございません。今で言うと、フェリーを念頭に置いているものでございます。

○齊藤副委員長 資料28ページの(事項)地域交通ネットワーク推進費の中の1番の(4)「広域的移動手段確保支援事業」について、先

ほど課長の御説明を聞いている中で、市町村が運営するコミュニティバスで広域に運営しているものに対する補助というように聞いたんですけども、具体的にどういったバスがあるのか教えてください。

○松田総合交通課長 まず、コミュニティバスというのは、基本的に民間事業者ではなく、市町村が主体となって運営するバスだと御理解いただければと思います。それらは一つの市町村内で帰結するものが多いんですけども、中には、いわゆる昔の——合併前の市町村をまたいで運行されているようなバスもございます。こういったものを広域コミュニティバスと称しておりますので、こういったところの運行はなかなか厳しいものがございますので、これらに対する支援を行っている事業でございます。

○齊藤副委員長 一つでも構わないので、具体的にどこの市町村を走っている、どういったものがあるとかを教えていただけるとありがたいです。

○松田総合交通課長 幾つかございますけれども、一例を申し上げますと、例えば高鍋駅から西都市へ向かう便——間にめいりんの湯などを通って行く便等ございます。また、都城市でいきますと、都城駅から旧山田町に向かうもの、あるいは三股町へ向かうもの、こういったものを我々は広域コミュニティバスと言っているものでございます。

○齊藤副委員長 補助しているバスの実際の乗員客数だとか、そういうのは市町村から定期的に報告は受けているんですか。

○松田総合交通課長 バスの輸送人員につきましては、様々な補助事業の対象の判断基準の一つとなっておりますので、毎年状況を御報告いただいているところでございます。

○佐藤委員長 ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で、第1班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時59分休憩

---

午後3時3分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

次に、第2班として、中山間・地域政策課、産業政策課、デジタル推進課の審査を行いますので、順次、予算議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○濱川中山間・地域政策課長 中山間・地域政策課の当初予算について御説明いたします。

委員会資料の33ページを御覧ください。

当課の令和8年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり、12億3,730万1,000円となっております。

主な内容について御説明いたしますので、34ページを御覧ください。

まず、事項名の上から2番目、(事項)中山間地域振興対策費の予算額が1億5,114万3,000円です。

その主な内訳について御説明いたします。

説明欄3の「特定地域づくり事業協同組合設立強化事業」752万3,000円は、特定地域づくり事業協同組合の設立を促進するため、事業者向けに制度理解を深めるための説明会や相談会開催のほか、現地視察会を開催するものであります。

説明欄4の新規事業「中山間地域くらしサポートネットワーク構築事業」及び説明欄6の

改善事業「未来へつながる「宮崎ひなた生活圏」形成促進事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、事項名の上から3番目、(事項)地域活性化促進費の予算額が1億4,542万3,000円です。

説明欄3の「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク魅力発信事業」6,294万5,000円です。

これは、祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの登録10周年に向け、エコツーリズムのモデルコース造成や関連スポットへの案内看板設置など、インバウンド等の受入れ環境の整備を行い、国内外へ魅力を発信するものであります。

次に、説明欄5の「未来へつながる地域づくり協創支援事業」4,906万円です。

これは、市町村と地域住民等が一体となって取り組む持続的で発展性のある地域づくりの取組に対して、補助を行うものであります。

次に、説明欄7の「新たな地方創生に向けた市町村支援事業」1,685万1,000円です。

これは、市町村における地方創生の取組をより一層推進するため、人口減少社会を見据える市町村に対して、実効性のある地域づくりプロジェクトの企画立案支援や、地域と大学が連携した地域課題の解決に取り組むものであります。

続きまして、事項名の下から2番目、(事項)移住・定住促進費の予算額が6億3,588万5,000円です。

説明欄1の改善事業「移住促進・関係人口創出強化事業」、2の新規事業「若者の移住促進住まい整備事業」及び3の新規事業「宮崎暮らし体験サポート事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

説明欄5の「わくわくひなた暮らし実現応援

事業」4億4,065万円であります。

これは、移住支援金の支給や地方へ就職する学生への交通費等の支援により、本県への移住を促進するとともに、地域の担い手の確保や産業の活性化を図るものであります。

続きまして、事項名の一番下、(事項) エネルギー対策推進費の予算額が1億6,999万5,000円であります。

これは、水力発電施設等の所在する市町村が実施する地域活性化事業等に対して、国の交付金を交付するものであります。

続きまして、新規・改善事業について御説明いたします。

1ページ飛びまして、36ページを御覧ください。

新規事業「中山間地域くらしサポートネットワーク構築事業」であります。

予算額は1億272万5,000円で、財源は国庫及び一般財源です。

事業の目的であります。人口減少が深刻化する中山間地域におきましては、買物や金融サービスといった日常生活に不可欠なサービスの維持や、地域活動を支える担い手の確保が大きな課題となっております。

そのため、本事業においては、人口減少を真正面から見据え、持続可能な生活インフラ機能確保に向けた仕組みづくりに取り組むほか、地域運営組織の形成支援や関係人口を創出することにより、将来にわたって安心して暮らし続けることができる、にぎやかな中山間地域を創出することを目的としております。

次に、事業の概要欄の(1)事業内容であります。

本事業は大きく2つの柱で構成されております。まず、①「日常生活サービス維持確保支

援事業」では、生活インフラ機能確保に向けた仕組みを構築するため、県、市町村、民間事業者等から成る協議会を設立し、具体的なサービス展開に向けた議論を深めるほか、コンビニや郵便局など既存のサービス提供者と連携し、生活インフラ機能確保のための実証を行います。

3年間の取組を通じて得られたノウハウを県内市町村と共有することで、生活インフラ機能に支障が生じることがない環境を整えることとしております。

次に、②「にぎやかな中山間地域創出支援事業」では、市町村や地域が抱える課題を日常的に伴走する相談窓口を新たに設置するほか、外部専門家による地域運営組織の形成支援や、中山間盛り上げ隊を活用した関係人口の創出に取り組み、地域活動を支える担い手を確保することとしております。

(3) 成果指標としましては、いずれも令和10年度までの目標として、①の事業では、民間事業者が主体となったサービス展開の取組数を6件、②の事業では、地域運営組織の形成数を15件とすることとしております。

事業の期間は、令和10年度までであります。

次に、37ページを御覧ください。

改善事業「未来へつながる「宮崎ひなた生活圏」形成促進事業」であります。

予算額は3,491万4,000円で、財源は市町村21世紀基金及び宮崎縣市町村間連携支援基金であります。

本事業の目的であります。人口減少等の影響により、集落機能の低下が顕著である中山間地域において、安心して地域に暮らし続けることができる仕組みづくりである、宮崎ひなた生活圏づくりを推進するため、住民主体での取組を支援することなどにより、持続可能な中山間

地域の形成を促進するものであります。

事業の概要を御覧ください。

(1) 事業内容ですが、地域課題の共有や合意形成を促進するためのワークショップの開催や、市町村と地域住民等が一体となって行う地域づくりや、地域住民が主体となって具体的な取組などに要する経費を支援するほか、先進的地域の事例発表などを通じて、好事例の横展開や集落同士の連携を図るため、集落間の交流会を開催するものであります。

(3) 成果指標としましては、ワークショップを活用して取組までつながった地域を令和12年度末までに8地域、生活に必要な機能やサービスの維持確保のための取組を行う地域を、令和10年度末までに12地域としております。

事業の期間は、令和10年度末であります。

次に、38ページを御覧ください。

改善事業「移住促進・関係人口創出強化事業」であり、予算額は1億1,785万8,000円でありませ

事業の目的につきましては、宮崎ひなた暮らしUIJターセンターの機能強化、二地域居住を含めた関心層への情報発信、交流等の多角的なアプローチにより、若者、女性の県内移住を促進するとともに、関係人口の創出・拡大を図るものであります。

事業の概要欄の(1) 事業内容につきましては、①コミュニケーションツールとして広く利用されているLINE等を活用した移住相談の強化や、③令和8年10月に供用開始を予定しております宮崎県東京ビルを活用し、大学生の若者等との継続的な交流の場を設けるものです。

(3) 成果指標としましては、LINE登録者数を令和10年度に3,000人とし、県外からの移住世帯数を、令和10年度までに1,500世帯へ引き

上げることをしております。

事業期間は、令和10年度までであります。

次に、39ページを御覧ください。

新規事業「若者の移住促進住まい整備事業」であります。

予算額は6,800万円であります。

事業の目的につきましては、市町村が取り組む移住者のための空き家改修等を支援することにより、若者の中山間地域への移住を促進するとともに、地域の担い手確保及び活性化を図るものであります。

事業の概要欄の(1) 事業内容につきましては、空き家利活用等移住促進補助金として、市町村が取り組む空き家の利活用、改修補助に対し、支援するものです。

空き家の劣化具合を調査するなどのソフト事業については、全ての市町村を対象とし、補助上限は100万円です。空き家を改修するハード事業については、全域が中山間地域かつ財政力指数0.4未満の市町村を対象とし、補助上限については、空き家1戸当たり、基本は120万円、若者・子育て世帯向けの改修については180万円とします。

(3) 成果指標としましては、中山間地域への移住世帯数を令和5～8年度の累計で1,000世帯とし、県外からの移住世帯数を令和5～8年度の累計で4,000世帯としております。

事業期間は、令和8年度の1か年です。

次に、40ページを御覧ください。

新規事業「宮崎暮らし体験サポート事業」であります。

予算額は789万9,000円であります。

事業の目的につきましては、宮崎暮らしを体感するフルオーダーメイドツアーの実施により、特に中山間地域への移住を促進するとともに、

関係人口の創出・拡大を図るものであります。

事業の概要欄の(1) 事業内容につきまして、移住や二地域居住を検討されている方を対象に、住まいや仕事などの不安を解消し、移住先を決定するため、個別のニーズに応えるオーダーメイドツアーを実施するとともに、地元の先輩移住者などによる移住後までのフォローを行うものであります。

(3) 成果指標としましては、ツアー参加者数を令和10年度までに45組とし、県外からの移住世帯数を令和10年度までに1,500世帯へ引き上げることとしています。

事業期間は、令和10年度までであります。

次の41ページには、ただいま御説明しました3事業を含め、関係人口創出から移住までの施策体系ということで、移住関係の施策をまとめておりますので、後ほど御覧ください。

○川崎産業政策課長 産業政策課の当初予算について御説明いたします。

委員会資料の42ページを御覧ください。

当課の令和8年度当初予算は、左から2列目のとおり、4億4,800万1,000円となっております。

当初予算の主な内容について御説明いたしますので、43ページを御覧ください。

まず、事項名の上から3番目、(事項)みやざき地方創生若者定着促進費、予算額は1億7,188万7,000円であります。

その主な内訳であります。説明欄1の(2)「奨学金返還支援事業」の3,645万3,000円は、県が認定した企業に就職した若者の奨学金返還を支援し、産業人財の県内定着を図るものです。

次に、説明欄2の「力強い産業を支える産業人財育成事業」の4,206万円は、ビジネススキルの修得等をテーマとした講座を実施し、県内企

業の成長を牽引する人材の育成を図るものであります。

次に、説明欄3の「外国人材定着促進支援事業」の3,865万2,000円は、外国人材受入・定着支援センターにおいて、外国人材の就労に関する相談等に対応するとともに、キャリアアップに要する費用の助成により、本県産業を支える外国人材の定着を促進するものであります。

説明欄4の新規事業「海外連携強化による外国人材確保事業」及び説明欄5の新規事業「産学官連携による産業人財創出事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、事項名の一番下、(事項)産業デジタル化推進費、予算額は1億9,704万7,000円であります。

その内訳であります。説明欄1の「産業DXトータルサポート事業」の1億4,413万4,000円は、産業DXサポートセンターにおける県内事業者への相談対応や、DX推進モデル企業を創出するための伴走支援、また、システム導入経費に対する補助により、県内事業者のDXの取組を促進するものであります。

次に、説明欄2の「みやざきデジタル人材育成事業」の2,498万8,000円は、IT分野への就職を目指す求職者や高校生、大学生を対象に、スキルの習得から県内企業への就職までを一貫して支援し、デジタル人材の育成・確保に取り組むものであります。

説明欄3の新規事業「DXけん引人材育成事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、新規事業について御説明いたします。

44ページを御覧ください。

新規事業「海外連携強化による外国人材確保事業」です。

予算額は2,439万2,000円で、財源は国庫及び一般財源であります。

事業の目的ですが、海外との連携を強化し、外国人材と県内企業とのマッチングの仕組みを構築することにより、安定的かつ効果的な外国人材の確保を図るものであります。

(1) 事業内容ですが、①の外国人材マッチングでは、今年度開設した外国人材受入・定着支援センターにおいて、県内企業の外国人材に係るニーズを集約しながら、県に登録した人材紹介会社等とマッチングし、外国人材の雇用を支援いたします。

②の関係機関とのマッチング会の開催では、県内企業と海外の送り出し機関や国内の監理団体等とのマッチングイベントを県内で開催し、外国人材の円滑な受入れ・定着に向けて、顔の見える関係を構築していきます。

③の海外との連携関係の構築・強化では、海外の送り出し機関等との連携関係を構築していくとともに、連携体制をより実効性のあるものとするため、県内企業と連携して、現地でのPRを実施いたします。

(3) 成果指標は、県内企業と外国人材のマッチング件数を年間30件としております。

なお、事業期間は、令和10年度までであります。

45ページを御覧ください。

新規事業「産学官連携による産業人財創出事業」です。

予算額は1,886万8,000円で、財源は国庫及び一般財源であります。

事業の目的ですが、産学金労官で構成する産業人財育成プラットフォームへのコーディネーター配置などにより、大学生等の県内就職率の向上を目指すものであります。

(1) 事業内容ですが、①では、プラットフォームに産学官連携推進コーディネーターを配置し、高等教育コンソーシアム宮崎等との連携を強化し、県内企業のインターンシップ受入れに係る支援や、宮崎県就職希望卒の学生等をターゲットとした県内企業を知る機会の提供などに取り組むものであります。

②では、若者の県内定着を目的とした高等教育機関の取組に対して助成を行うもので、補助率は2分の1、上限額は高等教育機関単独の事業では50万円、複数で連携した事業では100万円としています。

(3) 成果指標は、大学生等の県内出身者の県内就職率を、現状の64.9%から令和11年3月の卒業生は70%に上げることとしております。

なお、事業期間は、令和10年度までであります。

46ページを御覧ください。

新規事業「DXけん引人材育成事業」です。

予算額は2,792万5,000円で、財源は国庫及び一般財源であります。

事業の目的ですが、県内企業のデジタル技術を前提とした事業戦略の策定やデジタルスキルの習得等を支援することにより、県内産業のDXを牽引する人材を育成するものです。

(1) 事業内容ですが、①「DX事業戦略策定事業」では、DXの実現に向けた事業戦略の策定に係る講座を開催し、デジタル技術を前提に事業戦略を立てられる人材を育成いたします。

②「デジタル活用人材育成事業」では、事業所に講師等を派遣し、社員向けのデジタルスキル研修やシステム導入後のフォローアップ勉強会を開催し、社内のデジタル化を推進する人材を育成いたします。

③「課題解決型人材育成事業」では、大学生

の県内企業へのインターンシップによる実践的な活動を通じて、デジタル人材の育成をいたします。

なお、この事業につきましては、宮崎大学や旭化成等で構成する宮崎県デジタル人材育成コンソーシアムに委託して行うものです。

(3) 成果指標は、DXけん引人材の育成人数を年間300人、DX事業戦略策定企業数を年間60社、デジタルツール導入実証を年間30社としております。

なお、事業期間は、令和10年度までであります。

**○福崎デジタル推進課長** デジタル推進課の当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料の47ページを御覧ください。

デジタル推進課の令和8年度一般会計当初予算額は、左から2列目にありますとおり、19億4,997万6,000円をお願いしております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

48ページを御覧ください。

一番上の(事項)行政管理費6,340万8,000円であります。

こちらの改善事業「デジタルツール活用による業務効率化事業」につきましては、後ほど詳細に御説明いたします。

上から4番目の(事項)行政情報処理基盤整備費5億1,877万7,000円ではありますが、これは、当課で一括導入しております職員用パソコンの賃借料等であります。

その下の(事項)行政情報システム整備運営費5億2,262万4,000円ではありますが、主なものといたしましては、説明欄2の県庁LAN運営費の3億6,762万3,000円で、これは、県の本庁及び出先機関の全てをネットワークでつなぎま

す、通信基盤の維持管理等に要する経費であります。

また、その2つ下、説明欄4の「県庁ネットワーク情報セキュリティ緊急強化対策事業」の7,828万5,000円ではありますが、これは行政情報システムの全国的なセキュリティー強化の一環で、平成28年度から県庁LANをマイナンバー利用事務系、地方自治体専用回線の接続系、インターネット接続系の3層に分離をしております、その管理運営に要するための経費であります。

次に、一番下の(事項)電子県庁プロジェクト事業費、6億8,229万1,000円であります。

主なものといたしましては、説明欄1の「宮崎県市町村IT推進連絡協議会運営事業」の1億4,116万5,000円で、これは、県と市町村を結ぶ通信基盤である宮崎行政情報ネットワークの共同運営等に要する経費であります。

次に、説明欄5の「行政情報システム全体最適化推進事業」の3億120万7,000円ですが、これは、庁内各課が保有します150余りの各業務システムについて、経費の削減等を図るため、サーバー統合基盤で一括して管理している経費であります。

以下、改善事業であります9(1)「自治体DXサポート強化事業」、15「データで広がる地域の可能性！ひなたのデータ活用事業」につきましては、詳細に御説明いたします。

49ページを御覧ください。

改善事業「デジタルツール活用による業務効率化事業」であります。

予算額は6,340万8,000円で、財源は国庫及び一般財源であります。

事業の目的としましては、デジタルツールの活用による庁内DXを推進しまして、業務の効

率化と県民サービスの向上を図ることとしております。

事業の概要の(1)事業の内容としましては、①にありますとおり、RPAなど既存のツールに加えまして、プログラミングの知識がなくても職員自ら業務アプリケーションをつくることのできる、製品名Kintonというノーコードツール、そして、庁外からの問合せの多い業務について、AIチャットボットを新たに導入いたしまして、業務の効率化をより一層推進いたします。

また、②にありますとおり、これらのツールの活用を全庁的に推進するため、各種研修の実施や導入支援をきめ細かく対応してまいりたいと考えております。

(3)の成果指標としましては、デジタル化で業務時間の削減が図られる業務数を、現状の73業務から令和10年度には280業務まで拡大しまして、これらの業務の削減で創出された時間を県民サービスの質の向上につなげてまいります。

事業期間は、令和8～10年度であります。

次に、50ページを御覧ください。

改善事業「自治体DXサポート強化事業」であります。

予算額は2,322万円で、財源は一般財源であります。

事業の目的としましては、県内の市町村におけるDXを推進するため、高度専門人材を活用した伴走支援により、行政サービスの向上や業務効率化を図ることとしております。

事業の概要の(1)の事業の内容につきましては、①にありますとおり、情報部門の人材が不足しております小規模自治体を中心に専門人材を派遣しまして、DXによる住民サービスの向上や業務効率化等に向けた実証や導入支援を

行うとともに、②にありますとおり、広域的な業務連携を進めるため、自治体間の意見交換等の場を構築しまして、システム等の共同利用調達につなげてまいります。

(3)の成果指標としましては、ア、イにありますとおり、事業終了の令和10年度までには、全ての自治体においてDXによる業務省力化や住民向けDXサービスを導入・実施することとしております。

事業期間は、令和8～10年度であります。

次に、51ページを御覧ください。

「データで広がる地域の可能性！ひなたのデータ活用事業」であります。

予算額は1,013万1,000円で、財源は一般財源であります。

事業の目的としましては、官民によるデータの利活用を推進するため、データの提供と活用の両面からの事業を行うことで、データに基づいた政策立案や実現、民間等による新たな商品、サービスの創出を図ることとしております。

事業概要の(1)の事業内容としましては、①にありますとおり、行政が保有する各種オープンデータについて、官民での利活用を推進するため、生成AIなど機械での読み込みをしやすいように、データの標準化や住所等の表記の揺れなどの修正など、質の向上に取り組むとともに、②にありますとおり、行政と民間との協働・共創によるデータ利活用スキル向上のためのプログラムを実施することで、データの利活用による行政サービスの向上等に取り組めます。

(2)の事業の仕組みにつきましては、記載のとおりであります。データの標準化等につきましては、IT系の障がい者の就労支援施設に委託することを想定しております。

(3)の成果指標としましては、令和10年度

までにオープンデータの掲載数を延べ3,000件、データ利活用スキル向上のためのプログラムに参加する職員数を延べ90名とすることとしております。

事業期間は、令和8～10年度であります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案のうち、中山間・地域政策課説明分についての質疑はありませんか。

○山内委員 まず、資料36ページで教えてください。

成果指標で、現在、地域運営組織の形成数が11件ということですが、具体的にどういった内容をされているのか教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 地域運営組織として、こちらでカウントしておりますのは、4つ条件を満たしたものです。

補正の委員会でも申し上げましたけれども、1つ目が地域住民が組織構成の中心となっているもの、2つ目が自治会、PTAなど地域で活動する様々な主体が参画していること、それから複数集落によって構成されていること、4つ目が本来の団体の活動以外に、地域の日常生活に必要な課題解決のための取組を行っているものです。具体的な事例ということで、高齢者の移動支援であるとか買物支援であるとか、そういったイメージが例としてあるんですけれども、この11件は、そういったものをクリアしているということです。

具体的な事例としましては、都城市の庄内地区まちづくり協議会が地域コミュニティバスを運行していらっしゃいます。それから延岡市で言うと、NPO法人北浦お守り隊であるとか、日南市の酒谷地区むらおこし推進協議会、それから串間市でチーム本城、都井地区あかり会、北方地区地域連携組織の北方秋山郷の会、絆の

里いちき、それから、西都市でNPO法人東米良創生会、西米良村でおがわ作小屋村、美郷町の渡川マンマ、五ヶ瀬町のぎおんの里づくり協議会というのが、その内容であります。

○山内委員 条件を聞きまして、まちづくり協議会っていうのがあるだけじゃなくて、コミュニティバスを運営したり、プラスでやっているのをカウントしているということによろしいですかね。

団体によっては、学習支援であったり、いろいろなことをされている中で——庄内地区はコミュニティバスを事業の一つとしてやっている感覚でいたけれども、都城市であれば、15地区あったような気がするのですが、ここでいう条件には合わないのかカウントされていないということですね。

○濱川中山間・地域政策課長 我々が把握している範囲では、そのようなことでございます。

○山内委員 資料39ページについて教えてください。空き家に対して補助を出すということですが、出す条件について、去年は若者の移住には、どこの地域からとか、年数とかいろいろあったと思うんですけれども、これはどんな条件があるのか教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 空き家の利活用といっても、新たに県外からやってくる移住者が、そこを住まいとして活用するというのが条件となっております。それだけです。

○山内委員 ということは、同じ県内での移住でもオーケーという理解ですか。また、住んだ後、何年住まなきゃいけないとか、そういった条件はなくていいということによろしいですか。

○濱川中山間・地域政策課長 あくまでも県が取り組む事業ですので、県外からの移住者が対象になります。

それから、居住期間ですけれども、すぐに住まなくなったというようなことでは、補助金を交付する意味がなくなりますので、そこは一定期間の何らかの要件を定める必要があると考えております。

○山内委員 期間要件は、市町村が決めるんですか。それとも、県として今後決めていく感じになるのでしょうか。

都城市は移住支援金を初めにポンと出したんですけれども、やっぱり割と早く出てしまったりとか、いろいろトラブルもあったようで、期間をちょっと長くしたり、いろいろ改定した部分もあったんですが、県としてどのようにするのか、方針があれば教えてください。

○濱川中山間・地域政策課長 申し訳ありません。まだ正式に確定ではありませんけれども、市町村と協議した上で、3年間程度は住んでいただくというようなことを考えていければと思っております。

また、細かい事項について、詰めていく必要があると思っております。

○今村委員 今の事業に関連して、先ほどあったとおりなんですけど、都城市の移住施策の中で様々な問題が出てまして、実際3年ということだったんですけれども、いなくなった場合になかなか捕まえることができないとか、行方不明になったりとか、そういったところもあったりするので、またそこはしっかりと対応していたらいいなと思っております。

若者、子育て世帯ということで、大体何歳ぐらいを考えていらっしゃるのでしょうか。

○濱川中山間・地域政策課長 いわゆる大人ということであると、若者は30代までを考えておまして、子育て世帯ということだと、18歳未満の高校生までのお子さんがいらっしゃる世

帯ということで考えております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、産業政策課説明分についての質疑はありませんか。

○山内委員 資料45ページの新規事業「産学官連携による産業人財創出事業」なんですけど、ちょっと確認です。成果指標で、大学生等の県内出身者県内就職率ということを出しているんですけれども、どこから引っ張ってきたのか、多分、県内出身者が県外に出て県内に入ってきたとかは行政として把握されていなかったような記憶があります。調査の対象としている人たちはどういう状態なのか、教えてください。

○川崎産業政策課長 県内就職率の出し方として、まず基本となっているのが、学校基本調査があるかと思えます。それに基づいて、産業政策課で独自に県内の高等教育機関に対して照会をかけて、調査した結果の数字となっております。

○山内委員 つまり、県内高校から県内大学へ進学した学生の県内就職率という理解でよろしいですかね。

○川崎産業政策課長 基本的には、そのような考えでよろしいかと思えます。

県内出身の方が県内大学に行つてというか、大学生の県内出身の方が県内に就職した場合ということになります。

○山内委員 その年代の人口は——例えば22歳の学年が1万人ぐらいですかね。そのときの大学進学者が大体半分ぐらいで、さらに県内就職して大分少なくなつていっているような気がするんですけれども、母数はどれぐらいなんですか。

○川崎産業政策課長 資料の数字は令和6年3

月となっているんですが、最新の数字だと、令和7年3月のものがちょうど出ておまして、そちらの数字で御説明をさせていただきたいと思えます。

まず、県内大学の就職状況でいきますと、県内大学を卒業して就職した数は2,142人となっております。県内高校を卒業した方の動向として、全体で8,897人の方が高校を卒業し、約半数が進学をします。その進学の中でも、30%ぐらいが県内の大学に進学するという割合が出ております。

○山内委員 次に、資料46ページの新規事業「DXけん引人材育成事業」について、まず、言葉の定義をどのようにしているのか。今まで、最初にIT人材というのがあって、デジタル人材、半導体人材とかあって、今回DXけん引人材という言葉が出てきているんですけれども、③でも「社内のデジタル人材を育成」とあって、行政として、そこら辺の人材をどのように定義してやっているのかを教えてください。

○川崎産業政策課長 基本的には、デジタル人材という大きくはあるんですけれども、その中でもデジタルによって業務効率化を行った先に、生産性向上というDXに取り組むことが目指すところであります。

そうしたDXといったところにまで理解があって、実際に取り組んでいける人材をというところで、先を見通した形での内容というのが、このDXけん引人材ということで我々は整理しているところです。一般的にはデジタル人材というものが大きくはあるということで整理しております。

○山内委員 そうしますと、この③にある「社内のデジタル人材を育成」ということは、成果指標では、DXけん引人材の育成が300人という

ことですので、母数として、もっと多くの数を社内で広げることを目指しているという理解でよろしいですか。

○川崎産業政策課長 今、委員のおっしゃられたとおりでございます。

○佐藤委員長 産業政策課について、ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 次に、デジタル推進課説明分についての質疑をお願いします。

○山内委員 資料48ページの「行政情報システム全体最適化推進事業」について、昨年度と比較すると3,000万円ほど増加していると思うんですが、今後のデジタル化を考えれば、推進して毎年どんどん増加していくという形になるのでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 「行政情報システム全体最適化推進事業」につきまして、現在、データ統合基盤に150システムを入れてあります。今回、3,000万円増えているというところは、ちょうど更新時期を迎えておまして、今、その150システムを新しいサーバー統合基盤に移し替えるか、クラウドサービスとあって、民間のインターネット上に展開しているところにサービスを移行させるのかというところの調査事業をしております。その整理のための予算で増えているということでありまして、これは一時的なものとして理解していただければと思っております。

○山内委員 150ものシステムがあるということで、今後、いろんな生成AIなりが入ってくるという流れだと思っております。今、更新の時期で増えているということですが、5年後、10年後で見通しを立てたときに、本来はどれぐらいなんでしょうか。

○福崎デジタル推進課長 基本的には、この伸

びた金額が今の調査事業の金額ですので、次期は、そのスペックがどれだけになるかというところがありますが、増えるということではなく、維持か下がっていくと思っています。

全体的には、サーバー統合基盤に移すかどうかというところもあるんですけども、先ほど言われたように、結果的にはシステムも、どんどん新しいクラウドサービスが出てきますので、一対一のシステムというところは、だんだん減っていくと思っています。長期的に見ると、この経費については下がっていくと判断しています。

○**今村委員** 資料51ページのデータ活用の件なんですけれども、民間等による新たな商品ということで、どういったデータでそういったものが開発されていくのかというのが、イメージできなくて、教えていただければと思います。

○**福崎デジタル推進課長** これからというところもありますけれども、そもそもこういったデータ利活用のための仕組みを今まで持っていなかったというところもあるので、行政が持っているオープンデータだけで何か新しい商品ができるとは思っていません。要するに、民間企業の方々から、どういった情報があると新しいサービスができるかとかいうところで、データのヒアリング、必要性も聞きたいと思っています。

県外の事例を見ますと、香川県では、町なかの渋滞が非常に顕著で、それを民間とか公的機関が持っている駐車場の利用状況——今混んでいますとか、満車ですとかいう情報をアプリ上で、全部お知らせできるようなシステムを、民間企業の方が構築しているという事例は聞いておりますので、いろんな形での展開ができるかなと思っています。

○**佐藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** ないようであります。

それでは、以上で、第2班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

---

午後3時51分再開

○**佐藤委員長** 委員会を再開いたします。

ここで委員の皆様にお諮りいたします。

残りの審査につきましては、明日の午前10時から行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐藤委員長** それでは、御異議ございませんので、明日午前10時の再開としまして、本日の委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後3時51分散会

令和8年3月12日(木曜日)

人権同和対策課長  
女性活躍推進室長

大迫義彦  
前田直彦

午前9時55分再開

出席委員(7人)

委員長 佐藤雅洋  
副委員長 齊藤了介  
委員 外山衛  
委員 山内いっとく  
委員 河野通博  
委員 今村光雄  
委員 松本哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

総合政策部

総合政策部長 川北正文  
政策調整監 大東収  
県参事兼総合政策部次長  
(政策推進担当) 佐野晃浩  
総合政策部次長  
(県民生活担当) 長友修一  
総合政策課長 中村智洋  
広域連携推進課長 酒匂晋也  
秘書広報課長 佐藤純一郎  
広報戦略室長 小山圭一  
統計調査課長 芝吹政明  
総合交通課長 松田隆  
中山間・地域政策課長 濱川哲一  
産業政策課長 川崎智子  
デジタル推進課長 福崎寿  
生活・協働・男女参画課長 森山紀子  
交通・地域安全対策監 坂元敏彦  
みやざき文化振興課長 松元弘樹

宮崎国スポ・障スポ局

宮崎国スポ・障スポ局長 山下栄次  
宮崎国スポ・障スポ局次長  
(総括)兼総務企画課長 長倉正朋  
宮崎国スポ・障スポ局次長  
(競技担当) 若林繁幸  
競技・式典課長 橋倉篤寿  
競技力向上推進課長 横山美和  
施設調整課長 財部孝志  
障スポ大会課長 駒路美保

会計管理局

会計管理局次長 坂下利雄  
会計課長 中原洋一  
物品管理調達課長 山台直子

人事委員会事務局

事務局長 日高正勝  
総務課長 寺原佳史  
職員課長 児玉憲彦

監査事務局

事務局長 坂元修一  
監査第一課長 林玲子  
監査第二課長 下村昌彦

議会事務局

事務局長 川畑敏彦  
事務局次長 久保範通  
総務課長 徳松一豊  
議事課長 菊池博  
政策調査課長 西久保耕史

事務局職員出席者

議事課主査 岩下 恵美

政策調査課主査 藤原 諒也

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

次に、第3班として、生活・協働・男女参画課、みやざき文化振興課、人権同和对策課の審査を行いますので、順次予算議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は説明終了後にお願いいたします。

○森山生活・協働・男女参画課長 生活・協働・男女参画課の当初予算について御説明いたします。

52ページを御覧ください。

当課の令和8年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり総額6億8,303万6,000円です。

主な内容について御説明いたします。

53ページを御覧ください。

上から2つ目の(事項)交通安全基本対策費873万6,000円は、交通安全対策推進本部の運営や県民向けCM放映等、啓発に要する経費であります。

1つ飛びまして、(事項)安全で安心なまちづくり推進費715万8,000円は、犯罪のない住みよいまちづくりの啓発などに要する経費であります。

説明欄1の改善事業「一人ひとりが守る地域の安全促進事業」については、後ほど御説明いたします。

次に、(事項)協働運営事業費1,689万3,000円は、多様な主体による協働の促進とNPO活動の活性化を図るため、相談窓口設置のほか、研修会や優良事例の発表会などをアウトリーチ

型で行うみやざきNPO・協働支援センターの運営委託に要する経費であります。

1つ飛びまして、(事項)ボランティア活動促進事業費1,951万5,000円は、県や多様な主体と協働で地域課題の解決に取り組む団体への支援や、災害時のボランティア活動を効果的に実施するための体制整備などの支援に要する経費であります。

一番下の(事項)消費者支援対策費7,621万2,000円は、次のページにかけてになりますが、消費者被害の防止と救済のため、県の消費生活センターに相談や啓発に当たる職員を配置するとともに、出前講座などの県民向け啓発や、無料弁護士相談会に要する経費であります。

次に、(事項)消費生活センター設置費3,333万円は、消費生活センター及び2つの支所の庁舎管理費等に要する経費であります。

次に、(事項)消費者行政交付金事業費4,907万5,000円は、国の交付金を活用して、市町村相談窓口の強化に対する支援を行うものであります。

1つ飛びまして、一番下の(事項)男女共同参画推進費※1億9,291万円についてです。

説明欄の1「啓発・活動推進事業」2,720万8,000円の主なものとして、(2)「性暴力被害者支援センター運営事業」は、性暴力被害者を支援するため、相談やカウンセリングなどを行う「さばーとねっと宮崎」の運営委託に要する経費であります。

また、(3)「みやざきで男女が輝く環境づくり推進事業」は、企業経営者や女性リーダーを対象とした研修会等の実施など、みやざき女性の活躍推進会議の取組に要する経費であります。

※70ページに訂正発言あり

次に、説明欄2の男女共同参画センター管理運営委託費4,030万4,000円は、公の施設であります男女共同参画センターの運営委託に要する経費であります。

次に、説明欄4の「女性活躍推進アウトリーチ型総合支援事業」1,155万5,000円は、働きやすい職場づくりなどに取り組む企業の課題に応じて、アドバイザーやメンター派遣、社内研修の提供等を行う事業や、様々な課題・困難を抱える女性のための相談窓口の設置に要する経費であります。

次に、説明欄5の「女性にやさしい職場づくり応援事業」9,525万1,000円は、女性の活躍推進や、女性が働きやすい環境整備に取り組む企業を支援し、女性が個性や能力を十分に発揮できる宮崎づくりを推進する経費であります。

なお、説明欄6の新規事業「ひなたの「とも活」啓発強化事業」につきましては後ほど御説明いたします。

55ページを御覧ください。

改善事業「一人ひとりが守る地域の安全促進事業」でございます。

予算額は684万3,000円、財源は一般財源です。

事業の目的は、安全で安心して暮らせる宮崎県を実現するため、巧妙かつ多様化している近年の犯罪に対して、県民の防犯意識の醸成、知識・スキルの向上や防犯活動の活性化により、犯罪の未然防止を図るものであります。

(1) 事業内容ですが、まず、①の「地域安全促進事業」、アのアドバイザー派遣では、保育園や学校、自治会等にアドバイザーを派遣し、特殊詐欺やSNS型投資詐欺などの犯罪に対する防犯知識の習得や、不審者侵入対策として、実践的な避難訓練、マニュアルの作成支援等を行います。

イの自主防犯活動活性化では、地域の防犯体制の強化を目的に、新たなモデルとなる取組を教育機関や防犯団体等から募集し、その実践を委託するものです。

ウの地域防犯ボランティア団体に対する表彰の実施では、防犯ボランティア活動を継続的にを行っている団体に対する表彰を行います。

次に、②の推進体制の整備では、行政・関係団体・企業等で構成される宮崎県犯罪のない安全で安心なまちづくり県民会議において情報共有を図り、連携を強化してまいります。

(3) 成果指標としましては、アドバイザー派遣の不審者侵入対策において、派遣先のマニュアル作成率につきまして、改訂を含め100%といたします。

事業期間は令和10年度までの3か年でありませぬ。

次に、56ページを御覧ください。

新規事業「ひなたの「とも活」啓発強化事業」でございます。

予算額は1,825万8,000円、財源は国庫と日本一挑戦基金です。

事業の目的は、女性活躍に取り組む企業情報や、家事や育児の負担を分かち合う「とも家事」の重要性を強力に発信することにより、女性も男性も共に生き生きと活躍できる環境づくりを図るものです。

事業内容ですが、①女性活躍企業の情報発信では、女子中高生を対象に理工系の仕事の魅力を紹介するツアーや、企業を対象に働く女性の健康支援をテーマとするセミナーを開催いたします。

②とも家事啓発プロモーションでは、昨年11月に制定したひなたの「とも活」推進月間を中心に、SNSを活用したキャンペーンや、啓発

ポスターコンクール、啓発動画の制作・配信、福祉部局が実施するひなたの出逢い・子育て応援運動と連携したイベント開催など、年間を通じたプロモーションを展開します。

(3) 成果指標としましては、固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合を、現状の64.7%から75%に引き上げてまいります。

事業期間は、令和10年度までの3か年です。

当初予算についての説明は、以上であります。

続きまして、決算特別委員会の指摘要望事項に係る対応状況について御説明いたします。

資料の57ページを御覧ください。

個別指摘要望事項といたしましては、④女性の活躍強化について、民間企業にととまらず、官民が連携して情報共有を行うとともに、例えば、女性消防団員の募集など、県全体で女性活躍の推進を後押しするという意識を持って、部局横断的に取り組むこととあります。

女性の活躍推進に当たっては、宮崎労働局や庁内各部局と連携し、企業や団体への情報提供等に取り組んでおります。

例えば、県の企業向け支援策を取りまとめた共通のリーフレットを作成し、各部局が実施する研修会や企業訪問等で活用しているほか、昨年11月に開催したひなたの「とも活」推進大会では、危機管理局と協力し、女性消防団員の募集チラシを配布したところであります。

今後とも、職場や地域等の様々な分野における女性活躍を効果的に推進するため、今年度新たに設置した女性活躍推進室を中心として、部局横断的な啓発活動等に努めてまいります。

○松元みやざき文化振興課長 みやざき文化振興課の当初予算案につきまして御説明いたします。

委員会資料の58ページを御覧ください。

みやざき文化振興課の令和8年度当初予算額は、左から2列目にありますとおり114億3,377万7,000円であります。

それでは、主な内容につきまして御説明いたします。

59ページを御覧ください。

まず、事項名の上から4段目にあります(事項) 県立芸術劇場費6億1,151万1,000円は、県立芸術劇場の管理運営に要する経費であります。

主な内容としましては、説明欄1の指定管理料5億2,837万円は、指定管理者である公益財団法人宮崎県立芸術劇場への委託料であります。

このうち、(1)「宮崎国際音楽祭開催事業」は、令和8年度の音楽祭の開催経費及び翌年度の準備経費であります。

(2) 県立芸術劇場管理運営委託費は、人件費などの施設の管理運営に要する経費であります。

(3)「県民文化振興事業」は、音楽祭以外の舞台芸術の公演などの経費であります。

説明欄4の新規事業「地域で楽しむ文化芸術体験事業」につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、その下の(事項)文化活動促進費1億3,772万9,000円ではありますが、説明欄8の「文化の力で地域を元気にプロジェクト事業」の1,901万7,000円は、地域文化の新たな価値を見出すためのワークショップや、これらを基にした地域振興のための文化プロジェクトの実施に伴う委託料であります。

説明欄9の「子ども伝統文化祭開催事業」の1,640万3,000円は、子供たちの参画による伝統芸能の文化祭の開催に伴う委託料であります。

その下の説明欄11の改善事業「みやざきの文化資源活用推進事業」と12の新規事業「みやざ

きの神楽を世界へ～KAGURA Global Project」につきましては、後ほど御説明いたします。

60ページを御覧ください。

(事項) 私学振興費105億4,125万2,000円ではありますが、説明欄1の私立学校振興費補助金の46億2,400万円は、私立高等学校等の運営について、人件費など経常的経費の一部や、私立学校が行う特色ある教育の推進に要する経費を補助するものであります。

説明欄4の私立学校退職金基金事業補助金8,984万7,000円は、公益財団法人宮崎県私学振興会が運営しております私立学校教職員の退職手当給付のための基金積立てに対する補助であります。

続きまして、説明欄11の私立高等学校等就学支援金の(1)就学支援金47億5,970万6,000円は、私立高等学校等の授業料の保護者負担の軽減を図るため、授業料相当額を支援するものであり、来年度から実施される、いわゆる高校無償化に要する経費であります。

(2)奨学のための給付金2億6,305万2,000円は、授業料以外の教育費の負担軽減を図るため、世帯の所得に応じて一定額を支援するものであります。

13の「私立専門学校授業料等減免事業」6億2,030万9,000円は、世帯の所得に応じて、私立専門学校が授業料等の減免を行う経費を補助するものであります。

続きまして、新規・改善事業につきまして御説明いたします。

61ページを御覧ください。

新規事業「地域で楽しむ文化芸術体験事業」になります。

予算額は1,175万9,000円で、財源は国庫及び

一般財源であります。

事業の目的ですが、中山間地域において、プロのアーティストによる文化芸術作品の鑑賞と、住民の参加・体験が一体となった公演を実施することにより、文化の裾野の拡大や地域の活性化等を図るものであります。

事業の概要の(1)事業内容ですが、近隣に文化ホール等がなく、プロのアーティストによる公演などの文化芸術を身近に感じる機会の少ない中山間地域等において、鑑賞と体験を組み合わせた公演を開催するものであります。

(3)成果指標は、文化ホール等のない中山間地域における、日頃から文化に親しむ県民の割合について、令和9年度に73.3%とすることを目指してまいります。

事業の期間は、令和9年度までの2年間としております。

62ページを御覧ください。

改善事業「みやざきの文化資源活用推進事業」であります。

予算額は901万4,000円で、財源は一般財源及びその他財源です。

事業の目的ですが、神話や神楽、郷土先覚者等の文化資源を活用し、郷土愛あふれる人づくりや地域づくりを推進するとともに、神楽のユネスコ無形文化遺産登録に向けた機運醸成を行うものであります。

事業の概要の(1)事業内容ですが、①「「みやざきの神楽」魅力発信事業」では、国立能楽堂での神楽公演や、若手舞手と学生のセミナーなど実施するものであります。

②「「みやざきの文化資源」人づくり推進事業」では、みやざきの文化に関する各種講座の実施や、郷土先覚者の普及啓発など実施するものであります。

③「「みやぎきの文化資源」地域づくり促進事業」では、神楽の継承活動を支援する企業や団体を、みやぎきの神楽サポーターに認定し、取組の広報等を実施してまいります。

(3) 成果指標は、本県文化資源に触れた人数を令和10年度までに2,000人とするを目標としてまいります。

事業の期間は、令和10年度までの3か年としております。

63ページを御覧ください。

新規事業「みやぎきの神楽を世界へ～KAGURA Global Project」であります。

予算額は3,974万9,000円で、財源は国庫及び一般財源であります。

事業の目的ですが、昨年11月28日に、日本のユネスコ無形文化遺産として神楽の提案が決定し、今後、ユネスコの審議を経て、早ければ令和10年12月頃に登録される見込みですが、ここでの確実な登録を見据え、みやぎきの神楽を世界に発信することにより、神楽の文化的・歴史的価値の一層の向上と魅力の確立を図るものであります。

事業の概要の(1)事業内容につきましては、①みやぎきの神楽クールジャパンプロジェクトの実施として、宮崎が世界に誇る神楽の迫力を肌で感じていただくための海外公演や、神楽の文化的・歴史的価値や意味などの説明映像や、神楽VR映像の展示を行ってまいります。

次の②メディアプロモーションでは、海外公演を契機とした現地メディアへのPR活動や、その影響度の調査や分析なども行いながら、広く神楽の認知度向上を図るとともに、インバウンド誘客につなげるための取組を進めてまいります。

(3) 成果指標は、まずは神楽の2028年ユネスコ無形文化遺産登録、そして、現地メディアでの掲載・報道件数を令和10年度までに累計10件とすることや、メディアプロモーションによるPR効果を、広告換算で6,000万円とすることを目標としてまいります。

事業の期間は、令和10年度までの3か年であります。

これまで、本県は、全国の先頭に立って神楽のユネスコ登録を目指してまいりましたが、率先して神楽の海外展開を行うことで、本県から神楽を世界に発信していきたいと考えております。

○大迫人権同和対策課長 人権同和対策課の当初予算について御説明いたします。

常任委員会資料64ページを御覧ください。

当課の令和8年度の一般会計当初予算額は、左から2列目にありますとおり、総額で1億3,245万円であります。

それでは、当初予算の主な内容について御説明いたします。

65ページを御覧ください。

まず、上から3つ目の(事項)人権同和問題啓発活動費2,481万4,000円であります。

これは、様々な人権問題につきまして、県民の正しい理解と認識を深めるための啓発活動に要する経費で、説明欄1の「人権啓発推進強化事業」は、民間団体等と連携して、それぞれの専門性などを生かした活動に取り組むほか、人権啓発協調月間や人権週間における啓発イベント、インターネット広告、パネル展示など、様々な啓発事業を実施するものであります。

次に、その下の(事項)宮崎県人権施策基本方針推進事業費1,835万2,000円であります。

これは、宮崎県人権施策基本方針に基づく施

策の推進に要する経費で、説明欄1の「宮崎県人権啓発センター事業」1,495万2,000円につきましては、人権同和对策課内に設置しております宮崎県人権啓発センターを拠点として、企業等が人権啓発に取り組むための担当者養成講座の開催や、研修講師の派遣をはじめ、人権に関する相談、DVDや図書などの視聴覚教材の整備・貸出し、情報紙の発行、ホームページによる情報提供などの事業を実施するものです。

また、説明欄2の「地域人権啓発活動活性化事業」340万円につきましては、市町村に委託して、講演会の開催など、様々な人権啓発活動を実施するものであります。

次に、新規事業を御説明いたします。

66ページを御覧ください。

新規事業「犯罪被害者等支援ワンストップサービス事業」でございます。

予算額は590万9,000円で、財源は国庫及び一般財源です。

事業の目的ですが、県民誰もが犯罪被害に遭っても、必要な支援を受けられる体制を構築し、犯罪被害者等に対する途切れない支援の提供、二次的被害の防止などの心理的負担の軽減及び早期の生活再建を図ることとしております。

事業の概要を御覧ください。

(1) 事業内容について御説明します。

①の犯罪被害者等支援コーディネーターを配置することにより、犯罪被害者等の情報やニーズを一元的に把握し、被害者等に寄り添いながら、各関係支援機関・団体で構成される②の支援調整会議等を通して、支援の総合的な調整を図り、被害者等がワンストップで支援を受けることができる体制を構築するものです。

(3) 成果指標は、コーディネーターが年間に対応する人数として、40人としております。

事業期間は令和10年度までであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案のうち、生活・協働・男女参画課説明分についての質疑はありませんか。

○森山生活・協働・男女参画課長 先ほどの生活・協働・男女参画課の説明で、54ページの一冊下の(事項)男女共同参画推進費につきまして、金額を1億9,291万円と申し上げました。正しくは1億9,291万6,000円ですので、訂正させていただきます。

○今村委員 資料56ページの新規事業「ひなたの「とも活」啓発強化事業」に関してなんですけれども、この成果指標で、固定的性別役割分担意識というものが上げられているんですが、先日の補正予算の中で県民意識調査の説明があったんですけれども、この中からこういったものが出てきているということでしょうか。これはどういったものになるのか教えていただければと思います。

○前田女性活躍推進室長 もう一度御質問をよろしくお願いします。

○今村委員 この成果指標の役割分担意識というものが、どういったものなのか教えていただければと思います。

○前田女性活躍推進室長 ここでいう固定的な性別役割分担意識というのは、例えば、家事は女性が担うべきものだとか、あるいは家計を支えるのは男性が行うべきだとか、要するに、男性か女性か性別によってこうあるべきというような固定的な観念、意識を指しています。

ですから、本来性別によって分けるべきでないものが、これまでの慣習であるとか、そういったもので固定化されてしまっている、それを払拭したいということで、これにとらわれない人の割合を増やしていこうというのが目的で

ございます。

**○今村委員** 前の補正予算で出た県民意識調査の結果から、ここを反映されているということではよかったでしょうか。

**○前田女性活躍推進室長** こちらの成果指標自体は、毎年の県民意識調査でも行っているものとなります。先日の補正予算で御説明しました県民意識調査は5年ごとに行っているものなので、今回のような毎年追っていくべき数字としてはなかなか追いつらいものですから、この事業の指標は、あくまでも毎年行っている県民意識調査の結果を基に設定しております。

**○今村委員** 女性の社会進出であったりとか、そういったものも多分入ってくるのかなとは思っています。全体的な指標だと、例えば、女性の社会進出というのは伸びていて、全体的な目標としては上がっていると見受けられ、細かい家事のところとかが本当は改善されないといけないのに、改善されていないということも考えられるんじゃないかなと思ひまして。

目標の立て方、指標の立て方というのが、ざっくりでいいのか、どうなのかなというのが私の中では疑問に思ったところだったんですけども、どうでしょうか。

**○前田女性活躍推進室長** この指標自体は、私も県の一番基本的な男女共同参画の取組である、男女共同参画プランの一番根本的な指標として設定しているものでして、こちらを改善していきたいということで、この事業としては設定いたしました。

ただ、おっしゃるように、実際に細かく見ていけば、例えば家事をどちらが担っているか、先日御説明しましたけれども、今、恐らく女性のほうが担ってしまっている。

これを改善することが目的であります、先

ほど申しあげましたように、5年に1回の調査でしか、どれだけ改善できたかが分からないものですから、この事業としては、毎年補足できるような指標を設定しました。

家事であるとか、あるいは子育て、それから御両親の介護、こういったところが女性に偏ってしまっているような現状を、少しでも改善すべきというところは、我々も念頭に置いております。

なかなか調査として把握することは難しいんですけども、例えば県民の方々の御意見を伺う機会を増やすとか、そういった形で追うことによって補足してまいりたいと考えております。

**○山内委員** 今のに関連して、指標の部分で、5年に1回でなかなか難しいということでしたが、とも活を広げていきたいということですので、県内の公務員がたしか人口の1%ぐらいだったと思うんですけども、この公務員——特に県庁職員の方に、実際に家事をやっているんですかと、県民から取るのは難しくても、県庁職員には取りやすいんじゃないかなと思ひます。

実際に、家の中で皆さんがどれだけ料理したり、洗濯したりされているのか——僕はやっているんですけども。

例えば、SNSの活用とか書いていますけれども、職員の皆さんが、自分で今日やりましたというのを発信し、それが広がれば、県庁だけでも職員が1,000人以上いるわけなので、一気に広がっていくんじゃないかなと。そこら辺を、もっと具体的に手の届くところできっちり取り組んだほうがいいんじゃないかなと思ひました。

**○前田女性活躍推進室長** 実は、今年度、この新しい事業を行うに当たって、試行的にいろんな取組がありました。

その中でも、今、委員がおっしゃったような県庁職員の活動というか、実際に自ら取り組んでもらうことを促すということで、まさにおっしゃったような調査だったり、SNSへの投稿を促そうかと検討はしたところです。

ですから、来年度は、どこまでできるか分かりませんが、おっしゃったことを参考に取組を検討してまいりたいと考えております。

**○山内委員** 資料53ページで教えてもらいたいんですが、(目)企画総務費の(事項)職員費が昨年より大分、2,500万円ぐらい上がっていると思うんですけども、その理由や中身を教えてください。

**○森山生活・協働・男女参画課長** こちらにつきましては、令和7年度から女性活躍推進室を設置しております。

ただ、令和7年度当初予算の計上時点では、(目)企画総務費の(事項)職員費に、室の人件費予算は入れておりませんで、先日の補正予算で追加の計上を行ったところです。

なので、令和8年度の当初予算としましては、当初から女性活躍推進室職員の人件費を盛り込んだ関係で、今回のような増額ということになっております。

**○松本委員** 資料54ページに無料弁護士相談会が上がっておりますが、昨年度も取り組まれているんじゃないかなと思ったんですけども、それが特出しされていることについて、昨年度と比較したときに、金額も含めて教えていただきたいと思っております。

**○森山生活・協働・男女参画課長** 今、委員からございました無料弁護士相談会ですけれども、現在も消費生活センターで取り組んでいる事業ではございます。

ただ、国の交付金事業等の見直しがございます

して、交付金事業ではなく、県費で実施するというので、今回、特出しの記載となっております。

また、内容につきまして、昨年度までは年間で26回分の予算を計上しておりましたけれども、消費者トラブルが高度化・多様化していくというような状況の中で、困っている相談者の方を、専門的な知識を持った弁護士への相談に少しでもつなげていきたいということで、倍の52回という予算を取りまして、このような形で計上させていただいているところです。

**○松本委員** 今、課長のほうからもございましたが、高度なというところでいきますと、その下にある高度専門相談対応というのが絡むのかなと見ているところですが、高度なという分野について、どのように分けているのか、額も明示されていますが、そこを少し詳しくお教えてください。

**○森山生活・協働・男女参画課長** この高度専門相談対応の内容につきましては、相談者からの相談内容が高度か、高度じゃないかということではなく、インターネット——デジタルを介した相談とか、一般の県の消費生活相談員ではなかなか解決しづらいところ——弁護士相談もそうなんですけれども、デジタルに特化した専門の方のアドバイスを受けながら、県民からの相談に答えていきたいと、そういった専門的人材のアドバイスをもらう経費といたしまして、今回この金額を計上させていただいております。

**○松本委員** 高度専門相談というのは、相談者の方の負担は必要なんでしょうか。

**○森山生活・協働・男女参画課長** 相談者からの負担はございません。これは弁護士相談も同じです。

**○河野委員** 資料55ページの改善事業「一人ひ

とりが守る地域の安全促進事業」について教えてください。

地域の安全ということなので、言葉だけ聞くと、防犯とか、交通事故等をイメージします。ただ、アドバイザー派遣のところを見ると、内容として、特殊詐欺と各種犯罪のところにSNS型投資・ロマンス詐欺、闇バイトとあり、地域の安全という言葉と少し違うイメージも湧きます。

もちろん防犯全体をやるというイメージはあると思うんですけども、闇バイトがあるんだったら、ほかにも若い世代の薬物の犯罪とか、そういったものも、この流れだと入れていく必要もあるのかなと思うんですが、その辺の考え方を教えてください。

**○坂元交通・地域安全対策監** 自主防犯活動というのは、まず、自分たちのまちの安全を自分たちで守るということであります。特殊詐欺とかであれば、被害者は孤立した状態で被害に遭っている状況もありますので、そういったところを周囲で助け合って改善していこうと。まず、声かけとかそういったことで、今回アドバイザー派遣事業で特殊詐欺を入れております。

もちろん、治安という面では、薬物とかも含まれてきますので、今後は検討していきたいと思えます。

**○河野委員** 警察が担うところもあるとは思いますが、アドバイザー派遣ということで、実際どういった方々がアドバイザーになるのか教えていただけますか。

**○坂元交通・地域安全対策監** 実際にはアドバイザー派遣の業者というか、警察OBが立ち上げていて専門知識を要するところや、警備業などの資格を持たれている方がやられております。

**○河野委員** 犯罪は、これから多様化していくと思います。対策は難しいと思うんですけども、啓発活動と、あと、地域の中で見守っていくというのは大事だと思うんですが、一方で、具体的な内容は避けますけれども、二軒隣の地域の人実際は犯罪をしていたとか、地域の見守りをしていたある70代の人実際は犯罪をしていたとか、そういうのもあつたりします。

少し繊細な部分も含むんですが、地域の人が全員安全なのかという部分——地域で見守っている人が実際はそういう人じゃなかったというパターンもあつたりするので、そこまで深めていくのは、難しい部分はあると思うんですけども、そういった観点も少し入れながらお願いしたいと思います。

**○佐藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** 次に、みやぎ文化振興課説明分についての質疑はございませんか。

**○松本委員** 資料61ページの新規事業「地域で楽しむ文化芸術体験事業」について、少し細かいことかもしれませんが、文化ホールのない中山間地域は、何か所ぐらいが該当するのでしょうか。

**○松元みやぎ文化振興課長** いわゆる地域振興5法による中山間地域で、その中で文化ホールがないところといいますと、県内に11市町村でございます。

具体的には、高原町、綾町、西米良村、木城町、都農町、諸塚村、椎葉村、美郷町、高千穂町、日之影町、五ヶ瀬町でございます。

**○松本委員** そういうところであれば、どこか学校の体育館とか、自治体が持つ施設でやるのかなと思うんですけども、そういった部分も含めて、全て委託された民間の方がやっていく

というようなイメージでよろしいでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 会場等につきましては、県のほうで一定程度、地元市町村と調整していきたいと考えております。

民間企業等に委託する部分は、実際にイベントを運営する部分——アーティストの招聘や、会場の設営など、そういった部分を想定しております。

○松本委員 来年度の箇所数としては、何か所を計画されていらっしゃるのでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 一応、1年間で4ないし5地域程度で展開していきたいと考えているところでございます。

○松本委員 最後に、成果指標が73.3%と、非常に具体的な率かなと思いましたが、これはどういう捉え方をされていらっしゃるのか教えてください。

○松元みやざき文化振興課長 こちらは、令和6年度の県民意識調査の結果から、日頃から文化に親しむ県民の割合ということで、令和6年度の65.1%というのが、文化ホール等のない中山間地域における数字でございます。

令和9年度の73.3%というのは、令和6年度の県全体の割合となっておりますので、文化ホール等のない中山間地域の方々の日頃から文化に親しむ割合を底上げすることで、県全体の割合が大きくなっていくのではないかといいところを期待して、まずは令和6年度の県全体の割合を、文化ホール等のない中山間地域の目標として設定したところでございます。

○松本委員 分かりました。本当になかなか触れる機会が少ないと思いますので、いろんな意味で充実していただけることをお願いしたいと思います。

○山内委員 資料62ページの改善事業「みやざ

きの文化資源活用事業」について、まず、みやざきの神楽サポーター認定制度では、今年19日に6団体を新たに認定して、全部で34団体になるみたいですがけれども、認定の条件を教えてください。

○松元みやざき文化振興課長 企業・団体等におきまして、従業員の方々が神楽の継承活動を行ったり、神楽を展開するに当たっての休暇取得を奨励したりでありますとか、企業の活動の一環として神楽の継承活動を行う、もしくは神楽の儀礼、習慣に従って従業員の方々が鑑賞したり、また、神楽の継承に資すると認められる事業を展開している企業を、神楽サポーターとして認定しているところでございます。

○山内委員 県から大阪大谷大学に負担金を出していますけれども、10年ぐらいたつのかなと思うんですが、何年間とかあるのか、あと、成果がこれまでどうだったのか教えてください。

○松元みやざき文化振興課長 こちらの事業につきましては、現在のところ特に終期は設定しておりません。

宮崎の文化でありますとか、神話でありますとか、そういったものに理解を示していただいている大阪大谷大学と連携して、大阪にお住まいの方々に対して、宮崎の神話や神楽でありますとか、そういった部分をPRすることで、宮崎への誘客も展開していくという効果もあると考えております。

○山内委員 ちなみに、負担金はどれぐらいなんでしょうか。

○松元みやざき文化振興課長 令和8年度におきましては、66万円でございます。

例年、ほぼ同じ金額で実施しているところでございます。

○山内委員 66万円で、講座を開いてもらって、

対象者を呼ぶと。去年は生目古墳とかでされていたかと思います。当初の経緯として、大学教授が研究しているとか、そういったところから始まったと思うんですけども、ほかにもいろんな大学がある中で、なぜこの大阪大谷大学をずっと継続しているのか。

もっと広げていこうと思ったら、いろんな大学に当たったほうが広がっていくのではないかというのはあるんですが、継続していく理由、成果なりがしっかり見えるものがあったほうがいいのかなと思うんですけども、言えるものがあったら教えていただきたいと思います。

**○松元みやざき文化振興課長** 過去におきましては、県外の大学と連携するこういった講座は、例えば早稲田大学や、國學院大学でありますとか、ほかの大学とも一緒になってやっていた時期もございます。

現在、大阪大谷大学だけが続けてきているというのは、やはり大学側からの要望もありまして、こちらも御協力といたしますか、県のPRも含めて連携してやっているところでございます。

**○佐藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** それでは次に、人権同和対策課説明分についての質疑はありませんか。

**○松本委員** 資料66ページの新規事業「犯罪被害者等支援ワンストップサービス事業」についてお尋ねいたします。

早速取り組まれるということで、準備も必要かと思いますが、コーディネーター配置はいつぐらいから対応ができるのか、その辺りをまず教えてください。

**○大迫人権同和対策課長** 令和8年4月からコーディネーターを配置して取り組んでまいります。

**○松本委員** それでは、調整会議関係ですけれども、市町村の連携も含めて非常に大事だと思っております。

そういったところでいきますと、年度当初から始められて、いろんな体制構築をされたり、周知されたりというのがあるかと思います。その辺りのところ、今、具体的にイメージされているもので、差し支えなければお教えいただきたいと思います。

**○大迫人権同和対策課長** コーディネーターの配置は、先ほど申しましたように4月からなんですけれども、今、委員おっしゃられましたように、まずこの制度の周知をしないといけないというところがあります。

それは、県民に対してもそうですが、関係機関、支援機関に対しても、こういう制度を始めますので、ぜひ御協力をお願いしますということになると思いますので、なるべく早い体制構築をと考えています。遅くとも7月末までには体制を構築して、8月からの運用と考えております。

**○松本委員** 期待いたしております。

あと、事業はみやざき被害者支援センターへの委託ということでございますが、センターの時間体制等もございます。時間外、休日等も含めて、その辺りは何か特別に取り組まれるようなことがあるでしょうか。

**○大迫人権同和対策課長** 基本的には常勤職員ということで、8時半から5時15分までと考えています。

祝日、休日というのは、今はまだ考えていませんけれども、また、そこは、委託を行いますみやざき被害者支援センターとの話合いで最終的には決めたいと思っております。

**○松本委員** 周知も含めて、その辺りも徹底し

ていただけると助かるなど思っております。

あと、この事業に関係して、市町村の条例関係が随分進んだと伺っておりますけれども、現在の状況など、お分かりでしたらお教えてください。

○大迫人権同和対策課長 現在は20市町村で条例が制定され、施行されています。

今後の動きとして、当課で把握しているのは、宮崎市、延岡市、小林市、川南町が、今年の4月施行に動いていると伺っております。

○松本委員 今後も引き続き連携を取っていただいて、県内どちらにお住まいであっても、支援が取れる体制も推進していただきたいと思えます。

最後にお聞かせください。

先ほど課長の御説明では、事業期間は令和10年度までということですが、これは補助事業の関係かと受け止めました。その点、最後に確認させてください。

○大迫人権同和対策課長 3年周期というのがあるんですけれども、私どもとしては、今後、改善しながら、この事業は継続してまいりたいと考えております。

○佐藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上で、第3班の予算議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時48分休憩

---

午前10時50分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

次に、特別議案の説明をお願いいたします。

なお、委員の質疑は全ての課の説明が終了した後をお願いいたします。

○中村総合政策課長 資料の67ページを御覧ください。

特別議案、議案第24号「未来みやざき成長基金条例」についてであります。

これは、地方自治法第241条の規定に基づき、昨日御説明いたしました未来みやざき成長基金を設置するための条例を制定するものであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○中村総合政策課長 常任委員会資料69ページを御覧ください。

令和8年度総合政策部組織改正案についてあります。

組織改正全体の内容につきましては、昨日、総務部から説明があったと思っておりますけれども、総合政策部に関する改正について改めて御報告をいたします。

\*来年度本県で開催する日本のひなた宮崎国スポ・障スポの期間中、天皇皇后両陛下をはじめ多くの皇室の方々の御来県が見込まれておりますことから、宮内庁や警察、市町村等の関係機関との調整などの受入準備を行うため、秘書広報課の課内室として行幸啓室を新たに設置するものであります。

○森山生活・協働・男女参画課長 委員会資料70ページを御覧ください。

宮崎県消費者基本計画の素案についてです。

本計画につきましては、9月の常任委員会のその他報告事項で、骨子案の御報告をさせていただいたところですが、このたび素案としてま

※82ページに訂正発言あり

とまりましたので、御説明いたします。

初めに、1の策定の趣旨です。

県では、平成27年に宮崎県消費者教育推進計画を策定し、消費者教育をはじめとする各種施策に取り組んでまいりました。

しかしながら、高齢化の進行や成年年齢の引下げ、デジタル化の進展など消費者を取り巻く環境は大きく変化し、トラブルも複雑・多様化してきております。

こうした環境変化や新たな課題等に適切に対応し、消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、これまでの消費者教育推進計画を承継・包含しました宮崎県消費者基本計画を新たに策定いたします。

2の計画素案の構成ですが、第4章で構成しております。

71ページを御覧ください。

3の計画素案の概要について説明してまいります。

まず、第1章の基本的な考え方についてです。

1の計画策定の趣旨は、先ほど申し上げたとおりです。

2の計画の位置づけですが、宮崎県民の消費生活の安定及び向上に関する条例に基づく、県の消費者政策に関する基本的な計画、及び消費者教育の推進に関する法律に基づく都道府県消費者教育推進計画を兼ねるものであります。

3、計画の期間は、令和8～12年度の5か年といたします。

次に、第2章の消費生活を取り巻く現状と課題です。

1の消費者を取り巻く環境の変化として、高齢化の進行、成年年齢の引下げ、デジタル化の進展と電子商取引の拡大等、5つの視点を記載しております。

72ページを御覧ください。

2の本県における消費生活相談の現状です。

(1) 本県の相談受付体制ですが、県は、宮崎市、都城市、延岡市の3か所に消費生活センターを、市町村は、県内7地域で8つの消費生活センター・相談窓口を共同で設置しております。

(2) 相談件数の推移ですが、近年は、県・市町村を合わせて年間約1万件で推移しております。

右下の図表に赤い折れ線グラフにありますとおり、平成29年の全市町村での相談窓口共同化以降、市町村の相談窓口での受付が増加してきております。

73ページを御覧ください。

(3) 相談の傾向ですが、契約当事者が60歳代以上からの相談が全体の約半数を占めており、相談内容は、商品一般が最も多くなっております。

次に、3の消費生活に関する県民の意識では、トラブル経験者は21.7%と、前回調査から増加してきております。

トラブルを経験した県民の約60%が、インターネットを通じた消費者トラブルであります。

また、消費者教育を受けたことがあると認知している県民は、約36%でございました。

これらの状況を踏まえ、4の今後取り組むべき主な課題として、消費者トラブルの未然防止、地域の見守り体制の構築など、5点を提示しております。

74ページを御覧ください。

以上を踏まえまして、第3章では、消費者施策の方向性と展開について記載します。

基本理念に、消費者の権利の尊重及び消費者の自立支援を掲げ、県民が安心して豊かな消費

生活を営むことができる社会を目指す姿とし、3つの基本方針を立てることといたします。

各基本方針の趣旨と主な内容を御説明いたします。

まず、基本方針1の安全で安心な消費生活の確保です。

ここでは、商品・サービスの安全性や適正な取引の確保、法令に基づく事業者の指導に取り組むとともに、消費生活を営む上で、特に配慮を要する消費者への見守り活動を推進することを記載しております。

施策の主な内容としましては、(1)消費者の安全・安心の推進では、消費者安全法に基づく重大事故の情報共有や、消費者庁への通知などの商品、サービス、食品の安全確保に取り組んでいくこととしております。

(2)事業者に対する指導強化では、法令や条例に基づきます指導や、警察など関係機関との連携体制の強化に取り組んでいくこととしております。

(3)地域における見守り活動の推進では、県で設置していますみやざき地域見守り応援隊の取組推進や、市町村の推進体制の整備促進等に取り組んでいくこととしております。

75ページを御覧ください。

次に基本方針2の消費者被害の防止と救済です。

ここでは、消費生活におけるデジタル化の進展等、環境の変化に伴います相談内容の複雑化・多様化に対応できるよう、県消費生活センターは中核センターとしての機能強化を図り、相談体制等の強化を進めますとともに、住民にとって身近な相談窓口であります市町村の相談体制の充実強化に対する支援等を推進することとしております。

施策の主な内容としましては、(1)県と市町村が連携した地域の消費者問題解決力強化では、県センターの相談体制の充実強化や市町村への支援等。

(2)消費者ニーズに対応した相談体制の充実では、相談業務のデジタル化の推進や多様な消費者への対応。

(3)では、弁護士会や警察等関係機関・団体等との連携強化を推進してまいります。

76ページを御覧ください。

次に基本方針3の自ら考え行動する消費者の育成です。

この方針3は、現行の宮崎県消費者教育推進計画をベースに組み立てたものとなります。

ここでは、ライフステージに応じた消費者教育を推進するとともに、消費者教育を担う担い手の確保・育成を図ること、また、持続可能な社会の実現に向け、人や環境等に配慮した消費行動を推進することとしております。

施策の主な内容としまして、(1)ライフステージに応じた消費者教育の推進では、学校や家庭、地域、職域等、それぞれのライフステージや、場に応じた消費者教育の推進に取り組んでおります。

(2)消費者教育の担い手の確保・育成では、学校や地域における担い手の確保・育成に加え、消費者教育コーディネーターによる推進体制の構築に取り組んでおります。

(3)消費者への効果的な情報発信では、マスメディアやSNSなど多様な媒体や、教育委員会等の多様な主体を活用しました効果的な啓発活動の展開等に取り組んでまいります。

(4)持続可能な社会の形成に向けた消費行動の推進では、エシカル消費の普及啓発や環境教育・学習の推進等について、関係各課と連携

して取り組んでまいります。

77ページを御覧ください。

第4章の推進体制と進行管理についてです。

1の計画の推進体制ですが、国や市町村、関係団体等との緊密な連携により計画を推進してまいります。

2の計画の進行管理につきましては、毎年度、施策の実施状況を宮崎県消費生活対策審議会に報告するとともに、県ホームページで公表してまいります。

3の評価指標についてですが、表のとおり、計画全体として1つ、基本方針ごとに3～4つの計11の評価指標を設定いたします。

計画全体の指標としまして、表示や説明を十分に確認し、その内容を確認した上で商品やサービスを選択することを心がけている人の割合を掲げ、80%を目指します。

これは、消費者の消費生活における自立を図るものとして設定するものであります。

現在、県民意識調査において、本県の現状値を調査中でございます。

最後の78ページを御覧ください。

4の策定のスケジュールであります。今後、パブリックコメントを実施し、年度明けに審議会からの答申を受けた後、県消費者行政推進本部会議において計画を決定、常任委員会への報告を経まして、公表することとしております。

なお、別冊資料としまして、素案本文を添付しておりますので、後ほどお目通しいたくださいませようお願いいたします。

**○坂元交通・地域安全対策監** 同じく、委員会資料の79ページをお開きください。

第12次宮崎県交通安全計画の素案について御説明いたします。

まず、1の策定の趣旨についてであります。

この計画は、人命尊重の理念の下に、交通事故のない社会を目指し、諸施策を強力に推進していくために策定する都道府県交通安全計画について、現行の第11次計画が令和7年度で終了することから、国の基本計画に基づき、新たに第12次計画を策定するものであります。

次に、2の計画の位置づけであります。本計画は、交通安全対策基本法第25条第1項の規定に基づき、本県の交通安全に関する長期的な施策の大綱を定めるものであります。

また、3の計画の期間につきましては、令和8～12年度の5年間としております。

4の基本理念につきましては、人優先の交通安全思想を基本とするとともに、少子高齢化の進展等による社会情勢の変化を踏まえ、交通事故を構成する人・交通機関・交通環境の三要素に対する各種施策を推進することにより、交通事故のない社会を目指すこととしております。

それでは、第12次計画の内容について御説明します。

まず、第1章の道路交通の安全についてであります。

第1節では、道路交通事故のない社会を目指すための基本的な考え方を示しております。

本県では、依然として子供や高齢者が関係する交通事故が後を絶たない状況にあり、時代のニーズに応える交通安全の取組が一層求められております。

今後も、道路交通事故による死者数及び命に関わり優先度が高い重傷者をゼロに近づけることを目指し、究極的には、道路交通事故のない社会の実現に向けて、県を挙げてさらに積極的な取組が必要であると考えております。

80ページをお開きください。

第2節の道路交通の安全についての目標でござ

ございます。

まず、1の道路交通事故の現状と今後の見通しについて、本県における現状と特徴を御説明いたします。

左上の図1を御覧ください。

こちらは、交通事故の発生件数と死者数の推移を示したグラフになります。

棒グラフで示していますように、本県の交通事故発生件数は減少傾向が続いており、令和7年は2,477件となっております。

一方で、折れ線グラフが示しています交通事故死者数は、第11次計画期間中は30人台で推移しており、令和7年は34人となっております。

このうち令和3年と令和5年については、第11次計画の目標である死者数31人以下を達成しているものの、下げ止まりの感があり、対策の強化が必要な状況にあります。

その上で、本県における交通事故の特徴を整理しますと、左下の図2の交通事故死者の年代別では、65歳以上の高齢者が約6割を占めているほか、右上の図3の発生原因別では、脇見による事故が約7割を占めております。

また、右下の図4にありますように、自転車に関与する死亡・重傷事故においては、自転車利用者側の法令違反が約7割に上がっております。

これらのデータは、高齢者の安全確保、運転者の安全運転の徹底、そして、自転車利用者のルール遵守がいかに重要であることを示しております。

81ページをお開きください。

(2)の道路交通事故の見通しとしましては、運転免許保有者が減少傾向にあり、車両保有台数及び自動車の走行距離についても減少することが見込まれる一方、高齢者人口の増加、中で

も高齢者運転免許保有者の増加が、道路交通に大きな影響を与えるものと考えております。

次に、2の交通安全計画における目標について説明します。

先ほど説明しました交通事故の現状等を踏まえ、第12次計画においては、計画最終年度の令和12年までに、年間の24時間以内死者数を29人以下、重傷者数を223人以下にすることを目標とします。

下に、参考として目標値の推移を記載しております。

右にありますように前回の第11次計画では目標値を死者数と人身事故発生件数としておりましたが、今回の計画においては人身事故発生件数を重傷者数に変更しました。

その理由としましては、国の目標値に合わせることで全国的な比較が可能となることや、本県における人身事故発生件数が第11次計画の初年度から目標を達成し、その後も大幅に減少していること、そして何より、重傷者数は命に関わり、対策の優先度が高いと判断したためであります。

なお、この重傷者数や死者数の目標値の設定にあつては、本県における重傷者・死者数の推移や国の減少率を勘案し、設定しております。

次に、82ページを御覧ください。

第3節の道路交通の安全についての対策についてでございます。

まず、1の今後の道路交通安全対策を考える視点として、高齢者や子供、歩行者の安全確保など、10の視点を掲げております。

これらを踏まえた2の講じようとする施策について御説明します。

まず、①の道路交通環境の整備としまして、人優先の道路交通環境の整備を図るほか、今年

9月から生活道路の法定速度が時速30キロメートルに引き下げられることから、制度の円滑な施行等を図ってまいります。

②の交通安全思想の普及徹底としまして、幼児から高齢者まで段階的かつ体系的な交通安全教育を推進するほか、関係機関・団体等と連携した交通安全運動の展開、自転車等のヘルメット着用及び安全利用の推進等に取り組んでまいります。

また、前回、佐藤委員長より御意見をいただきました特定小型原動機付自転車等につきましても、県民の皆様に分かりやすい交通ルールの周知等に努めてまいります。

83ページを開きください。

③の安全運転の確保としまして、高齢運転者の交通事故を防止するための対策や、高齢運転者に対する制限運転の広報啓発等を行ってまいります。

④の車両の安全性の確保としまして、先進安全自動車に関する広報啓発や、自転車の安全性の確保に向けた取組等を行ってまいります。

⑤の道路交通秩序の維持としまして、重大事故に直結する悪質・危険な運転違反に重点を置いた交通指導取締りや、今年4月から施行される自転車への交通反則通告制度の導入を踏まえた交通指導取締り等を推進してまいります。

⑥の救助・救急活動の充実としまして、交通事故による負傷者の救命を図り、被害を最小限度にとどめるため、関係機関との緊密な連携・協力関係の確保等を図ってまいります。

⑦の被害者等支援の充実と推進としまして、県や市が設置する交通事故相談所における支援や、交通遺児寄附金の有効活用等を推進してまいります。

⑧の調査研究の推進としまして、データを用

いた交通対策や、交通事故情報の県民への積極的な情報提供を行ってまいります。

以上、8つの柱により、道路交通安全対策を実施してまいります。

次に、84ページをお開きください。

第2章の鉄道及び踏切道における交通の安全についてであります。

まず、第1節の1の鉄道事故の状況等についてですが、令和7年は3件発生しており、いずれも踏切事故となっております。

2の交通安全計画における目標としましては、第11次計画に引き続き、乗客の死者数ゼロの継続及び運転事故全体の死者数減少を目指してまいります。

また、左下の第2節の鉄道交通の安全についての対策としましては、重大な列車事故の未然防止、利用者等の関係する事故の防止の2つを今後の鉄道交通安全対策を考える視点とし、2の①～⑧にありますように、鉄道交通環境の整備や鉄道の安全な運行の確保など、鉄道事業者と連携して対策を講じてまいります。

次に、右上の第3節の1の踏切事故の状況等ですが、年間の発生件数は3件以下で推移しており、2の交通安全計画における目標としましては、こちらも第11次計画に引き続き、踏切事故の発生を極力防止することを目標といたします。

また、右下の第4節の踏切道における交通の安全についての対策としましては、それぞれの踏切の状況等を勘案した効果的な対策の推進を今後の安全対策を考える視点とし、2の①～④にありますように、踏切道の立体交差化や、踏切道の統廃合の促進などの対策を講じることとしております。

85ページをお開きください。

最後に、5の策定スケジュールについてであります。

本日報告しました素案については、今後は、パブリックコメントを実施し、広く県民の皆様のお意見を伺い、計画への反映を検討いたします。

その後、関係機関との協議等を経て、5月に開催予定の宮崎県交通安全対策会議において決定の上、6月の常任委員会において報告させていただく予定としております。

**○中村総合政策課長** 発言の訂正を1点させていただきます。

先ほど、国スポ・障スポの開催期間について、来年度と申し上げましたけれども、令和9年度の誤りでございます。おわびして訂正いたします。

**○佐藤委員長** 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項のうち、令和8年度組織改正案についての質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** 次に、宮崎県消費者基本計画の素案についての質疑はありませんか。

**○齊藤副委員長** 先ほどの策定の趣旨の中で、デジタル化の進展ですとか、複雑化・多様化の説明があったんですけれども、私も個人的に本当にそのとおりだと思っています。

実は先日、自治会の役員会があったときに、この話題になって、近隣でも、訪問して不要品を買い取る業者がいて、結構しつこかったりとか、あと、私も個人的に、兵庫県警ですという電話がかかってきて——全くのうそですけども、だからやっぱり、消費者基本計画というのは大事になってくると受け止めながら聞いていました。

自治会の人たちと話をする中で思ったのが、

近年の孤立化、高齢化社会と、私が住んでいる地区は、御高齢の奥様が一人で住んでいらっしゃる場所も多くて、そういったところをターゲットにして回っている業者もいるみたいですよ。

時代とは逆行しますけれども、自治会離れや、だんだんPTAの活動が終息して、小さくなっていくというようなことで、結局そこが、悪い人たちからすると狙いやすい。

だから、改めて思ったのが、自治会の加入率だとか、消防団もそうでしょうし、昭和の時代からずっと我々が培ってきた地縁団体・組織、そういったものをもう一回見直して、その必要性・重要性を認識して、みんながそこに入っていくということが、こういった犯罪から守る一番の基本的な方法じゃないかなと思いました。

これはお願いなんですけれども、そこら辺の考え方もぜひ入れていただければと思ったところですよ。

**○森山生活・協働・男女参画課長** 消費者トラブルにつきましては、なかなか複雑・高度化していきまして、実際に被害に遭ってからでは、救済できる割合も難しいものがございます。私どもとしましては、未然防止に力を入れていく必要があるということで、今回、基本方針3をお示しさせていただいております。

この中で、例えば、委員のおっしゃったように自治会単位というところでは、現在でも出前講座で、自治会単位での啓発や情報提供等の呼びかけを行っているところです。この計画にもありますが、今後は市町村の消費生活相談の行政窓口にも、小さな単位での啓発活動とか、そういったものの御協力をしていただけるよう進めてまいりたいと考えております。

あともう一つ、私どもとしては、単身の高齢

者が増えているという現状も認識しております。

その中で、資料74ページの基本方針1の(3)に、地域における見守り活動の推進を掲げさせていただいております。

県や社会福祉協議会が行っておりますみやぎ地域見守り応援隊に、消費者行政としましても相乗りする形で、見守りを行っていただく福祉や業者の方に消費者トラブルの情報を発信して、見守り活動の中で、そういった高齢層等に向けて注意喚起などがお願いできないかと取り組んでおります。

今後は、市町村単位におきましても、こういった見守り活動を広げていきたいということで、計画にも書かせていただいておりますので、引き続き、地域でのこういった消費者トラブルの解消に向けての取組を行ってまいりたいと考えております。

○外山委員 1点だけ、消費生活センターの窓口は、各市町村の職員が担うんですか。

○森山生活・協働・男女参画課長 資料72ページになりますが、消費生活センターにおきましては、今、広域で7地域8か所に設けております。市町村ごとに消費生活相談員を任用しまして、それぞれに配置しているところでございます。

○外山委員 ここにあるように、今でも1年間で1万件ほどの推移があり、いろんな相談がありますよね。解決できることをアドバイスするのはいいけれども、それ以上の込み入った問題とか、事件性のあるものは、ここを通じて、警察なり弁護士につなぐんですか。

○森山生活・協働・男女参画課長 県も市町村の相談窓口も同様ですけれども、相談内容を聞きまして、事件性のあるもの等につきましては、県センターでいきますと、過去の実績では年400

～500件、警察におつなぎしたりもしております。あとは弁護士、法テラスに案内したりと、関係機関に案内することとしております。

○外山委員 そうですよ。相談員には権限がないから、相談には応じられるけれども、裁定を下したりとかはできませんもんね。

○森山生活・協働・男女参画課長 消費生活センターの相談業務の基本は、相談をいただいた方への自己解決のための助言やアドバイスをすることが主なんですけれども、自分でなかなか解決できないという方に対しては、代わりに間に入って業者とのやり取り等もしております。昨年の実績でいくと1割程度があっせんとなっております。

○齊藤副委員長 委員長を交代します。

○佐藤委員長 県民室について、あまり利用されてなくて、今、もっと利用するよという話があるけれども、そういうのとこれは、連携は全く取れないんですか。

○小山広報戦略室長 県民室におきましても、かなり多様な御相談をいただいているところでございます。

そういった消費生活相談につきましては、所管課の生活・協働・男女参画課につないだり、県警につないだりしてございまして、連携を図っているところでございます。

○齊藤副委員長 委員長を交代します。

○山内委員 素案をずっと見たんですけれども、家庭での消費者教育の推進というところで、PTA活動等の出前講座があるんですが、最近のPTA活動の動きを見てますと、やはりPTAが任意団体で縮小傾向になっている。コロナで活動が縮小されて、昔のような学校単位での講演会って非常に少なくなっているというの

があるんですが、これを今後、推進していけるような感じにまた持っていくということによろしいでしょうか。

共働きとかで、保護者もなかなか学校の活動に参加できるような状態ではなくなってきたのが現状かと思うんですけども、行政側から研修を入れてくださいというような形で働きかけていく、何かしていくという方向性ということですか。

○森山生活・協働・男女参画課長 出前講座につきましては、広くこういった内容で、消費者トラブルに関する問題について勉強する機会を提供しているということでお声かけはしておりますが、基本的には申請方式になっておりますので、希望するPTAですとか、そういったところがございましたら、申請をいただいて出かけていくということになっております。

また、学校教育の現場での消費者教育は非常に重要だとも思っておりますので、教育委員会とも連携しながら取り組んでまいりたいとは考えております。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次に、第12次宮崎県交通安全計画の素案についての質疑はございますか。

○今村委員 1点だけ教えてください。

資料81ページの目標に関してなんですけれども、重症者数を223人以下ということであるんですが、現在どれぐらいで推移しているのか、分かれば教えてください。

○坂元交通・地域安全対策監 重傷者数の推移については、令和2年から減少傾向でありまして、令和7年の重傷者数は208人であります。

○今村委員 ちなみに令和2年はどれぐらいで

すか。

○坂元交通・地域安全対策監 令和2年は304人です。

○齊藤副委員長 資料80ページのグラフについて、すごく分かりやすくお話を聞いたところです。

図1のグラフを見ると、平成28年の9,015件の発生件数から令和7年の2,477件と、10年弱で3分の1以下に減少しているということで、恐らく警察当局の努力であったり、県民の意識向上であったり、あと、車の性能の向上も影響していると聞いたんですけれども、これは、全国的に——他県もこのように減少傾向なんですか。

○坂元交通・地域安全対策監 全国的にも、死亡事故・重傷者数ともに減少傾向であります。

○齊藤副委員長 それと、②の脇見——前方不注意、安全不確認等による事故が7割を占めているという説明があったんですけれども、これは、スマートフォンを運転中に見たりすることが原因じゃないんですか。

○坂元交通・地域安全対策監 ながらスマホ等も原因の一つであります。

○齊藤副委員長 先日も富山県で夜中、若いお母さんと中学生の子供が乗っている車に、スピード違反の、無謀な運転をする車が衝突して、結局亡くなったのは被害を受けたお母さんと子供というのを聞いたときに、これが例えば自分の家族だったらと考えると、本当に許せない気持ちで——今回この計画を新たに作成されるということで、ぜひ、宮崎県でも、この2,477件をさらに激減させて、不幸な事故がなくなるような県を目指してほしいなと思いました。

一つ気になるのが、車で運転しているときに——以前、私も議会の一般質問でも申し上げたんですけれども——白線ですね。センターライ

ンとか側線とか停止線とか、国・県・市管轄の中で、消えているところが年々増えてきているのは、恐らく予算の関係だと思います。先ほど、講じようとする施策の中で、道路交通環境の整備という話があったんですが、予算を伴うことなので、どこまでできるかは本当に限界があると思います。

ただ、白線って——ドライバーからすると、考え事とかしていると、ついつい、2車線のところで隣にちょっと入ってしまったとかする経験があるので、ぜひここら辺も意識的に取り組んでいただきたいという、これは要望です。

**○坂元交通・地域安全対策監** 白線や横断歩道等の消えかかっているところは、毎年、県警で調査をかけまして、その結果に基づいて優先順位をつけて、補修なりをしています。

**○河野委員** 資料80ページの図3の円グラフのところを1点教えてほしいんですけども、交通事故が発生したときの要因は、複数回答とかにはなっていないんですよね。1事故に対して1理由というか、例えば、脇見していて一時不停止にもなるとか、重複しているものをカウントしているわけではないですよね。

**○坂元交通・地域安全対策監** 事故の複数違反等があった場合は、主の違反を1つ計上していると思います。

**○佐藤委員長** ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** 最後に、議案全般を含め、その他で何かありませんか。

**○齊藤副委員長** 先ほど、生活・協働・男女参画課や女性活躍推進室から、新年度の事業の話があったんですけども、先般、報道の中で、本県における政治や行政に占める女性の管理職の割合が、全国的にも下位にあるという報道が

なされておりました。

これは多分、知事であったり、人事も関係してくるので、必ずしも部長にお尋ねするのがいいかどうかは分かりませんが、県だけじゃなくて、県内の市町村であったり、県議会や市議会、全部の話なので、ああいった報道を受けて、県の組織として、次年度に向けて内部で改善策を打っていかなくちゃいけないとか、そういう機運というのはあるんですか。

**○川北総合政策部長** 本県は、各都道府県と比較すると非常に低位にあるということで、これは極めて重く受け止めなければいけないと考えております。

これは、御指摘がありましたとおり、県だけではできないということがございます。市町村、そして民間企業を含めて、また、広く啓発部分も含めて、協力を仰いでいくことが必要でございます。

県としましても、そういった計画を当然立てて、御協力をお願いしていくことになりますので、これは、女性の活躍という部分を含めて、男女参画という広い視野で捉えていく必要があると考えております。

様々なアプローチ、そして、各関係部局が絡みますので、市町村を含めて、大きな動き、流れにしていかなければならない、私たちも懸命に対応していかなければならないと考えております。

**○齊藤副委員長** 今朝の新聞を見ていたら、企業においては、本県は女性社長が全国でも11番目に多いというのを見たときに、これは一体何なんだろうと自分でもちょっと分からなかったんですけども、今、部長がおっしゃっていただいたとおり、本当にそういった全体の動きを起こしていただいて、ぜひお願いいたします。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして、総合政策部を終了いたします。

執行部の皆様、大変お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午前11時34分休憩

---

午前11時41分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました議案等について、局長の概要説明を求めます。

○山下宮崎国スポ・障スポ局長 今回の委員会で御審議いただきます当局関係の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

総務政策常任委員会資料の2ページの目次を御覧ください。

宮崎国スポ・障スポ局関係につきましては、Iのとおり、令和8年度当初予算案に係る議案等のほか、その他報告事項といたしまして、IIにございます令和8年度組織改正案及び日本のひなた宮崎国スポ・障スポ開催準備状況等についてです。

私からは、今回の議案のうち当初予算案の概要について御説明させていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

宮崎国スポ・障スポ局の令和8年度当初予算案であります。

表の左から2列目の一番下、合計欄にありますとおり、宮崎国スポ・障スポ局の令和8年度当初予算額は65億3,928万6,000円で、令和7年度当初予算額と比較しまして50億8,295万4,000円の減、率にしますと56.3%であります。

続きまして、4ページを御覧ください。

債務負担行為についてです。

表にあります、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ県実行委員会負担金につきまして追加をお願いするものです。

詳細につきましては、後ほど担当次長から説明させていただきます。

続きまして、5ページを御覧ください。

令和8年度宮崎国スポ・障スポ局の新規・重点事業を掲載しております。

主な事業の詳細につきまして、この後、担当次長等から説明させていただきます。

○佐藤委員長 次に、予算議案についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明終了後をお願いいたします。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） まず、総務企画課の当初予算案について御説明いたします。

資料の6ページを御覧ください。

令和8年度当初予算額は、上の表の一番上、左から2列目の12億9,577万1,000円であります。主な内容について御説明いたします。

下の表の2行目にあります（事項）日本のひなた宮崎国スポ・障スポ事業費として11億3,546万7,000円を計上しております。

主な事業について御説明いたします。

7ページを御覧ください。

まず、日本のひなた宮崎国スポ・障スポ県実行委員会負担金についてです。

予算額は10億3,700万円であります。

事業内容ですが、国スポ・障スポの開催に向けた準備を行うための県実行委員会への負担金となります。

主な取組といたしまして、総会や常任委員会等を運営するほか、広報活動等の推進や、様々な計画、要項の策定など、令和9年の宮崎国ス

ポ・障スポに向けて準備を進めるものであります。

事業の期間は令和9年度までであります。

次に、8ページを御覧ください。

先ほど局長から説明のあった、債務負担行為の詳しい内容についてであります。

事業の概要についてであります。県実行委員会において実施する(3)の事業内訳にありますこの3つの業務について、記念品やメダルの製造や観戦ガイドブックの製作において製作に時間がかかるなど、令和8年度中に契約を締結する必要がありますことから、債務負担行為を設定するものであります。

期間は、令和8年～9年度で、全体で1億106万9,000円であります。

なお、このほかにも令和8年度中に契約の締結を必要とする業務が予定されており、今後、詳しい業務内容や積算等が固まり次第、順次、債務負担行為の設定をお願いしたいと考えております。

9ページを御覧ください。

新規事業「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ気運醸成イベント開催事業」についてです。

予算額は2,560万円であります。

事業内容につきましては、いよいよ宮崎国スポ・障スポまで1年前となる年度であることから、さらなる機運醸成を図るため、県内3か所でイベントを開催するものであります。

1つ目は、霧島酒造スポーツランド都城会場です。

国スポ・障スポの開・閉会式会場となるKUROKIRI STADIUMをメイン会場とし、大会開催の1年前となる9月頃を予定しております。

アスリートとの競技体験やステージイベント

等に加え、農政水産部、環境森林部とも連携し、当年度のおもてなし広場を想定した農畜水産物や特用林産物の振る舞い等を行うことにより、大会のPRと県産品のPRの相乗効果を図ってまいりたいと考えています。

2つ目は、アスリートタウン延岡アリーナ会場です。

11月の実施を予定しておりますが、こちらは日本スポーツ協会とミズノスポーツ振興財団が、国スポ開催前年度に、国スポ開催を記念して開催するイベントとなります。

有名アスリートを招聘し、230名程度の小学生を対象とした体験教室等が予定されており、これと併せて、その御家族やその他来場者にも楽しんでいただけるよう、キッズ体験コーナーや飲食エリア等を設置したいと考えています。

3つ目は、宮崎会場です。

場所は未定ですが、常時人が行き来する場所で、ステージ企画として大会イメージソングのダンスコンテストの決勝をメインに実施したいと考えています。

3つのイベントで合計来場者数1万5,000人を目標にし、このイベントを通して、両大会の認知度と参加意欲をより高めてまいります。

事業期間は令和8年度です。

次に、10ページを御覧ください。

新規事業「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ応援団活動支援事業」についてです。

予算額は5,200万円です。

事業内容ですが、県内各地域での国スポ・障スポ応援団の結成を促し、住民や地域が主体となって実施する大会を盛り上げるための活動を後押しすることで、県内各地域で機運を高めていくための事業となっております。

具体的には、地域住民や団体が自発的に組織

する応援団の活動に対し、市町村実行委員会が補助を行います。これにより、各地域での国スポ・障スポ関連イベントの企画、運営や大会を盛り上げる歓迎装飾の製作、地域独自のPR活動等を支援し、県内各地で主体的かつ活発な取組を展開してまいります。

本事業を通して、県内各地の地域におけるさらなる機運醸成を図ります。単に大会を知っているという段階から、県民自らが運営や応援に関わることで、県内隅々まで自分ごととして捉える機会を与えて、そして、その熱量を広げていきたいと考えております。

事業期間は令和9年度までであります。

**○橋倉競技・式典課長** 資料11ページを御覧ください。

競技・式典課の当初予算案について御説明いたします。

競技・式典課の令和8年度当初予算額は、上の表の一番上、左から2列目ですが、13億1,300万7,000円であります。

主な内容について、下の表の2行目の左から3列目、(事項)日本のひなた宮崎国スポ・障スポ事業費として11億4,474万9,000円を計上しております。

資料12ページをご覧ください。

主な事業について御説明いたします。

新規事業「日本のひなた宮崎国スポ競技別リハーサル大会運営補助事業」でございます。

予算額は11億2,723万9,000円であります。

事業の概要の(1)事業内容ですが、市町または市町が組織する実行委員会に対して、国スポ競技別リハーサル大会の運営に要する経費を補助するものであります。

主な補助対象経費は、会場仮設費、競技用具借り上げ・購入費、競技会運営に当たる役員・

係員等の旅費及び日当等であります。

囲み内ではありますが、国スポ競技別リハーサル大会とは、国スポ本大会に向けて、会場地市町等の競技会運営能力の向上を図ること、開催への機運醸成を図ることを目的とするものです。

主に、例年、各競技・種目で定期的開催されております、全国レベル・九州ブロックレベル等の大会を、運営主体である会場地市町等と関係競技団体が協力して実施するものであります。

本県では、令和8～9年度にかけまして、36競技を県内23市町、県外2市町で実施予定としております。

(2)事業の仕組みでございますが、県から市町または市町実行委員会への補助となります。

事業の期間は、令和8～令和9年度となります。

**○財部施設調整課長** それでは、施設調整課の当初予算案について御説明いたします。

資料の13ページを御覧ください。

施設調整課の令和8年度当初予算額は、上の表の一番上、左から2列目、22億532万7,000円であります。

当初予算の主な内容について御説明いたします。

下の表の2行目にあります(事項)日本のひなた宮崎国スポ・障スポ事業費として、20億7,958万3,000円を計上しております。

主な事業といたしまして、説明欄1の(2)の国民スポーツ大会市町村施設整備補助20億4,164万2,000円につきましては、市町村が行う競技施設整備への支援等を行うものであります。

(3)の国民スポーツ大会(お倉ヶ浜海岸整地)2,000万円につきましては、日向市で開催されるビーチバレーボールの競技会場であるお

倉ヶ浜海岸について、整地や流木等の撤去を行うものであります。

説明欄2の「県有スポーツ施設整備事業」1,449万6,000円につきましては、パーソルアクアパーク宮崎に近接する民間収益事業のMRT社屋オープンに伴う、周辺交通への影響を測る交通量調査を行い、その結果を基に必要であれば道路改良の測量や設計等を行うものなどでございます。

**○駒路障スポ大会課長** 障スポ大会課の当初予算案について御説明いたします。

資料の14ページを御覧ください。

障スポ大会課の令和8年度当初予算額は、上の表の一番上、左から2列目、6,671万3,000円です。

主な事業内容といたしまして、下の表の1行目にあります(事項)職員費6,494万1,000円と、2行目にあります(事項)日本のひなた宮崎国スポ・障スポ事業費の177万2,000円であり、この国スポ・障スポ事業費については、職員の旅費など開催準備に必要な事務費であります。

**○横山競技力向上推進課長** 競技力向上推進課の当初予算案について御説明いたします。

常任委員会資料15ページを御覧ください。

競技力向上推進課の当初予算は、左から2列目、16億5,846万8,000円となっております。

当初予算の主な内容につきまして御説明いたします。

16ページを御覧ください。

まず上から3つ目、(事項)体育大会費として3億478万2,000円を計上しております。

主な事業の内容といたしまして、説明欄1の国民スポーツ大会経費2億9,903万6,000円につきましては、国民スポーツ大会や九州ブロック大会への参加に関わる役員や選手の派遣等に要

する経費であります。

次に、事項の一番下にあります(事項)競技力向上推進事業として11億4,605万2,000円を計上しております。

これは、説明欄の競技力の向上推進に要する経費にありますように、1の選手強化、2の指導者養成、3の施設・設備整備など、宮崎国スポでの天皇杯獲得に向けた各事業に要する経費であります。

主な事業の内容といたしまして、説明欄1の(4)「みやぎきの次代を担う少年競技力育成事業」9,420万5,000円につきましては、本県スポーツの次代を担う中学生、高校生の競技力向上を図るため、競技力強化指定校等に対する遠征や強化等に要する経費を支援するものであります。

(5)「宮崎国スポ強化戦略プロジェクト」3億4,343万9,000円につきましては、本県全体の競技力向上を図るため、競技団体が実施する、種別共通、少年種別、成年種別の3つの区分のプロジェクトにおける遠征や強化活動等に要する経費を支援するものであります。

(7)「競技力向上推進確保事業」4億9,940万9,000円につきましては、競技力の高い成年有望選手を競技力向上推進員として雇用する際の経費及び推進員自身が競技力を高めながら、県内の中学校、高等学校の部活動の指導等に必要となる費用等を支援するものであります。

**○佐藤委員長** 執行部の説明が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午前11時58分再開

**○佐藤委員長** 委員会を再開いたします。

ここで、委員の皆様にお諮りいたします。質

疑につきましては、本日の午後1時10分から行  
たいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ございませんので、委員  
会は午後1時10分から再開いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時58分休憩

---

午後1時6分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

○山内委員 資料7ページの負担金について教  
えてください。

約10億円なのですが、積算内訳をもう少し具  
体的に説明いただきたいと思います。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） 10  
億3,700万円の内訳ですけれども、様々な取組を  
する中で代表的なものをここに記載しております。  
例えば、県の実行委員会の総会が600万円程  
度です。広報活動・県民運動の推進が1億7,300  
万円です。総合開・閉会式会場等の施設整備実  
施設計業務が3,700万円、式典実施要項の策定が  
6,400万円です。次の下2つ、国スポ・障スポ配  
宿計画そして輸送実施計画の策定が7,000万円と  
なっているところです。大きいところと言いま  
すと、この下から3つ目、リハーサル大会の開  
催経費が1億400万円程度となっております。

このほかにもいろいろ細かいのがありまして、  
そういうのを全て積み上げて10億3,700万円と  
なっているところでございます。

○山内委員 広報とリハーサル大会が1億円を  
超えており、計画等の策定が6,000～7,000万円  
で、あとは、それ以外の小さい額を積み上げた  
結果ということで、ほかには大きいものはない

ということですか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） 今  
おっしゃったとおり、大きいので言いますとそ  
ういうところでございます。

○河野委員 資料8ページの債務負担行為と  
なっている負担金について、業者としっかり契  
約して準備を進めてほしいと思うんですけれど  
も、事業内訳にある観戦ガイドブックについて、  
機運を高めていく上でも、もちろん早い段階で  
出来上がったほうがいいかと思えます。これは  
結構ポイントだと思っていて、いつ完成す  
るか教えてもらっていいですか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） 観  
戦ガイドブックにつきましては、競技の紹介で  
あるとか、観光地の紹介、そして、協賛企業や  
協力していただいた企業を載せたりとか、そう  
いうのがございますので、最終的に完成するの  
は令和9年度になります。

ただ、機運醸成のためにいろいろなものを配付  
してPRをしていくということは非常に重要で  
ありますので、今でもチラシとか、いろんな広  
告物を作って配布したり、ホームページに載せ  
たりしております。

観戦ガイドブックは、そういう形で、いろん  
な取材をすることもございますので、今回、2  
年間の債務負担をお願いしたというところでご  
ざいます。

○河野委員 分かりました。

ガイドブックは、もちろん大会に合わせたも  
のなので、時期が直前になるというのは確かに  
そうだと思いますし、別のところで、機運醸成  
をはかれる事業もありますので……。

ちなみに、このガイドブックは何パターンを  
想定していますか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） パ

ターンは1パターンでございます。障がい者の方にも分かるように——ページに印をつけて、そこでバーコードを読めば障がい者にも分かるような形で制作したいと考えております。

○河野委員 分かりました。

しっかりいいものができるように期待しております。

○今村委員 資料10ページの新規事業「日本のひなた宮崎国スポ・障スポ応援団活動支援事業」について一つだけ教えてください。

従来までのボランティアとのすみ分けはできているのでしょうか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） 今やっているいろんなボランティア——例えば、花いっぱい運動や美化活動、あと、広報のボランティアとか、そういう形で手を上げてもらって、私たちの活動に参加していただくということでボランティアを实际やっております。

それぞれの地域で、例えば、まちづくり活動団体とか、老人クラブや商工会などいろんな方たちがいらっしゃると思います。

そういう方たちに、来年、国スポがあるということをまず知っていただいて、その方たちが発信元となっていていろんなPRをしていただいたり、例えば、商工会の活動で国スポについてちょっと勉強して——リハーサル大会もありますので、その中で何かおもてなしをすとか、そういうようなことを想定しているところです。

ですので、全くボランティアは違うというわけではなくて、重なるところは出てくると思います。商工会とかで、競技会の周りをきれいにし県外からの皆さんをお迎えするような活動もこの応援団活動支援事業の対象にはなるかと思えます。まるっきり違うという形じゃなくて、幾つかリンクしていくものではないかと考

えております。

○山内委員 今の部分についてなんですけれども、公募の仕方というか、事業の仕組みの部分をもうちよつと具体的に教えてください。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） 予算が成立しましたら、各市町村へ具体的に話をしていきたいと思っています。

公募により、実際にこういう活動をしたいという方に手を挙げていただく市町村もあるかもしれないですし、例えば、先ほど言ったとおり、現在、活動している団体にお声かけして、来年に迫った国スポに向けて何か盛り上げることができませんかというように、市町村が声かけを行うところもあろうかと思えます。様々なやり方があるんだろうと考えていますが、そこは市町村が、この補助金を使い勝手がいい形で運用できたらと考えております。

そういうところに対して私どもとしては、県から市町村または市町村の実行委員会に補助金を出して、そこからそういう団体等へ、応援団の活動に対して支出していくというような流れになります。

○山内委員 市町村によって、この応援団の形は様々あると。

ここで、はじめのほうに載っている内容を見ますと、構成メンバーというのは申し込んだ個人であったり、団体単位での応募であったりという形があるので、市町村が、競技ごと、あるいは自治体単位で、こういうので応援団になりませんかというのを決めてやるということですかね。

例えば、私が住んでいる地元の事業で、去年もひなたのチカラを踊ったりもしたんですけれども、そこで自分たちも何かやっているから手を挙げられるんじゃないかと、市町村が仕組みを

決めた上で、それに合っていれば応募できるという形ですか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） 市町村がどういうやり方でされるかというのはいろいろあるかと思いますが。

地元でいろいろな活動をしているところが手を挙げるとか、声をかけて、こういう事業があるんだけどもというやり方もあるかと思えます。

まずは市町村でそれぞれの地域の特色とか、活動状況とか、その辺も把握されているでしょうから、それらも踏まえた上でこの補助金を使っていただきたいと考えております。

○齊藤副委員長 資料3ページの令和8年度宮崎県一般会計当初予算案を見ると、令和8年度が約65億円、そして昨年度が約116億円ということで、国スポ・障スポを開催するに当たって、これまでかかっている費用は、現時点でどれぐらい積み上がっているんですか。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） 昨年度の令和6年11月の常任委員会で、今後の見込みも含めて予算を出させていただきました。そのときには、ハード整備そして大会運営費含めて720億円を出させていただきました。

その後、いろんな補正予算を組んでたりしておりますけれども、今回お願いしている予算も含めると、ハード整備に関して532億円、大会運営について57億円、合計589億円で積算しているところです。

令和9年度については今後、積算していきます。昨年度の11月に出したときの720億円よりは恐らく、いろいろな物価高騰等も含めて、増加するというところで、我々としては予想しているところがございます。

齊藤副委員長が言われた、今までどれぐらい

使ったかということ、来年度の予算も含めてで言いますと589億円という数字になります。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括） それでは、資料の17ページをお開きください。

令和8年度組織改正案について御説明いたします。

県庁全体の組織改正につきましては、昨日、総務部から説明がなされていると思っておりますけれども、国スポ・障スポ局に関する改正について改めて報告させていただきます。

1点目は、競技・式典課に県外飛込競技担当を設置するものです。県外で開催する水泳競技の飛込及びカヌー競技のスラローム、ワイルドウォーターについて、開催準備を本格的に進めるため、現在の県外競技担当の業務内容を見直し、新たに担当を設置いたします。

2点目は、施設調整課の担当を会場施設担当と宿泊輸送・医療担当に改編いたします。

主要な県有施設の整備は今年度末にほぼ完了する見込みであることから、令和8年度からは開・閉会式会場施設の仮設整備や警備対策のほか、大会参加者の宿泊や輸送手段の確保、競技会場における医療救護体制の整備などに注力するため、担当を改編するものです。

資料の18ページを御覧ください。

続きまして、国スポ・障スポ開催準備状況等についてでございます。

これまで施設の整備状況等について、予算議案等を通じて適宜御報告させていただいておりますが、こちらの資料は、全体が一覧で分かるように、今回、整理させていただいたものでご

ございます。

19ページを御覧ください。

まず、1の両大会の概要でございます。

国スポの会期及び実施予定競技は記載のとおりでありまして、想定参加者数は国スポで約50～60万人、障スポで約10万人であり、両大会で県内観覧者を含め約60～70万人が参加されます。

20ページでは、各市町村で実施される国スポ・障スポの競技を一覧で掲載しております。後ほど御覧いただけたらと思います。

21ページを御覧ください。

開催の基本方針であります。

平成29年10月に県の準備委員会を設立し、宮崎大会は、この右上に四角囲みで書いてありますとおり「「スポーツの持つ力と可能性」により、広く県民に元気・勇気・感動を与え、県民総参加型による“おもてなしの心”あふれる大会を目指す」とした基本方針を打ち出しました。そして、その5つの実施目標を設定しております。

これを実現するために、当局を含め県庁全体で取組を進めているところでございます。その中で、特に宮崎ならではの取組について、次の22～23ページにまとめております。

22ページを御覧ください。

まず、県民総参加型の大会に関する取組です。

当局では、大会公式ポスターのデザイン、イメージソングの歌詞及び曲、炬火トーチデザインなどを制作するに当たり、県民の皆様に公募を実施し、大会づくりに参加していただく機会を広く設けてまいりました。

また、開・閉会式会場等におけるおもてなし会場においては、学生や障がいのある方々に企画・運営に主体的に携わっていただくことも検討しております。

特に、全国初の取組として、優秀な成績を残した選手に贈るメダルデザインの県民から公募したほか、先ほど御説明いたしました、県内各地域での国スポ・障スポ応援団の結成を促し、地域や住民が主体となって実施する大会を盛り上げるための活動を後押しすることで、機運を高めていきたいと考えております。

次に、神話のふるさとPRでございます。

天孫降臨の神話が残る宮崎での大会にふさわしく、様々な場面においてPRしたいと考えており、神話をテーマにした採火式等の実施や、開・閉会式におきましては、神話やユネスコ無形文化遺産への登録を進めている神楽をモチーフとした演出を取り入れてまいります。

次に、本県の魅力発信です。

開・閉会式会場において提供を予定している式典弁当につきましては、宮崎の豊かな食材を用いたメニューを検討しているほか、県の関係部局とタイアップしながら農畜水産物、特用林産物等のブースを出展することを予定しております。そのほか商工観光部局において、みやぎの魅力発信拠点H i n a t a B a s eの設置を検討していただいております。

23ページを御覧ください。

次に、障がいへの理解促進です。

公式ポスターについて、これまで先催県では国スポ・障スポのポスターを別々に制作されておりましたが、本県では両大会を一体的に盛り上げていきたいという思いから、共通の公式ポスターを全国で初めて作成いたしました。

また、こちらも全国初の取組ですが、特別支援学校とアートコンテストを実施し、入賞した作品を協賛車両のラッピングやボランティアグッズに活用していくなど、両大会を契機とした障がいへの理解促進や、障がい者の社会参加

を推進してまいります。

最後に、未来のみやぎづくりであります。

これまでスポーツランドみやぎきの全県展開を図るため、県内各地で施設の新設、改修を行ってまいりました。国スポ・障スポではこうした競技施設を拠点——レガシーとして活用し、新たな大会やキャンプ、合宿、イベントの誘致等に取り組むこととしております。

24ページを御覧ください。

次に、開催準備状況についてです。

まず、(1) 競技会準備であります。

1つ目の丸にありますように、県及び正式競技を実施する市町全てにおいて、実行委員会の設立が完了いたしました。

2つ目の丸にあります県有主要施設の整備につきましては、陸上競技場及びプールが昨年4月に供用を開始して以降、続々と完成しているところです。

今後、(5) のひなたTENNIS PARK MIYAZAKI の全面が今月21日に、(6) のアスリートタウン延岡アリーナのメインアリーナは来月18日に供用を開始する予定です。

3つ目の丸にあります競技役員等の養成では、3月末で国スポでの必要数約1,644人に対し養成の進捗率は約83%、障スポでは122人に対し進捗率は約54%となる予定です。

25ページを御覧ください。

2つ目の丸にあります各種ボランティアの確保では、広報ボランティアは令和6年度から募集しており、目標数150人に対し現在の登録者数は59人となっております。(2) の運営ボランティア及び(3) の手話・要約筆記ボランティアは昨年10月から募集を開始しており、現時点で運営ボランティアは登録者数261人、手話・要

約筆記ボランティアは367人となっております。いずれも大会が近づくにつれ登録者数も増えてくるものと考えておりますが、引き続き積極的に募集を呼びかけてまいります。

26ページを御覧ください。

4つ目の丸にありますように、いよいよ今年5月23日の日之影町のなぎなた競技を皮切りに、リハーサル大会が県内各地で開催される予定です。

今回の予算議案でお願いしておりますが、県では5つ目の丸にあります競技別リハーサル大会運営費補助金等により、各市町への支援を行ってまいります。

27ページでございます。

次に、(2) 開・閉会式準備です。

1つ目の丸にあります炬火トーチデザインにつきましては、今月下旬にデザインの公表、表彰式を実施いたします。

2つ目の丸にあります式典実施計画を今年の2月に策定し、神話やスポーツランドみやぎなど、宮崎の魅力を発信する演出やひなたのチカラ(光)をイメージする演出を取り入れ、開・閉会式を彩り、来県者の方々をおもてなししてまいりたいと考えております。

今後の取組としましては、開・閉会式の詳細についてさらに検討を進め、会場等整備の実施設計の作成や、式典実施要項などの策定を行ってまいります。

28ページを御覧ください。

次に、(3) 機運醸成の取組です。

機運醸成につきましては、令和6年度はウェブ広報誌の発行、ミニ番組の放送開始、イメージソング及びダンス、体操の公開を行いました。

今年度はイメージソングを活用して、ダンス出前事業、PRキャラバンの派遣、あと2年前

イベントを実施したほか、29ページになりますけれども、花いっぱい運動や協賛車両のラッピングを行うなど、機運醸成に向けた様々な取組を実施してまいりました。

今後さらに開催機運を盛り上げるため、先ほど説明いたしました応援団活動支援事業や、機運醸成イベントを実施するほか、5つ目の丸にあります歓迎装飾・ラッピングとして、県有施設に大型看板等や階段広告を実施するほか、街頭フラッグを設置していくことで町並みにも国スポ・障スポ色を広く打ち出していきたいと考えております。

30ページを御覧ください。

次に、(4) 宿泊・輸送準備等であります。

まず、宿泊関係につきましては、今年度第1次の来会意向調査を実施いたしました。また、昨今の物価高騰の状況等を踏まえ、3つ目の丸にありますように、先催県の宿泊料金上限、税抜き1万8,000円から、本県では税抜き2万円にすることを決定したところです。

また、4つ目の丸にあります弁当料金の上限につきましても、先催県の税抜き1,100円から、税抜き1,250円に引き上げることとしました。

また、輸送関係につきましては、第1次総開・閉会式輸送実施計画を策定しており、輸送バスや会場外駐車場について、今後、想定必要台数の確保に努めてまいります。

31ページを御覧ください。

来年度、宿泊関係につきましては、1つ目の丸にあります第2次宿泊施設実態調査及び国スポ第3次仮配宿を実施し、さらに精度を高めてまいります。

輸送関係につきましては、交通規制計画や交通要員配置計画の策定、バス、タクシー、鉄道輸送計画等を策定しながら、円滑な輸送交通体

制づくりを進めてまいります。

32ページを御覧ください。

(5) 募金・企業協賛であります。

まず、募金につきましては令和5年度から開始しており、現在4,139万円の募金を頂いております。

また、企業協賛につきましては、昨年度から開始しており、2月までの契約済みの協賛について協賛金が7,650万円、協賛車両などの御提供による物品協賛が3,732万円となっており、一番上の上段にありますとおり、合計で1億5,521万円となっております。

今後も募金グッズの販売促進や、企業への働きかけに努めてまいりたいと考えております。

33ページを御覧ください。

最後に、4の競技力向上の取組についてです。

(1)の国スポにおける天皇杯順位の結果と目標にありますとおり、現在、目標順位まで成績が及んでいない状況であります。宮崎大会での天皇杯獲得に向けて(2)以降の取組を行っております。

まず、正式競技41競技団体に対する支援の取組状況ですが、2つ目の丸にありますように、各競技団体の強化計画に対し、その強化費を補助しております。

34ページを御覧ください。

1つ目の丸にありますように、大学、社会人、女性アスリート、ターゲットエイジなど、国スポでの活躍が期待される選手を指定し、支援を行っているほか、2つ目の丸、選手の環境条件の整備として、メディカルチェックによる医学的なサポートや、3つ目の丸、女性アスリート等の支援としてコンディショニングサポートに係るトレーナーや、遠征先で帯同した子供に保育士等を活用するなど、様々な支援を行って

おります。

35ページを御覧ください。

(3) 各種別の選手確保・強化に関する取組状況であります。①の少年種別の取組としましては、競技力強化指定校の指定・強化では、今年度、高等学校で31校31競技77部など、多くの学校・団体を指定したほか、ターゲットエイジ選手確保・強化では37競技867人を指定して強化を図ってまいりました。

②の成年種別の取組としまして、競技力向上推進の確保では、令和8年度までの確保計画人数90人に対し、今年度までに42人を確保しており、企業とアスリートとのマッチングによる社会人アスリート等の確保では、令和8年度までの確保計画人数75人に対し、今年度までに41人を確保したところです。

今年の青森大会では、天皇杯獲得順位10位を目標として、引き続き競技力向上に全力で取り組んでまいります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はございますか。

○今村委員 資料25ページのボランティアの件について教えてください。

以前、質問があったかもしれないんですけども、実際に不足しているという状況で、大会が近くになるにつれて増えてくるということだったんですが、間に合わないんじゃないかというのを心配しています。何か具体的な対応や計画などございましたら教えてください。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長(総括) 大会運営に関しては、様々なボランティアが必要になってきます。今村委員が言うとおりに、この数字だけ見ると、まだ、厳しい状況にありますけれども、来年に国スポが開催されるという機

運醸成を図りつつ、それに少しでも携わっていただきたいという空気を出していき、そして、ボランティアにも手を挙げてもらうことが非常に重要だと考えております。

ですので、先ほど言ったとおり、私どもとしては、運営ボランティア、広報ボランティア、手話・要約筆記ボランティアを、それぞれ強化していきたいと考えています。

県内が盛り上がってくる、そして、いろんな機運醸成の事業を今年もやっております。市町村にも取り組んでいただきたいと考えておりますので、そういうことを通じて、県民の皆さんに何か携わっていきたいという気持ちを起こさせて、ボランティアにつなげていくことが非常に重要かと考えております。

数字はまだまだですけれども、頑張っていきたいと考えています。

○今村委員 仮に不足した状況で大会を迎えたときの対応まで考えているんですか。もし、足りなくても何とか回せますという感じなのか、教えていただければと思います。

○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長(総括) これが満たなかったときの対応について、具体的に、そこまでは考えていないんですけども、実際に集まった人数でこの日にちのこの競技とか、この開会式に何人とかいうように配置していったら、そしてカバーできないところを、場合によっては再度募集したり、県職員にお願いしたり、委託したり、いろんなことが考えられます。

先催県の大会も見て、ほかの県も大体こういう人数を何とか集めておりますので、確保できるように私どもも一生懸命取り組んでいきたいと考えています。

○山内委員 資料35ページの競技力向上推進員

の確保についてです。

当初予算でも5億円近く予算が上がっていました。

補正予算では、確保できなかったということで大分、減額補正となっていました。今回90人確保しますということで、どのようにして確保していこうとするのか、具体的に教えてください。

**○横山競技力向上推進課長** 競技力向上推進員について、補正では3人足りなく、42人の採用でしたけれども、今のところ90人の目標に近づけるように努力しているところです。

実際に46人弱は内定に近く、具体的に取組んだのは、私ども主導ではなくて——実際に競技団体とヒアリングを重ねる中で、選手構成でどういった選手が欲しいのか、8倍競技や5倍競技の中ではどこを補強したら得点までいくか、あるいは九州ブロックを突破できるか——そういったところをヒアリングしながら、大学、実業団、企業チーム等を訪問し、競技団体と連携しながら前に進めているというところでございます。

90名に近い形での確保というところは、概ね見通しは明るい状況ではございます。

**○山内委員** 県民総参加の大会にするということで、子供たちは学校が休みというだけでうれしかったりすると思うと、「県民スポーツの日」みたいな感じで休みにして、休みだけでも先生たちは仕事で連れて行くみたいな、何かそういったみんなが行けるような——期間は10日間ぐらいですけれども——そういうふうにするという考えなど、何かあるんでしょうか。

**○長倉宮崎国スポ・障スポ局次長（総括）** この大会は、本当に48年ぶりの大きな大会で、それぞれに各市町村でいろんな競技が開催されま

す。子供たちにもいろんな思い出をつくっていただきたいと思っております。今、委員がおっしゃるようなことにつきましては、教育委員会にも相談をして準備を進めているところでございます。

**○佐藤委員長** ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** 最後に、議案全般を含め、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○佐藤委員長** それでは、以上をもちまして宮崎国スポ・障スポ局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時41分休憩

---

午後1時43分再開

**○佐藤委員長** 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、会計管理局次長の概要説明を求めます。

**○坂下会計管理局次長** 説明に先立ちまして、本日の会計管理局の出席者であります。会計管理者兼会計管理局長の平山が忌引きのため欠席しておりますことを御報告いたします。

それでは、本日の御審議いただきます議案等につきまして、私から概要を御説明いたします。常任委員会資料の2ページ、目次を御覧ください。

まずⅠの予算議案であります。議案第1号「令和8年度宮崎県一般会計予算」であります。

Ⅱのその他報告事項としましては、キャッシュレス決済拡大及び収入証紙廃止方針について御報告いたします。

それでは、当初予算の概要につきまして御説

明いたします。

資料の3ページを御覧ください。

会計管理局の当初予算額は、表の一番下、左側2列目の令和8年度当初予算額の欄にありますとおり、総額で8億2,113万9,000円をお願いしております。

表の右側の対前年度比較の欄に記載のとおり、前年度当初予算と比較いたしますと、金額で5,565万5,000円の減、率にして93.7%となっております。

続いて4ページを御覧ください。

令和8年度会計管理局の新規・重点事業であります。

事業の概要につきましては、この後、担当課長から御説明いたします。

**○佐藤委員長** 次に、本委員会に付託されました予算議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明終了後をお願いいたします。

**○中原会計課長** 会計課の令和8年度当初予算につきまして御説明させていただきます。

委員会資料の5ページを御覧ください。

会計課の当初予算額は、表の一番上、左から2列目の欄にありますとおり6億4,943万円であります。

その主な内容につきまして御説明いたします。

6ページを御覧ください。

事項名欄の上から2段目、(事項)出納事務費2億3,811万4,000円であります。

主なものといたしまして、説明及び事業名欄の1の出納事務執行に要する経費6,287万5,000円は、公金の振込や収納に要する経費であります。

また、3の財務会計システム運営管理費8,350万1,000円は、職員が使用する財務会計システム

の運営管理などに要する経費であります。

次の4の「e L T A Xを活用した公金収納デジタル化事業」7,751万4,000円は、納入通知書を発行する使用料や手数料など一定の公金につきまして、e L T A Xを活用した公金収納事務に対応するよう、財務会計システムの改修を行うための経費であります。

次の5の新規事業「収納窓口におけるキャッシュレス決済導入事業」1,289万円につきましては、後ほど御説明いたします。

次に、一番下の段、(事項)証紙収入事務費1億271万9,000円ではありますが、これは証紙売りさばきに要する経費で、主に売りさばき人に対して支払います証紙売りさばき手数料であります。

7ページを御覧ください。

新規事業「収納窓口におけるキャッシュレス決済導入事業」であります。予算額は1,289万円をお願いしております。

事業の目的ですが、県の公金収納窓口におきまして、キャッシュレス決済端末を導入することにより、納付者の利便性向上を図るものであります。

次に、事業の概要(1)の事業内容ですが、行政手続に伴う使用料、手数料等の公金収納におきまして、クレジットカードや電子マネー、スマートフォンアプリなどによるキャッシュレス決済に対応するため、専用端末を導入いたします。

事業スケジュールといたしましては、県内3か所の運転免許センターや、13の警察署、県立美術館、総合博物館など25の所属におきまして、令和9年1月から窓口でのキャッシュレス化を開始する予定としております。

(3)の成果指標につきましては、数値目標

は掲げておりませんが、窓口へのキャッシュレス決済導入により、納付手段の拡充による県民サービスの利便性向上を図りたいと考えております。

なお、今回の端末導入による効果等を検証しながら、次年度以降の他の所属への導入につきましても、引き続き調整してまいりたいと考えております。

**○山台物品管理調達課長** 物品管理調達課の令和8年度当初予算につきまして御説明いたします。

委員会資料の8ページを御覧ください。

物品管理調達課の当初予算額は、表の一番上の段、左から2列目の欄にありますとおり1億7,170万9,000円であります。

主な内容につきまして御説明いたします。

9ページを御覧ください。

まず、事項名欄の上から2段目、(事項)物品管理及び調達事務費5,616万5,000円であります。

これは、物品の適正な管理と調達を行うための経費であります。説明及び事業名欄の1の物品管理調達事務費では、物品調達システムの運営等管理費や競争入札参加資格者名簿の定期更新に要する経費を計上しております。

また、2の「物品調達システム効率化推進事業」は、更新時期を迎えている物品調達システムのソフトウェアについて必要な改修を行うものであります。

続いて、(事項)車両管理事務費1,153万6,000円あります。

これは、県有車両の適正な管理に要する経費であります。公用車の自動車任意保険料が主なものとなっております。

**○佐藤委員長** 執行部の説明が終了しました。

予算議案についての質疑はありませんか。

**○山内委員** 資料6ページなんですけど、昨年度と比較しますと証紙印刷経費というのが変わっているんですけども、これはどういうものか教えてください。

**○中原会計課長** 収入証紙につきましては2年に1回、隔年で印刷することになっております。

今回は、令和8～9年度分の収入印証紙の印刷経費を計上させていただいております。

**○山内委員** 確認になりますけれども、今後、デジタル化や証紙の廃止の動きとかも少しありますが、そういったものを加味して、昨年度や一昨年度よりも若干少なくなっているんですか。それとも、同じような印刷をするんですか。

**○中原会計課長** 過去の収納実績を見まして、また、物品管理調達課で在庫を管理しておりますので、そこでの調整をしながら、印刷を行っているところでございます。

後ほど御説明させていただきますけれども、今後、収入証紙の廃止という方向性もございしますので、そこも加味した状態での印刷を考えてまいります。

**○今村委員** 資料7ページのキャッシュレス決済の事業について、先ほどの御説明の中で、効果を見ながら他の所属へも広げていくとあったんですが、まだ導入しないところに関しては、拡大時期というのはある程度見えてはいるんでしょうか。

**○中原会計課長** 今回、導入を要求させていただいている所属に関しましては、まずは現金のみで公金の収納をしている所属、それと、県民の皆様の出入りの多い、かつ証紙の売りさばきの件数の多いところを重点的に、今回、端末を設置させていただいております。

今後につきましては、そちらのキャッシュレ

ス率とかを見ながら、あと費用対効果を見ながら、今後展開していこうと考えております。

○今村委員 あと1点、教えてもらいたいんですけども、これにより職員の負担も減ってくるのでしょうか。

○中原会計課長 職員の負担につきましては、現金の徴収と端末の窓口での対応というのがございますので、若干増える可能性はございますが、まずは県民の利便性を重点に置きながら、職員の負担も可能な限り減らすという視点で進めていこうと考えています。

○今村委員 キャッシュレスじゃなくて現金でどうしても対応しなきゃいけない方とかもいらっしゃると思うんですけども、そこも併用してやっていくということによかったでしょうか。

○中原会計課長 例えば、美術館、博物館等に関しましては、特別展等で県の歳入になるものについて、現在、現金で徴収しているところがございます。そちらの業務に関しましては、当面は変わらないかと考えております。そこにキャッシュレス端末を導入しまして、県民の皆様様の利便性を上げていくということを、まずは重点的に進めていこうと考えております。

警察におきましては、当面、収入証紙での受付とキャッシュレス端末での受付が重複してまいりますので、どうしても人手が必要となるころはございますが、そこも効率化を考えながら、収入証紙につきましては、主管課とともに今後改善を図っていこうと考えているところです。

○佐藤委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

○中原会計課長 委員会資料の10ページを御覧ください。

キャッシュレス決済拡大及び収入証紙廃止方針についてであります。

まず、資料左上の①を御覧ください。

本県の収入証紙は昭和39年の制定以来、長きにわたり様々な手数料等の納付手段として運用してまいりましたが、その下の②にありますとおり、証紙には申請窓口での現金のやり取りはなく現金紛失等のリスクが少ない反面、利用者側における販売所へ出向く手間や、県側における証紙販売に係るコスト、在庫管理の事務負担といった課題がございます。

こうした課題を踏まえまして、新たな収納方法への移行を検討する際の参考とするため、③にありますとおりアンケートを実施いたしました。その結果、約8割の方から証紙の廃止や、キャッシュレス決済などによる利便性向上を求める声をいただいております。

主な意見としましては、いつでもどこでも払い込みを可能にしてほしいという利便性向上を望む声がある一方で、キャッシュレスでの支払いを望まない方に対する配慮も必要といった御意見も頂戴したところであります。

これらを今後の検討の参考としまして、④のとおり、利便性の向上と事務の効率化を図るため、現行の証紙制度を廃止し、新たな収納方法への移行を目指してまいります。

本方針を決定した背景には、デジタル化へ向けた3つの収納手段の導入のめどが立ったことがございます。

資料右側の⑤と左下⑥のスケジュールを併せて御覧ください。

1つ目の電子申請・電子納付の仕組みにつきましては、本県は導入済みでありまして、既に

一部の手数料で運用を開始しており、今後、順次拡大することとしております。

2つ目の窓口でのキャッシュレス決済は、先ほど御説明いたしました来年度の新規事業として、令和9年1月から端末導入を予定しております。

3つ目のeLTAXを活用した納入通知書につきましても、現在、システムの改修を進めており、令和8年9月からの運用開始を見込んでおります。

これらデジタル決済の基盤が整う見通しが立ったことから、今般、廃止の方針をお示した次第であります。

一方で、⑤の4つ目の青の点線囲みでございます現金納付への対応につきましては、アンケート結果でもございましたとおり、極めて重要な課題と認識しております。

記載の無記名の納付書による支払いなどは、現時点での検討案の一つでございますが、窓口での現金支払いを希望される方々への具体的な対応につきましては、今後、時間をかけまして慎重に検討し、関係機関含め、丁寧な調整を行ってまいります。

これらを踏まえまして、⑥のスケジュールにありますとおり、収入証紙廃止条例の提案を経まして、令和10年度——令和11年3月末をもちまして、収入証紙の使用を廃止する計画としております。

今後、県民の皆様や関係団体等に対しまして、丁寧な説明と周知を行いながら、円滑な移行に取り組んでまいります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 ないようであれば、最後に、議

案全般を含め、その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして会計管理局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時0分休憩

---

午後2時3分再開

○佐藤委員長 それでは、委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました予算議案について説明を求めます。

○日高人事委員会事務局長 令和8年度当初予算について御説明いたします。

お手元の歳出予算説明資料の301ページ、タブレット資料では307ページを御覧ください。

表の左から2列目の当初予算額の欄でございます。

人事委員会事務局の当初予算総額は1億7,135万6,000円をお願いするもので、表の右から3列目、前年度当初予算総額1億6,505万4,000円と比較いたしますと3.8%の増となっております。

続きまして、その主な内容について御説明いたします。

紙の資料では303ページ、タブレットでは309ページをお願いいたします。

まず、1段目の(目)委員会費661万2,000円ですが、その内訳といたしましては、左から3列目の(事項)委員報酬598万2,000円は、人事委員3名に対する報酬であります。

次の(事項)委員会運営費63万円は、人事委員会の会議開催等に要する経費でございます。

次に、2段目の(目)事務局費の1億6,474万4,000円であります。

その内訳といたしまして、まず（事項）職員費1億3,156万3,000円ですが、これは事務局職員の15名の人件費でございます。

次に、事務局運営費634万5,000円ですが、これは人事委員会事務局の運営に要する事務的経費でございます。

続きまして、（事項）県職員採用試験及び任用研修調査費2,394万8,000円ですが、その内容といたしまして、1の県職員採用試験実施費は、試験案内や試験問題の作成、会場借り上げなど、採用試験実施等に要する事務的経費であります。

2の任用制度等に関する調査研究費は、任用制度などの人事行政に関する調査研究等に要する経費でございます。

続きまして、（事項）給与その他の勤務条件の調査研究費174万4,000円ですが、その内容といたしまして、1の給与報告及び勧告に必要な調査研究費は、民間給与の実態調査をはじめ、人事委員会が行う職員の給与等に関する報告及び勧告に要する経費でございます。

2の給与その他の勤務条件の調査研究費は、勤務条件に関する調査や、職員に対する給与支払状況の監理等に要する事務的経費でございます。

最後に、（事項）審査監督費114万4,000円ですが、不利益処分に関する審査請求等審査に要する経費及び人事委員会が権限を有する労働基準監督関係業務に要する経費でございます。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもって人事委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時7分休憩

---

午後2時8分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

本委員会に付託されました予算議案について説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明終了後にお願いいたします。

○坂元監査事務局長 監査事務局の令和8年度一般会計当初予算について御説明をいたします。

委員会資料の3ページを御覧ください。

監査事務局の当初予算額は、表の左から2列目の欄にありますとおり2億1,239万3,000円をお願いしております。

その主な内容ですが、4ページを御覧ください。

まず、上から1段目、（目）一般管理費の1,379万7,000円についてですが、これはその右横、（事項）外部監査費でありまして、説明欄にありますとおり、包括外部監査人による外部監査に要する経費であります。

なお、この外部監査につきましては、後ほど特別議案のほうで詳細について説明させていただきます。

次に、上から2段目、（目）委員費2,026万7,000円についてであります。

その内訳ですが、まずその右横、（事項）委員報酬1,885万7,000円は、監査委員4名の給料及び報酬等であります。

その下、（事項）運営費141万円は、監査のた

めの旅費など、監査委員の監査に要する経費であります。

次に、上から3段目、(目)事務局費1億7,832万9,000円についてであります。

その内訳ですが、まずその右横、(事項)職員費1億6,531万7,000円は事務局職員の人件費であります。

その下、(事項)運営費1,301万2,000円は、事務局職員の監査や事務局の運営に要する経費であります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、特別議案について説明を求めます。

○坂元監査事務局長 議案第34号「包括外部監査契約の締結について」御説明いたします。

委員会資料の5ページを御覧ください。

この議案は、1の提案の理由に記載しておりますとおり、令和8年度の包括外部監査契約の締結について、地方自治法第252条の36第1項の規定により、議会の議決に付するものであります。

包括外部監査制度は、6に記載しておりますとおり、監査機能の充実を図り、監査機能に対する住民の信頼を高めることを目的に導入された制度で、外部の専門家による監査を実施するものであります。

本県では、平成11年度から導入しており、導入当初から公認会計士と委託契約を締結しております。直近では、7の欄に記載しておりますようなテーマについて監査をしていただいております。

契約の目的は、2にありますとおり、包括外部監査契約に基づく監査及び監査の結果に関す

る報告を求めるものであり、契約の金額は、3にありますように1,379万3,000円を上限とする額としております。

4の契約の相手方についてであります。

契約は毎年度締結いたしておりますが、同一の者との連続した契約は法律上3年が上限とされております。

現在お願いしている中原公認会計士は今年度で3年目になりますので、来年度は新しい方との契約が必要となります。このため、来年度は記載のとおり、日本公認会計士協会南九州会宮崎県部会から推薦をいただきました公認会計士の熊須敏郎氏との契約を考えております。

熊須敏郎氏につきましては、公認会計士としての豊富な業務歴に加え、県や宮崎市などの包括外部監査の補助者を務められた実績があり、適任と考えております。

契約の期間は、5にありますとおり、令和8年4月1日から令和9年3月31日までであります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

特別議案について質疑はございますか。

○山内委員 教えてもらいたいのですが、まず、テーマの決め方というのは、監査事務局で決めるのか、それとも、外部監査人で決めるのでしょうか。

○林監査第一課長 テーマについては、その時々行政課題や社会情勢等を踏まえまして、外部監査人が自らの判断で選定することとなっております。

○山内委員 契約の金額が大きいと思うんですけども、年間、大体何日ぐらい関わるような仕事なんでしょうか。

○林監査第一課長 委託料の積算としましては、契約者の日数が35日で、監査人が補助者を選定

してございまして、補助者について、延べ日数で70日ほどを積算として計上しております。

○山内委員 補助者というのは1名なんですか。この約1,300万円の中から払われるということですね。

○林監査第一課長 補助者の人数については、包括外部監査人にお任せしてございまして、こちらとしては延べ日数が70日ぐらいということで、2名だったり4名だったりするんですけども——ちなみに、令和7年度は4名の方を補助人として選定されておりました。

○山内委員 ちょっと確認なんですけれども、延べ70日というのは、補助人が増えればもっと短い日数でされるという理解でよろしいですか。

○林監査第一課長 そのとおりになります。

この日数としましては、公認会計士協会の標準報酬単価を準用してございまして、その単価掛ける日数になっております。全体の日数は決められておりますので、人数が多くなると1人当たりの日数が減ることになります。

○佐藤委員長 ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは最後に、議案全般を含め、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして監査事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時17分休憩

---

午後2時19分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました予算議案について説明を求めます。

○川畑事務局長 それでは、議会事務局の令和8年度当初予算につきまして御説明いたします。

令和8年度歳出予算説明資料により説明いたしますので、タブレットの8枚目、資料番号のページとしましては2ページを御覧ください。

令和8年度当初予算額は、左から2列目の欄にありますとおり11億5,164万6,000円を計上しております。

令和7年度当初予算との比較では、表の右端にありますとおり、額にして3,300万3,000円、率にしまして2.8%の減となっております。

それでは、主な内容について御説明いたします。

同じくタブレットの10枚目、資料のページ番号としましては4ページを御覧ください。

まず、(目)議会費であります。表の左から2列目の予算額の欄にありますとおり7億5,330万6,000円を計上しております。

主なものとしまして、まず一番上の段の(事項)議員報酬が4億9,784万2,000円であります。これは、議員報酬及び期末手当に要する経費であります。

次に、3段下の(事項)議会一般運営費が2億908万円であります。これは、政務活動費交付金を含みます各種協議会の負担金などに要する経費であります。

続きまして、(目)事務局費であります。

表の左から2列目の予算額の欄にありますとおり、3億9,834万円を計上しております。

主なものとしまして、表の中ほどの段の(事項)職員費が2億5,685万1,000円あります。これは、事務局職員の人件費に要する経費であります。

次に、一番下の段の(事項)議会一般運営費が1億1,904万9,000円あります。次の5ペー

ジにもまたがりますけれども、これは県議会広報や事務局の運営等に要する経費であります。

○佐藤委員長 執行部の説明が終了しました。

予算議案について質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 最後に、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、以上をもちまして議会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時22分休憩

---

午後2時24分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行うことになっておりますので、16日月曜日に行いたいと思います。

開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 以上で、本日の委員会を散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時24分散会

令和8年3月16日(月曜日)

---

午後1時0分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	佐藤雅洋
副委員	長	齊藤了介
委員		外山衛
委員		山内いっとく
委員		河野通博
委員		今村光雄
委員		松本哲也

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主査	岩下恵美
政策調査課主査	藤原諒也

---

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

議案等の採決につきましては、議案等ごとがよろしいでしょうか。一括がよろしいでしょうか。

〔「一括」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、一括して採決をいたします。

議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第27号、議案第28号、議案第29号及び議案第34号につきましては、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議なしと認めます。よって議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第21号、議案第23号、議案第24号、議案第27号、

議案第28号、議案第29号及び議案第34号につきましては、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第19号についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時2分休憩

---

午後1時8分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

採決に移りたいと思いますが、態度保留の場合は退席したものとみなしますので、御了承ください。

態度保留の委員はいらっしゃいますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 全員、採決に参加ということで進めます。

それでは、請願第19号の賛否をお諮りいたします。請願第19号について、採択すべきものとすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○佐藤委員長 挙手少数。よって、請願第19号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、委員長報告骨子(案)についてであります。

暫時休憩いたします。

午後1時10分休憩

---

午後1時11分再開

○佐藤委員長 委員会を再開いたします。

委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、閉会中の継続調査についてお諮りをい

たします。

総合政策及び行財政対策に関する調査については、継続調査といたしたいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ありませんので、この旨議長に申し出ることといたします。

その他で何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 それでは、今日をもちまして1年間の総務政策常任委員会は終了となります。

皆さん方からの、いろいろな賢明な意見、提言等をいただきながら委員会を進めてまいりました。委員長として大変勉強になりましたし、また、執行部の皆さんからもいろいろ思うところはあり、それを反映させてきたと思っております。

また、今後も、委員会が変わる可能性もありますし、このまま残る可能性もありますけれども、引き続き、皆さん方の御協力をお願いいたします。

委員長として一言、お礼を述べさせていただきます。1年間ありがとうございました。

○齊藤副委員長 私からも一言、お礼申し上げます。

私も、初めての総務政策常任委員会ということで、御説明に対してやはり分からない点が多々あったものですから、副委員長の立場でありながらも、いろいろと質問させていただきました。1年間、委員の皆様いろいろな御意見を聞きながら、なるほど、そういう視点があるのかということで、私にとっても非常に勉強になりました。

また、不慣れで、佐藤委員長をしっかりとお支えすることがままならなかったんですけれども、

本当に1年間、御協力いただきましてありがとうございました。

○佐藤委員長 それでは、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時14分閉会



署 名

総務政策常任委員会委員長 佐 藤 雅 洋